

平成 27 年 3 月 佐川町議会定例会会議録（第 2 号）

招集年月日 平成 27 年 3 月 9 日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成 27 年 3 月 9 日 午前 9 時宣告（第 4 日）

応 招 議 員	1 番	下川	芳樹	2 番	坂本	玲子	3 番	邑田	昌平
	4 番	森	正彦	5 番	片岡	勝一	6 番	松浦	隆起
	7 番	岡村	統正	8 番	中村	卓司	9 番		
	10 番	永田	耕朗	11 番	西村	清勇	12 番	今橋	壽子
	13 番	徳弘	初男	14 番	藤原	健祐			

不応招議員 な し

出 席 議 員	1 番	下川	芳樹	2 番	坂本	玲子	3 番	邑田	昌平
	4 番	森	正彦	5 番	片岡	勝一	6 番	松浦	隆起
	7 番	岡村	統正	8 番	中村	卓司	9 番		
	10 番	永田	耕朗	11 番	西村	清勇	12 番	今橋	壽子
	13 番	徳弘	初男	14 番	藤原	健祐			

欠席議員 な し

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	教 育 次 長	吉野 広昭
副 町 長	村田 豊昭	産業建設課長	渡辺 公平
教 育 長	川井 正一	健康福祉課長	岡崎 省治
会計管理者	西森 恵子	町 民 課 長	麻田 正志
総 務 課 長	横山 覚	国土調査課長	氏原 敏男
税 務 課 長	田村 秀明	農業委員会事務局長	氏原 謙
収納管理課長	橋掛 直馬	病院事務局長	笹岡 忠幸
チーム佐川推進課長	片岡 雄司		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成27年3月佐川町議会定例会議事日程（第2号）

平成27年 3月 9日 午前9時開議

日程第1 一般質問

議長（藤原健祐君）

ただいまの出席議員数は 13 人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

これから日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順とします。

6 番、松浦隆起君の発言を許します。

6 番（松浦隆起君）

おはようございます。6 番、松浦隆起でございます。通告に従いまして、本日も 3 点お伺いをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

通告では、地方創生を 1 点目に挙げておりましたが、最後に質問させていただきたいと思いますので、御了承いただきたいと思います。少し順番を変えて、インターネットのほうからお聞きをしたいと思います。

インターネットリテラシー・情報マナーの取り組みについてお伺いをいたします。昨今、インターネットの普及による社会の情報化、これは子供たちの生活や心身の問題にいい面、悪い面、そしてあわせて、大きな影響を及ぼしております。特に最近、パソコン並みの性能を備えたスマートフォン、いわゆるスマホ、私も使っておりますけども、こういったものが広く普及をしております。このスマホの長時間利用による健康や学習への悪影響のほか、いじめやインターネット上の犯罪の温床になるなど、多くの問題が浮上しているのも一つの事実でございます。

そういった状況の中で、インターネットの適切な活用方法、情報マナーの向上の取り組みが一層求められているところでございます。本町の青少年が安心・安全にインターネットを利用できる環境の整備に向けては、大事な観点ではないかと思っております。実際に子供を持っておられる親御さんから、以前私も、こういったインターネット、安心して取り組める、そういった取り組みも町として取り組んでもらえませんかというお話しもいただいたことがございます。

ここで、このインターネットリテラシーという言葉、これはなんぞやということではありますが、これは、情報ネットワーク、いわゆるインターネットを正しく利用することができる能力という意味で

ございます。

総務省が昨年9月に公表した青少年のインターネットリテラシー指標によりますと、スマホの保有者は全体の88.1%。昨年の84%より上昇しておりまして、1日のインターネット利用時間が2時間を越えると、リテラシー、いわゆるその使う能力というものが低くなっていくという結果が出ております。

総務省では、近年、関係事業者・団体と連携をしまして、青少年が安心・安全にインターネットを利用するため、青少年や保護者、教職員等に対し、インターネットリテラシー・マナー等の向上のための講座を多数開催をし、啓発活動を行っております。また、こうした活動を今後も円滑に実施をしていくために、地域における自主的で継続的な枠組みの構築が必要という観点から、各地の学校、自治体、企業、NPO等、そういったものがインターネットリテラシーのマナー向上のための活動をしているさまざまな事例を収集をし、事例集として取りまとめて昨年の10月に公表もしております。

具体的に、こういったリスク対応能力が必要かということも示されておりまして、1点目に、インターネット上の違法コンテンツ、有害コンテンツに適切に対応できる能力。2点目に、インターネット上で適切にコミュニケーションができる能力。3点目が、プライバシー保護や適切なセキュリティ対策ができる能力。これらが、携帯電話やスマートフォンがおおむね青少年に行き渡る高校1年生までに身につけてほしいリスク回避能力というふうに体系的に定義がされております。

具体的な例を2つ挙げてお話しをしたいと思います。

埼玉県和光市の教育委員会では、保護者向けの啓発資料を作成をし、ソーシャルメディアの利用に当たっては、ルールの徹底が必要であるとして、啓発資料の中の8項目の事項について、各家庭でしっかりと話し合いをして指導した後に利用を許可するように配慮を依頼をしております。

その内容を紹介しますと、ソーシャルメディアは、1点目に、世界とつながっていること。2点目に、個人情報等の安易な書き込みは取り返しのつかない問題になること。3点目に、情報の安易な書き込みは絶対にしないこと。4点目、学校の名誉や誰かを傷つけるなどの書き込みは絶対に許されないこと。5点目に、友達とのやりとりは、選択や無視する勇気も必要であること。6点目に、知らな

い人とのやりとりには、さまざまな危険性があること。7点目が、利用する場合は、きまりや規則を守ることの大切さ。8点目が、問題が生じた場合には、一人で悩まずに先生や親に相談すること。とあります。

また、この啓発資料には、小学校、中学校及び高等学校の児童生徒並びに保護者に対して行ったメディア利用に関するアンケート調査、この結果も掲載をし、利用の実態もあわせて周知をしているようであります。

また、兵庫県の猪名川町という町では、猪名川町青少年フォーラム、I N A G A W A スマホサミットというものを高校生が主体となって事前調査も含め、企画、立案、運営を行い、子供たちが主体となり協働したスマートフォン利用ガイドラインの策定を行っているようであります。地域の皆さんも一緒になって、この青少年のスマホ利用をしっかりと守っていこうという趣旨があるようでございます。

本町におきましても、このインターネットリテラシー・マナーの一層の向上を図り、青少年が安心・安全にインターネットを利用できる環境の整備が必要ではないかというふうに思います。さまざまな形での取り組みをしていただければと思っておりますが、本町における現状と、そして今後の取り組みについて、お伺いをいたします。

教育長（川井正一君）

おはようございます。それでは、松浦議員さんのインターネットリテラシー関係の御質問にお答えさせていただきます。

インターネットは、情報の収集はもとより、買い物やゲーム、電子メールなど、今や私たちの生活と切り離せないものとなっております。

こうした中、学校におきましては情報教育により、児童生徒に対して情報通信ネットワークの活用能力や情報モラルの育成に努めておりますが、広く青少年を対象とした取り組みは、現在行っておりません。

また、家庭との連携も非常に大事でございます。そういった面におきまして、現在、学校はP T Aと連携しながら、ノーゲームデーでありますとかノーテレビデー、そういった取り組みを進めておりますが、こういったインターネットに的を絞った取り組みというの

は、現在特に行っておりません。

つきましては、今後、ネット詐欺を初めとするインターネット被害を防止するため、青少年育成佐川町民会議、そういったものとも連携しながら、まずは青少年向けの啓発用チラシの作成・配布に努めてまいりたいと考えております。

あわせて、現在、学校でN T T ドコモでありますとか、それから佐川警察署にお越しをいただきまして、そういったインターネット、スマートフォンの正しい利用について勉強会的なことをしておるんですが、そういった面にも今後P T Aを含めて、例えば参観日等にそういった催し物をするとか、そういったP T Aも含めた取り組みを今後、学校と協議してやっていきたいと、そのように考えております。以上でございます。

6 番（松浦隆起君）

わかりました。今、教育長からもお話がありましたように、親御さんの意識といいますか、親御さんがしっかり意識をしてかかわってあげるということも非常に大事でありますので、今、御答弁いただいた形で取り組んでいただきたいと思いますし、もし可能であれば、一度、今現在、本町の子供さんたちがどういった状況でスマホやインターネットを使っているのかというアンケートも、一度取っていただいて、現状を知るということも非常に大事ではないかと思えます。

そのことを周知をしてあげることで、親御さんもまた意識ができてくる、子供さんとともにということになると思います。また、昔と違って、今、子供さんだけではなくて、子供さんと一緒にいる親御さん自体がスマホに熱中をしてるという状況もあると思いますので、ともに意識を啓発するという取り組みもぜひ、お願いをしたいと思えます。

このインターネットというのは便利でありますけども、一方で犯罪やそういったものに巻き込まれる危険性も持っておりますので、今後ともしっかりと取り組んでいただきますようお願いをしまして、この質問は終わらせていただきます。

それでは、2点目の質問に移ります。

公共施設等総合管理計画の推進について、お伺いをいたします。一昨年6月に閣議決定しました日本再興戦略に基づきまして、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議におきまして、同

年 11 月にインフラ長寿命化基本計画が取りまとめられました。

一方、地方自治体では、過去に建設をされました公共施設等が、これから大量に更新時期を迎える中で、地方財政は依然として厳しい状況にあり、さらに人口減少による今後の公共施設等の利用需要の変化が予測をされるために、自治体施設全体の最適化を図る必要がございます。

昨年 4 月、総務省では公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進と題し、各都道府県知事などに対して計画の策定要請を行いました。また、本計画についての記載事項、留意事項をまとめた公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針というものを、地方公共団体に対して通知をしております。

一昨年 10 月に総務省が行った公共施設マネジメント取組状況調査結果によれば、基本方針を策定または平成 26 年度までに策定予定の団体の割合は、全体で 25%。特に、指定都市以外の市区町村での割合が低いとされております。また、管理計画を策定することにより、施設の老朽化の度合い、維持管理費用が予測ができます。それにより、施設の修繕、改修、処分、統廃合の計画が立案をでき、予防保全による施設の長寿命化を図り、将来的な財政負担の軽減にもつながります。

そこで、地方自治体においては、公共施設等の全体を把握をし、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するために、この公共施設等総合管理計画の策定を推進をする必要がございます。

今回、議会初日の町長の行政報告の中で、国の指針に基づいて、27 年度に公共施設等総合管理計画を策定するというお話がございました。

それを踏まえまして、何点か確認をさせていただきたいと思います。総合管理計画は、まちづくりや住民に提供する行政サービスにも影響を及ぼすものでありますから、その策定に当たっては、計画の実効性を確保するために、計画期間における公共施設等の数や延べ床面積、それに関する目標やトータルコストの縮減、平準化に関する目標、そういったことについてできる限り数値目標を設置するなど、目標の定量化に努めること、また数値目標は特定の分野のみを対象とすることなく、公共施設等の全体を対象とすることが望ま

しいとされております。その点についてもお伺いをしたいと思えます。

そして、いわゆる箱物の公共施設だけではなくて、道路、下水道など、公共インフラも合わせた総合管理であるということですので、本町において、産業建設課がそれらの担当でありますけれども、これらの長寿命化計画、今取り組んでおられるのではないかと思います。この27年度策定予定の総合管理計画と、どう関連をし、整合性を図っていくのか、まずこの点についてお伺いをいたします。

総務課長（横山覚君）

おはようございます。お答え申し上げます。国、地方公共団体におきまして、高度成長期ころにですね建設されました、今松浦議員言われたいわゆる学校とか、公営施設、道路、橋梁、水道、こういうふうな社会インフラの資産がだんだんと耐用年数を迎えてまいりまして、その老朽化対策が今、課題になってきております。それで来年度にですね、その公共施設の総合管理計画を策定するための予算を上げまして、当町におきましてその統廃合、長寿命化、それから財政負担の軽減、平準化、そういうものをねらいまして、計画を策定する予定としております。

先ほど言われました産業建設課におけます長寿命化、そういうものも含めましてその経過の中にどういうふうに取り入れるかを考えまして、また検討いたしまして進めてまいりたいと思っております。よろしくどうぞお願いします。

6 番（松浦隆起君）

これからの総合管理計画をつくるということですから、長寿命化計画担当課のほうと、これからだというお話でございましたので、これ以上お聞きはしませんが、既に取り組んでおられますから、その部分とのしっかり整合性というのは図られる必要があると思えますので、お願いをいたします。

この計画といいますのは、さまざまな部門がそれぞれの立場で管理、維持・保全、そして補修というものを当然、今までもしておりますが、していかなくはいけない、こういった公共施設のあり方について、今後戦略的に考えていく必要があると思えます。廃止が考えられない公共施設等については、更新しなければならない。その際は、公共施設の更新費用の推計、試算というものが速やかに

行われる必要があるわけでございます。

今現在、どう行われているのか。また役目を終えた公共施設を廃止をするケースも考えられると思いますが、その際、廃止した施設の除却というものも、財政上の大きな課題になるのかなと思います。施設の除却に係る経費が財政に与える影響、今現在でどのように考えておられるのか、この2点についてお伺いをしたいと思います。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。施設の管理計画等、これからの補修、修繕、維持、基本的なその財政的な費用を算出したものを、今持ち合わせてございませんで、今回の公共施設の総合計画の中において、きちんと検討していきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

6 番（松浦隆起君）

これからつくるといいますので、そう言われると、もう後聞けないんですけども。この一つ、管理計画をつくる意味の中で大きいのは、やっぱりこの今後に向けての費用というものをしっかりと把握をする、財政的に計画を立てていくということが、一つ大きな目的でもありますので、この部分がひとつしっかりと確認が取れておく必要があると思いますけども、今現在で、この公共施設、あるものについてのこの今言いましたような資産でありますとか、この建物は多分もうもたないだろうなということで、今現在で判断をしている、これぐらい今後お金がかかるんじゃないかということも、全く数値としては考えていないということではないんですか。

町長（堀見和道君）

おはようございます。御質問いただきましてありがとうございます。松浦議員の御質問にお答えさせていただきます。

現時点では、そのコストに関しては、算出したものはありません。松浦議員のおっしゃるように、やはり耐用年数、あと建物によっても部位ごとによって機能を果たせる年数というのは違いますので、しっかりとスケジュールを押さえた上でそれぞれの維持管理、もしくは除却が必要な建物に関しては、何年後に除却と。スケジュールと、あとはその金額、除却費用、修繕費用、それをしっかりととりようだてて、今後管理計画をつくっていくと。27年度中にそれを完成をさせるということで、町としてもその方針で、今、進んでおります。

26年度の時点におきまして、今年度ですね、私のほうからこの管理計画を検討入ろうという話をもう、しておりましたが、今まだ細かいところまで詰め切っておりません。来年度に向けて、専門家にも委託をして一緒につくり上げるという考えでありますので、御了解をいただければと思います。以上です。

6 番（松浦隆起君）

今、町長から御答弁いただいたように、これからだということですので、今、しっかり、町長のほうはこの計画の大事な骨子というものを押さえていただいていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

この公共施設の総合的な管理を行うのに大事な1点は、この全体を把握して長期的な視点を持って更新や統廃合、それから長寿命化などを計画的に行い、少しでも財政負担を軽減、平準化するということだと思います。また公共施設やインフラなどに関する情報は、今後も道路、学校施設等、また施設類型ごとに異なる部署において管理をしていくものと思います。そして、それらの情報を、ある意味1カ所に集約をして総合的に管理をする対応が必要になるんじゃないかと思いますが、この公共施設総合管理計画が策定をされた場合、この全施設の情報を管理集約するのは、どの部署が行っていくのか、その際のマネジメントシステムの体制は、ある意味この策定作業と同時に今後の管理という意味で、どこが担っていくのかというのをしっかりと構築するべきだというふうに思います。

その意味でも、この公共施設等の維持管理を戦略的に行う、いわゆるファシリティマネジメント体制と、そういうものを1日も早く構築することが今後のこの総合計画の管理体制の確立に不可欠ではないかというふうにと思いますが、この点についてお伺いをしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。松浦議員のおっしゃるように、ファシリティマネジメントの体制をしっかりとつくり上げるということが大切になってきます。基本的には総務課のほうで統括をして管理をしていくということになるかと思いますが、産業建設課、それぞれ、あと教育委員会、健康福祉課、それぞれ担当部署がありますので、連携を図りながらしっかりと管理をしていくと。

他市町村の例で、大学と提携をしてですね、このファシリティマ

ネジメントを、より効率的に、合理的に行うというシステムも、実は開発をされました。つい最近、その発表がありましたが、そういう先進的な事例も研究をしながら、どうすれば情報共有が速やかにできて管理がしっかり行えるかという体制と、あとシステム、そこからICTを活用したシステムですね。そちらもしっかりと研究をしながら佐川町に合ったファシリティマネジメントを実施していきたいと考えております。以上です。

6 番（松浦隆起君）

わかりました。これも施設、それぞれ各担当課が現実的に予算的なことは管理をしていくわけで、それぞれの担当課の考え等も出てくると思います。その意味で、なおのこと権限を持たせて一つの部署がしっかりと管理をするという体制は必要であると思いますので、ぜひ、今、町長がおっしゃられた取り組みを前向きにさせていただくようお願いをいたします。

最後にもう1点、別の角度からお聞きをいたします。施設の管理という観点から、当然この施設の耐震化という問題が出てくると思います。今、この庁舎を含めて、順次、施設の耐震化も進めていただいているところだと思いますが、学校は、外側の耐震化は全て済んでいるということですが、その学校を除いて、今、町内の全施設のうちに、今、何パーセントぐらいまで耐震化が済んでいるのか、またタイムスケジュール的なことも含めた計画があれば、お聞かせをいただきたいと思います。

もう1点、先日、防災システム研究所所長の山村武彦先生を招いての防災セミナー、私も出席をしてお聞かせをいただきましたが、その中で、非構造部材の耐震化の重要性について述べられておりました。

学校施設につきましては、この議場におきまして私も3度、質問・提案をさせていただいて、順次取り組んでいただきまして、27年度には全ての学校の非構造部材の耐震化が完了する予定だとお聞きをしております。ただ、この庁舎も含めて、桜座や、山村先生が指摘をしたあの健康センターのかわせみ、こういったもの、多くの人が集まる場所の非構造部材の耐震化は、まだ耐震診断も含めて取り組まれていないのではないかなというふうに思っております。

防災拠点を守り、住民の命を守り、避難所を確保するという観点からも、これはひとつ重要な取り組みだと思います。早急に検討す

る必要がある取り組みではないかと思っておりますが、この、以上 2 点につきまして、お伺いをいたします。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。今のところ、学校を除いてですね、公共の庁舎等につきまして、何パーセントの耐震化工事ができているのかについては、ちょっと詳しくその資料はございませんが、今のところ、本庁舎、耐震化の本体工事ができておりまして、あと 57 年度以降につくられた桜座とかかわせみとかは、耐震化ができておるといふような状況になっております。

ただ、先ほど言われました非構造部材につきましては、これらの中で、その耐震化はできておりませんので、今後、耐震化の非構造部材を含めた検討もする必要があると思っております。

6 番（松浦隆起君）

あの東日本大震災からちょうどこの 11 日で 4 年になります。あれ以降、防災に、そういった対策について、それぞれの自治体の意識が、それ以前より大きく変わって、こういった拠点を守ること、そして命を守ること、取り組んできたと思います。できれば、この我が町の公共施設の建物の耐震化がどこまで進んでいるかということは、既に把握をしておいていただければなあというふうに思います。

それから、非構造部材については、事前に課長とも少しお話ししましたが、例えばこの庁舎の 1 階、いろんなシステムがあるところの天井が落ちるかどうかは別にしまして、非構造部材等が、例えば落下をする、システムがダウンをするということも可能性がありますので、これは早急に、ある意味この総合管理計画の計画を立てるものとまた切り分けて、耐震化というものはしっかり取り組んでいく必要があると思っておりますが、もう一度御答弁いただきたいと思えます。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。確かに総合管理計画の中で、という話もありましようけれども、先行して学校なんかもですね、その耐震化、それから非構造部材なんかも進めておりました。公共施設は町民の方もたくさん来られるわけですから、その命を守るためにもですね、なるべくその耐震化の関係についてのスケジュール的なものも検討をさせていただきたいと思えます。

6 番（松浦隆起君）

しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。冒頭にも申し上げましたが、27 年度に計画を策定をするというお話でありますから、先ほども言いましたけれども、この計画策定と同時に大事なことは、その計画をこれからどう管理をしていくか、その意味からも、全体を総合的に判断をし、ある意味、戦略的に公共施設の維持管理を行う。先ほど、町長も取り組んでいきたいとおっしゃられておりましたこのファシリティマネジメント体制、この取り組みも急務ではないかというに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、3 点目に、地方創生戦略の推進についてお伺いをいたします。

2008 年に始まった人口減少、これ 40 年以降は加速度的に進み、100 年には、現在の 3 分の 1 程度までに減少するという推計がございます。このままでは、50 年には 6 割以上の地域で人口が半減をし、2 割で住民がいなくなると危惧をされています。人口減少が社会に与える影響は大きく、人口減少に伴う高齢化の結果、経済規模は縮小し、経済の縮小が人口減をもたらす悪循環に陥ると言われております。

一方で、東京首都圏への人口流入が進み、地方の人口減少に拍車がかかるという指摘もございます。このような状況を踏まえ、政府は、昨年 11 月に成立をしました、まち・ひと・しごと創生法に基づきまして、日本全体の人口減少の展望を示した長期ビジョン、そして地方創生のための今後 5 年間の総合戦略を、昨年 12 月 27 日に閣議決定をいたしました。

さらに、都道府県や市町村には 2015 年度までに地域の実情を踏まえた地方版総合戦略、この策定が努力義務として課されております。長期ビジョンと総合戦略は、こうした人口減少に歯止めをかけ、地方の活性化を推し進めることで活力ある社会を再構築していくことを目指しております。

この中の総合戦略は、長期ビジョンで示された方向性の実現へ、15 年度を初年度とする今後 5 カ年の政策目標、具体的施策をまとめたもので、4 つの基本目標を掲げております。

1 つ目が、地方における安定した雇用を創出する。2 つ目が、地方への新しい人の流れをつくる。3 つ目は、若い世代の結婚・出産・

子育ての希望をかなえる。4つ目は、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する。でございます。

そして、地方自治体は、これらの長期ビジョン、総合戦略を踏まえ、産業界、研究機関、金融機関、住民代表などでつくる、いわゆる総合戦略推進組織を設け、15年度中に地方版の人口ビジョンと地方版の総合戦略を策定するとされております。

この地方創生の鍵は、地方が自立につながるよう地域の資源を生かし、責任を持って戦略を推進できるかどうかと言えます。本町におきましては、堀見町長が、この地方創生の取り組みを町の大きなチャンスと捉えて、積極的に取り組みを始められております。地方創生祭りというものを、何か実施をしたいと。具体的にどういったものかはちょっとイメージはできませんが、そういった中で、私も今、この今回の地方創生の取り組みは、本町にとって、改めてこの町の価値を創造し、この町に住む人たちが生き生きと暮らし続けることができるまちづくりに向けて、大きなチャンスであると思っております。

それだけに、しっかりと取り組む姿勢が大事でございます。そういった観点を踏まえ、何点か確認をさせていただきながら、予算等も含めて、具体的な事業についてもお聞きをさせていただければと思っております。

まず1点目にお聞きをしたいと思いますが、先ほども申し上げましたように、各自治体において、27年度中に地方創生の総合戦略をつくるということになっております。この総合戦略をどうつくっていくのか、ここがまさに本町の未来を決めると言っても過言ではないほど重要な部分ではないかなと。逆にそのぐらいの思いで取り組まなければ、成功はしないと思っております。

そういった意味からも、こういった体制で総合戦略を立てていくのか、そこが大事でございます。町長が就任当初から言っておられるチーム佐川、まさに、今こそ、チーム力で町民一丸となっていて、いろんな意見、アイデアを、いわゆるボトムアップをしてつくるときだと思います。

また、総合戦略をつくる組織は、行政のみならず、産・官・学に加えまして、金・労・言、いわゆる金融機関・労働団体・メディア、そして住民の代表、こういったものを巻き込み、関係者がラウンドテ

ーブルを囲んで一体的な参画をしてもらう体制が必要と言われております。

そこで、お聞きをいたしますが、まち・ひと・しごとを創生する戦略を立てるための体制、そしてその人材の確保について、どのように考えておられるのか。

また、全国そして県内の自治体では、総合戦略推進会議等の名称で策定組織を設置し、その中に策定委員の一人として議員を入れているところがございます。また、自治体側が、行政側がそういったことをしないところでは、議会側に、まち・ひと・しごと推進会議をつくって、執行部側としっかり連携を図って検討しようとしている議会もあるようであります。住民の代表の一人として議員の参画は大事ではないかというふうに思いますが、このことについて、あわせてどのようにお考えになられているのか、お聞きをいたします。

町長（堀見和道君）

松浦議員の地方創生に対する御質問にお答えさせていただきます。まず、体制と人材の確保ということの御質問ですが、まず、これまで佐川町の総合計画、第5次総合計画の策定をまいりました。これは、佐川町役場の中でコアメンバーをつくり、過去、現状を、振り返りをしてきました。基本的にこの体制を一つの中心として推進をしていきたいと考えております。また、その策定の過程の中で、今、専門家、これ内閣府でも専門家の打診を受けてる方ですが、博報堂の笥裕介さん、この方を専門家として今年度アドバイスをいただいておりますが、来年度も引き続き色々アドバイスをいただくということで考えております。

具体的に、総合戦略の中でアクションプラン、何を実施していくのかということ、これから詰めていかなきゃいけなくなりますが、これに関しては、中学生、高校生初め、広く住民の皆さんにかかわっていただいて、各地区でのまちづくりサロンですとか、分野別、例えば、福祉の分野、産業の分野、そういった分野で、分野別のまちづくりサロンを行って、広く、住民の皆さんの意見を集めたいというふうに考えております。

議員の皆様にも、その中で、佐川町民としてまちづくりサロンにかかわっていただいて、闊達な意見をいただきたいと、そのように考えております。

また、大学、産・官・学ということになりますが、大学に関しま

しては、既に今、高知大学ですとか工科大学のほうには、いろいろアドバイスを求め始めております。金融機関につきましては、今、銀行に何か提言はないですかと。今、佐川町はこういうこと、自伐林業を核としたものづくりということ、あと農業振興も 27 年度の総合戦略の中で盛り込みをしていきたいということを考えておりますが、そのことに関して、金融機関さんからのアドバイスもいただきたいですということを話しております。

地方議会、議会の皆様との、全体との取り組みということにつきましては、内閣府のほうからも、地方議会との関係ということで、地方版総合戦略については、議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要であることから、各地方公共団体の議会においても、地方版総合戦略の策定段階や効果検証の段階において、十分な審議が行われるようにすることが重要ですよというふうにコメントをされてます。

総合計画につきましても、2月に、皆さん、全員協議会の場で御説明をさせていただきましたが、総合計画の策定並びに総合戦略の策定の過程の中で、逐一、議会の皆様には報告をさせていただき、意見を求めて、しっかりと総合戦略並びに総合計画の中に盛り込みをしていきたいというふうに考えております。

また、全体の審議会の組織としましては、総合計画の審議会が開かれると。委員を決めて審議会を行っていくことになりますが、そのメンバーと総合戦略の審議をいただくメンバーを、同じ会として、同じ組織としてつくらせていただいて、しっかりとつくり上げたものの、計画をしているものについて審議をいただきたいと考えております。

そのような体制で、全体的には総合戦略の策定を進めていきたいと考えております。以上です。

6 番（松浦隆起君）

それぞれの声を吸い上げる形として、分野別のまちづくりのサロンというお話もありましたが、そういった声を吸い上げた後、核としてそういう戦略推進会というものをつくられるのかなとは思いますが、そういうものを、今の話は少しちょっとわからなかったんですが、その声を吸い上げた後、それをまとめてしっかり総合戦略としてつくり上げる、そういう核となる会議、そういうものを設置をするのかどうか。

審議会というものは、総合計画でもそうですが、ある一定、担当者の方等が作り上げたものを審議をしていくと。そこで、例えば議会でいえば、議員がそこでかかわることと、具体的にまちづくりサロンに、当然ここにおられる、私も含めて議員も、しっかり意識を持って参加をしていくことも大事です。

あわせて、例えばそういう核となる戦略会議をつくるのであれば、そのつくり上げる、審議をする前の段階からしっかり加わっていくということも一つ大事なことはないかと思いますが、もう一度だけ、そこを確認をさせていただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。まちづくりサロンの中で、具体的には、実行計画、アクションプランを具体的なところまで一つ一つまとめていきたいと。一つのまちづくりサロンの中で、答えを出していきたいと考えております。その出てきた答えに関して、それをまとめる事務局的な役割が必要になってきますが、これは現時点では役場の職員、今、コアメンバーとして動いている、各課にまたがる役場の職員のほうでまとめをしていきたいと考えております。

そのまとめたものを、逐一、議員の皆様にも御提示をさせていただいて意見をいただく。また、審議会の皆さんにも御提示させていただき提言なり、意見なりをいただくと。そういう形で進めていきたいと考えております。以上です。

6 番（松浦隆起君）

わかりました。そしたらその分野別の一つ一つのサロンで声を吸い上げるところから最終的な計画、その分野の計画策定まで、最後までやるというイメージですかね。違いますかね。妙に、その顔色がわからないんですが、ちょっとお答えをお願いします。

町長（堀見和道君）

そのイメージで進めていきたいと思います。まだ、はっきり確定したものが、こういう組織でいきますという組織図を示せばいいんですが、まだそこまで、今、できておりません。

ただ、松浦議員のおっしゃるように、チーム佐川で住民力を結集をして、議員の皆様にも御提言をいただきながら、全国に発信できる、誇れるすばらしい総合戦略をつくっていききたいと。そのための体制をつくっていききたいと考えております。以上です。

6 番（松浦隆起君）

わかりました。それで、関連でもう1点お聞きをします。この小規模市町村には、いわゆる日本版シティマネージャーということで、要望に応じて、市長の補佐役として国家公務員を派遣する地方創生人材支援制度というものがございます。人件費は地元で負担をするということで、二の足を踏んでいる自治体もあるようですが、今回の国家公務員の派遣制度については、副町長や幹部職員として、原則2年間ぐらい派遣をするということを考えておられるようですので、派遣される国家公務員は、恐らく若手になるんじゃないかという話を聞いております。

逆に見れば、それぐらいの人権費は町の負担として考えていかなければ、いわゆる本腰を入れたシティマネージャーにならないということも言われました。

この点について、地方創生コンシェルジュ制度、この活用とあわせて取り組み状況についてお聞かせをいただければと思います。

町長（堀見和道君）

お答えをさせていただきます。シティマネージャーの制度は、一度活用しようかということで検討をしました。国とのマッチングで佐川町が目的とするとか、こういう人が来てくれたらいいなあという人が、ほんとに来てくれればいいなというふうには思っておりましたが、今、総合計画策定で、専門家の方、先ほども名前を言いましたが、寛裕介さんにかかわっていただいております。この方は、内閣府からもその専門家として、民間人としての立場でシティマネージャーとして派遣をさせてもらうことができませんかという問い合わせも内閣府からあったということを聞いております。

ただ、寛氏は、今、5つほどの自治体の専門家としてアドバイスをしております。なかなか多忙な方で、どこか一つの自治体に行くということは難しい方であります。

佐川町としては、それだけ能力も高く専門性を持って地方の課題解決に明るいこの寛氏に専門家としてかかわっていただけるという体制を取っておりますので、シティマネージャー制度を使って、例えば、官僚、国家公務員の方をまたプラス人権費を払って呼び寄せるということは、やはりやめようと。その分、私も含めて役場の職員が一生懸命働こうと。寛さんの能力を引き出して自分たちでも、もっと前向きにやろうということでシティマネージャー制度は採用しないということにしました。

コンシェルジュ制度につきましては、今後進めていく中で、いろいろな情報のやりとり、情報をいただいたりとか、そういう形でアドバイスをいただくことがあるかもしれませんが、色々な角度で情報を幅広く取っていきたいと考えておりますので、有効に使える制度は使っていくということは前向きに、今後も進めていきたいと考えております。以上です。

6 番（松浦隆起君）

今、最後におっしゃられたこのコンシェルジュ、これについては、いわゆる本町と国との窓口といいますか、いろんな相談をかけるといいますので、これはぜひ活用したほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

いろんな情報も入れていただけるでしょうし、こちらの考えていることを、こういったことを、それならこういった分野に聞けばいいんじゃないかとか、いろんなアドバイスもいただけると思いますので、ぜひこれは活用していただければと思います。

それでは次にお伺いをいたします。まち・ひと・しごと創生法の、この、まち・ひと・しごとの目指している姿というものをもう一度確認をしますと、まちというものは、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会を形成する。ひとは、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保、しごとは、地域における魅力ある多様な就業の機会の創出となっております、この3つを一体的に推進することとされております。

この実現に向けて、具体的な総合戦略を立てていくこととなります。先日の議案説明会の席上、総合戦略について、ほぼ7割8割がた骨格ができてるといようなお話をいただきました。今の時点で、そのできていると言われております骨格について、示していただけるのであれば、御説明をいただければと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。まず、しごとの創生につきましては、内閣府の、まち・ひと・しごとの担当大臣であります石破大臣も自伐型林業が地方の中山間地の今後の地方創生の一つの鍵になるというふうにおっしゃっていただきましたが、この自伐型林業を核としたものづくりのまちを、一つのしごとづくりとして捉えていきたいと考えております。

林業で、まずは、専業、副業を問わず、しっかりと生計を立てら

れる。そういう体制をつくっていききたい。今、地域おこし協力隊で5名の方が来てくれておりますが、あと2年で、隊員としての活動は終わる予定であります。あと2年後、自立して、この佐川町に残って林業を仕事として、しっかりと生活をしていける。そのような体制を行政としてもとっていききたいと考えております。

山から出た木を活用をして、デジタルファブリケーション、デジタルの加工機を使ってものづくりをしていきたい。今までものづくりといいますと、大きな工場を構えて大量生産、安価にという流れが世界的な流れではありましたが、地方にも大企業の工場を誘致して、そこで雇用を生んでというのが一つの大きな流れではありましたが、これからの時代は、小さな拠点、もしくは自宅であったり、空き家を活用してものづくりをする。大きな工場ではなくて小さな拠点で、それぞれの個性を生かしたものづくりが行われていく。そういう時代が世界的に来ると思っております。

最近、テレビでも3Dプリンターという名前をよく耳にすると思いますが、あれも一つの、デジタル加工機の一つになります。その中で、レーザーカッターという木材加工の機械を使って、それを小学校、中学校、学校教育の中にも入れて、新しい時代のものづくりを教育の場でも経験をしてもらいながら、将来、佐川に残って、そのものづくりの中で、起業家として事業家として飛躍してくれる人が一人でも多くいればいいな、そういう、自伐型林業とものづくりのまちができればいいなと。

あと、27年度につきましては、総合戦略の肉付けとして農業振興についても、しっかりと施策の中に入れていきたいと考えております。

産業建設課のほうで今、今後5年間の農業振興策ということで、今、考えをまとめてもらってます。基幹作物をどういうふうに行行政として支援をしていくのか、それをしっかりとまとめて実行に移していくと。やはり、この町、佐川町に残って働く機会がある、仕事があるということがすごく大切だと思っておりますので、1次産業をベースとした仕事の創生を行っていききたいと考えております。

ひと創生につきましては、今年度取り組んでおりますが、ファシリテーター養成研修。これは、合意形成型の会議でまちづくりを進めていきたいと思います。その進行役、リーダー役を務めていただける方を町中に増やしていきたいと思いますという取り組みであります、や

はります、この佐川の人たち、佐川の人間力を高めていく、文教のまち佐川としての人間性を高めていく、そのことがすごく大切だと思っております。このことに関しては、来年度以降もしっかり取り組みをしていきたいと考えております。

あと、それと、やはり、外の人を力借りる、外の視点をしっかりと入れたまちづくりをしていくということも大切ではないかなと考えております。その中で、自伐型林業を初めとする地域おこし協力隊の力を借りるという作戦を、今、とっております。27年度は、14名の方が地域おこし協力隊として佐川町で活動してくれるという予定になっておりますが、この移住促進に向けた受け入れ態勢、住宅の確保等も、今後進めていきたいと考えております。

しごと・ひと、あと町全体のことになりますと、やはり、地区、地区で住民の皆さんが主体的にまちづくりに取り組んでいただく、このことがすごく大事だと思っております。人ごとではなくて、この町のこと、防災も含めて自分のこととして考えて、日ごろから取り組みをしてもらう。取り組みをしていただく。このことが大切だと思っております。その各地区の拠点として集落活動センターであったり、あったかふれあいセンターであったり、地区の拠点、これを整備をしていくということが、高知県の取り組みとして進んでおりますので、佐川町としてもその取り組みをしっかりとしていくと。

この大きな取り組みをする中で、まち・ひと・しごとのバランスのとれた佐川町、地方創生のまちづくりを行っていききたいと考えております。以上です。

6 番（松浦隆起君）

わかりました。今の町長の御答弁も踏まえた上で、具体的に、この基本目標に沿って確認をさせていただきたいと思います。

ここから少し具体的に、補正予算、当初予算に含まれております事業も含めてお聞きをしたいと思います。各課にまたがる場合もあるかも知れませんが、地方創生にかかわるものとしてお聞きをいたしますので、よろしく願いをいたします。

総合戦略の基本目標の1点目が、地方における安定した雇用を創出すると。今、町長から、るるそれに関連したお話もいただきました。地方創生の取り組みの中で、雇用の創出、そしてもう1点は地場産業、既存の商店、そういったものの強化、活性化、そういった取り組みも非常に重要であります。本町において、こういった形で

雇用を創出するのか、今、町長から少し触れていただきましたが、補足する部分と、また地場産業、商店の強化という点も含めて、もう一度お聞かせいただければと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。少ししゃべり過ぎたのかもしれませんが、私も、私が先ほどお話しをさせていただいた点で、仕事の雇用創出を行っていきたいと考えております。付け加える点があるとなりましたら、商店街等、空き店舗が少し目立つようになってきておりますので、その空き店舗の活用につきましては、今後積極的に考えていきたい。

ただ、行政が主体的に行うという形ではなくて、やってみたい、やりたいという人がいた場合に、それを後押しをするというのが、あくまでも行政の役割ではないかなあと考えております。ただ、その仕組みを発信をして、こういう人いらっしゃるかとということとは積極的に取り組んでいきたい。中には、空き店舗を活用してあったかふれあいセンターをやったりすることも、ひょっとしたらあるかもしれません。お店だけではなくて、人が集うところを、やはり町の中心部、商店街の周りにつくっていくと。そこがお店ではなくても、周辺にお店がある中で、人の、寄り合い場所ということをつくっていくということも商店街の活性化につながるのではないかなあと考えておりますので、多角的にいろいろ考えて、人の集まる場所、働く場所、そういうものをつくっていくために、行政としてサポートしていきたいと考えております。以上です。

6 番（松浦隆起君）

今いる人、今ある、そういった商店、また地場産業等というものに光を当てるという観点も非常に大事だというに思います。この雇用という部分で、大きな柱として自伐型林業の推進があるというにと思いますが、本町の現在の基幹産業の大きなものの一つに、先ほど町長も挙げていただきましたが、農業というものがございます。そういったものも、どう守り広げていくのか、そういう視点も決して欠かしてはいけない大事な点だと思いますし、先ほども、重ねて言うようですが、既存の産業や商店、こういったものを強化をして育てていくと。

空き店舗はあいてるところですから、既存の商売をされているそういった商店、商店街や地元のそういうお店産業、そういったもの

を、どうこれから、新たな自伐型林業だけでなく、既存の今いる人たち、今あるもの、そこを守っていく、光を当てていくということも大事な観点ではないかと思います。

この総合戦略の策定の中で、しっかりそういったものも議論をしていく必要があるんじゃないかと思いますが、もう一度お答えをいただければと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。農業に関しては、今あるものに光を当てていくというそのプラスアルファ、拡大を図っていくということになろうかと思います。

商工につきましては、商工会さんとも連携をとりながら、やはり、主体的に何かをしたいと思っていただくというのが、これがベースになると思います。

私も会社の経営をやっておりましたので、そのあたりは、いろいろな、仕事の会社の経営の中で、経営コンサルタントの仕事もしておりました。どういうふうにサポートしたらいいかということ、いろいろアドバイスもさせていただきましたが、まず、やはり、その当事者が今後も5年、10年、こういう思いで商売を続けていきたい。お店をやっていきたい。会社を経営していきたい。その思いがあって初めて、サポートする側もサポートができると。これは私の経験であります。

ですから、今あるお店、今ある店舗、商売やってる人たち、会社、その経営者なり、事業者なりとの話を聞いて、こんなことをしたいんだという思いが強い部分に関しては、行政として商工会さんや金融機関さんと連携をして、何かサポートができることがあればということで、取り組みはしていきたいと考えておりますが、繰り返しになりますけども、まずは、その当事者が自分の足でしっかり立とうと思っていただく、このことが大切だと思っておりますので、そういうことも、私の立場から伝えていきたいと考えております。以上です。

6 番（松浦隆起君）

主体的にということですので、言葉をかえれば、自分たちで考えてしっかりやってくださいということでもあるのかなと思います。が、何もなかったところから、例えばこの自伐林業は、道筋を行政側が今、町長がつけている。その意味でいえば、主体的にやろうと

する道筋を、ある意味、今ある人たち、店たちに、行政側が道筋はつけようとする私も私は必要ではないかなと。自伐林業に対する熱と同じような形の熱も、ひとつ持っていただければというふうに思います。

自伐型林業の推進で雇用創出をするという、冒頭、いろいろお話もいただきました。以前から感じている点を1点だけお聞きをさせていただきたいと思います。

自伐型林業自体を、私は否定をするつもりもさらさらありません。自伐型林業については、町長が就任をされて打ち出されるよりそれより以前に、土佐の森・救援隊の事務局の方から直接、パワーポイントなどを使って2時間ほどでしたでしょうか、お話も聞かせていただきました。非常におもしろい取り組みだというにそのとき感じまして、本町で取り組めるかどうか、質問で取り上げようかどうか、そういったことも検討をしたこともございます。

ただ、今、本町で取り組まれていることと、私がそのときに、土佐の森の中嶋さんから聞いたそのお話で聞いた、抱いたイメージと少し違うように感じておりまして、副業型の自伐林家を増やしたいと、キャッチフレーズで、C材で晩酌を、と。そういうところからスタートをしているんじゃないかなと思うんです。

その土佐の森の考え方自体が、もう今、だんだんに変わってきているのかもわかりませんが、私が聞いたときとは少し違っているのかなあと。本町独自の自伐型林業を、町長はつくり上げようとしているのかなあと、そういう感じも受けております。

そこで1点だけ、具体的なイメージを示していただければと思いますが、この自伐型林業の推進で雇用を創出するということが、具体的に、どういった段階を踏んで、最終的にどういった形で雇用の場をつくり出すことができるのか、今ひとつ私にはイメージができないもので、ぜひお示しをいただきたいというふうに思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。今進めている自伐型林業の取り組みに関しては、私自身知恵がないものですから、全て、土佐の森・救援隊の中嶋さんからアドバイスをいただいた形で取り組みをします。地域おこし協力隊を入れての取り組みも全て中嶋さんのアドバイスであります。

C材で晩酌を、という話は、以前からされておりましたし、今で

もされておりますが、やはり牽引役となる人たちが佐川町に必要でしょう。その牽引役となる林業家、林業に従事する人を地域おこし協力隊に求めましょう。今、5名の人たちがいますが、最終的に、専業として林業をやりたいという話をしてくれている方もいます。中には、私はやっぱり副業で農業もあわせてやってみたいと、農業と林業で生計を立ててみたいという方もいます。ものづくりも好きだし、教育も好きだし、そういうものとあわせて林業をやってみみたいという方もいます。

それぞれであります。まずその5人のメンバーが地域おこし協力隊としての活動を終えたときに、私は、一つの形として5人で会社をつくるということもあるんじゃないかなあということは5名とは話をしております。その中で、専業でやる人が、例えば、夏の時期に作業道をしっかりつけて、実際、冬の時期に間伐をして材を出すときに、副業型の残りのメンバー2人、3人が一緒になって伐倒・搬出を行うと。そういう形もあると思います。

また、25年度の終わりからになります。佐川町民、住民向けの研修会もさせていただいております。その住民の中から専業にということ、なかなかすぐには難しいかと思いますが、実際、実地の研修も受けて、自分の山の材を出して「ああ、ちょっと晩酌代にしたいなあ」と思われてる方もいらっしゃるようですので、少しずつ、少しずつ、この取り組みが広がっていくということが、佐川町にとってはいいんじゃないかなと。

この林業っていうのは、5年ですぐ結果が出るようなものではありません。10年、20年、30年、50年、長いスパンにわたって山を守り、山を育て、山の恵みをいただいて生計にしていくということが大切ではないかなあと思っております。

最終的にどうなればというお話がありましたが、一つは、地域おこし協力隊が林業を実際に実践していくための会社なり組織ができ上がって、しっかりそこで生計を立てていこうという人たちが1人、2人出てくること、そのこと、そのモデルとなる人たちがあらわれて、実際にやってもらう。生計を成り立たせるということが、まずは、一つの最終形ではないかなあと考えております。以上です。

6 番（松浦隆起君）

ちょっと余り賢くないもので、今の話をいただいても、具体的なイメージがちょっとできないんですけども。そうすると、その会社

を、今、地域おこし協力隊の方たちが、1つ2つ、つくっていただければ、そこで、ある一定、雇用ができてくるんじゃないかというお話なのかなとも思いますが。そうすると、その方たちが、ある意味チームを組んでというか、そういう形で、山を持っている方から受けて、いわゆる自伐型といいますか、受けて、間伐等、伐採等をしていくというイメージですか。

町長（堀見和道君）

地域おこし協力隊は、佐川町に山を持っておりませんので、佐川町の山を集約を27年度からしていきまして、その山を、請け負いといいますか、委託を受けて施業をさせていただくと、そういう形で林業を展開できればいいなというに考えてます。以上です。

6番（松浦隆起君）

私の感覚では、今、中嶋さんからいろいろお話を聞いてやっているということですので、それは松浦が間違っていると言われるかもわかりませんが、基本的には、自分の山を自分が切って出すというのが、この自伐林業だと、自分の畑や田を耕して野菜をつくって米をつくって、そして収入を得ると。その発想で、自分の山の木を自分で切ってというお話を、私が最初、その講習会というかセミナーで聞いたのは、そういうお話でしたので、受けてやるということになると、少し、若干違ってくるのかなと。

これは私の、完全な、独断のイメージなので間違っているかもわかりませんが、そうすると、町がある一定予算を出して、第2の森林組合というようなものをつくっているような、若干そんなイメージも、私はちょっと受け取っております。

これについては、きょうは自伐型林業だけの質問ではないので、また町長と個人的にもいろいろお聞きをしたいと思いますので、この点についてはここで終わらせていただきたいと思います。

次に、基本目標の1点目に関連をしまして、今回、補正予算に計上されておりますこの地域の消費を喚起するいわゆるプレミアム商品券。今回、国の補正予算の中に、地方創生を後押しする形の住民生活等緊急支援のための交付金というものが盛り込まれております。その中の、地域消費喚起・生活支援型で、一定割合を上乗せしたプレミアム商品券を促進をしております。

本町におきましても、今回の補正予算の中に盛り込まれております。本町では、堀見町長就任前、2、3年ほどだったかと思います

が、10%のプレミアムつきのとみ富商品券を発行しておりました。商工会より、26年度になりますかね、発行についてこの補助への要望があったようですが、当時は堀見町長の判断で行われなかったというに聞いております。なぜ、今回発行する判断になったのか、事前の担当の方との話では、プレミアム商品券を発行する判断をせざるを得ない、国からそういうような形の交付金になってるというようなお話でありました。

ただ、私がお聞きをしてる話では、交付対象となる事業は、メニューの例に限定されず、ある程度、自由に設計可能だという話をお聞きをしました。現に、ほかの自治体では、灯油に対する購入補助、商品券の発行、子育て応援券の発行、そういったものを、るる予定をしているようであります。今回、商品券を発行することになっておりますが、この私の主観ですけれども、町長的には、当初は余りこのプレミアム商品券という発行には前向きじゃなかったんじゃないかなあという感じを受けてるんですが、今回、国からお金があるので発行するのか、どういった判断で決定されたのか、お聞きをしたいと思います。

このことをなぜ確認させていただくかといいますと、こういった取り組みは、単年度ではなくて、ある一定程度継続をすると。2年やって、また何年か置いてまたやると。例えば、連年でやると。そういうことが消費の喚起につながっていくと思います。

全国の自治体で、今回、プレミアム商品券発行へ向けて準備をしておりますが、その多くの自治体は、何年か、今までも継続をして実施をしておりますして、消費の喚起と商店街の活性化に効果が出ているようであります。そういった意味からも、継続して実施をしていくのがいいんじゃないかというふうに思っておりますが、28年度以降は、どう考えておられるのか、また今回、どういった内容で実施されるのか、思い切ったところでは、子育て世帯には40%のプレミアムをつけて行うということもあるようであります。当然、そういうところは、国、県以上に一財を入れてということになってると思いますが、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えをさせていただきます。26年度当初に商工会さんのほうから、プレミアムつき商品券ということで御要望いただきましたが、そのときは、お断りをさせていただきました。では、28年度以降

も、プレミアムつき商品券をやるのかという御質問でしたけども、町の単独予算では現時点ではやるということは考えておりません。

私は、全く効果がないというふうには思いませんが、この佐川町の地域特性からいくと、少し、商店街の皆さん、地元商工会の皆さんへの、地元商工会とありますが、地元で商店街をやられてる皆さんへの効果が少し薄いのではないかなあと考えております。これは、商店街の方からも、あれはなかなか効果ないよねと。量販店のほうで使われて、消費喚起という形では、なかなか使われてないんじゃないかなあと。

全国各地にプレミアムつき商品券をやった場合に、消費喚起の効果はいくらですという数字は出てきますが、実際に、ほんとにその効果がどこまであるのかというのは、これは地域性によっても違いますし、その地域の規模によっても違うんじゃないかなあとというふうに考えております。

今回、補正で、交付金で、国からいただく交付金の中でプレミアムつき商品券ということを決めています。進めておりますが、そのほかにも灯油券ですとか、子育て支援のものとか、いろいろな角度で検討しました。各課集まって協議会を開きましたが、時間もないですし、やはりもう今まで実績のあるプレミアムつき商品券、国からお金をいただける、もうこれを使い道を決めなきゃいけないという中で、今回はプレミアムつき商品券でいきたいと思いますということで判断をしました。

具体的に、そのプレミアム率、子育て世帯は、今回、大きな率をつけて進めるということで、今やっておりますが、具体的な数字につきましては担当課長のほうから説明をさせたいと思いますので、よろしくお願いします。

産業建設課長（渡辺公平君）

おはようございます。私のほうからは、プレミアムつき商品券、この中身について御説明いたします。これは、補正予算で、3,452万2千円計上させていただいてございます。地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金、地域消費喚起型・生活支援型プレミアムつき商品券でございます。

内容につきましては、1冊で1万1,500円分を買える商品券でございます。通常は1万円を出せば1万1,500円分が買えるという内容でございます。15%のプレミアム率になります。さらに、以前、

佐川町でやりましたのは、経済対策、平成 21 年の 4 月 15 日と同年の 10 月 15 日に発行いたしました。これは国からの経済対策でやったものでありますし、また平成 24 年 4 月 24 日発行は、牧野富太郎博士の生誕 150 年記念ということで、それぞれ 10% のプレミアム分、最初の 2 回は 1 億 1 千万。次は 5,500 万という発行してありますが、今回の大きく違うところは、消費喚起型だけでなく、生活支援、それも、なかなか金のかかる世帯でございます、少子化対策もございますし、子育て世帯への対策ということがあらわれてございます。

それで、子育て世帯の方については、同じ 1 万 1,500 円分の商品券を買うのに、8 千円出せば買えるというような制度にしております。プレミアム率にいいましたら、実に 43.75% の高い率になってまいります。それで、現在、1 月末現在で、18 歳未満、高校 3 年までのお子さんを、お一人でもおいでになる世帯は、1,034 世帯ございます。高校 3 年生までの方お一人でもおいでになる世帯対象と。すなわち 27 年 4 月 1 日現在で 18 歳未満の子供がいる世帯が対象になります。1 月末現在では 1,034 世帯ございます。

この方々に、買っていただくわけですが、前も、商品券の買い入れ限度を構えておりました。10 冊を限度にするということにしております。ただ、子育て世帯に関しましては、最大 10 冊買えるうちで 5 冊までを子育て支援分、すなわち、先ほど言いました 8 千円で買えるやつでございます。最大 10 冊を買うとする場合は、残った 5 冊が子育て世帯でも 1 万円出したら、1 万 1,500 円を買えるという制度にしております。

こういうことで、子育て世帯を全員が、今現在の数字の 1,034 人が全員が 5 冊買うとしましたら、5,170 冊が子育て支援分になります。また、通常分では、子育て世帯を除く方々の分は、1 万 1,600 冊ということになります。合計しまして、1 万 6,770 冊。すなわち発行総額、消費喚起を呼び戻す、あるいは子育て支援、生活支援を支える町内で全部使われるとしましたら、1 億 9,285 万 5 千円が総額になります。こういった内容で、商工会の皆様方の会議もございますので、6 月 1 日に実施する予定としております。

なお、補正予算 3,452 万 2 千円でございますが、プレミアム分 4%、当初は 10% のプレミアムで考えてございましたが、県から直接商工会のほうに 670 万余りの公金があります。これを活用しまして 15% 分まで引き上げた経過がございます。それと商工会の事務費

というもので計上しまして、商工会へ直接いくものも含めましてら4,123万円、国から町と商工会に交付されるというものでございます。以上でございます。

6 番（松浦隆起君）

わかりました。これについては、終わらせていただきたいと思いますのですが、消費喚起ということでもありますので、地元で消費をしていただく、そういった、6月に発行と言いましたかね。ですから当然、先ほど町長言いましたように、商店街、商工会等自身で考えてもらいたいということでしたが、そういった道筋を、どうやったら今回のこのチャンスを生かせるかということも、できれば、自伐林業と同じような熱量でしっかり取り組んでいただきたいと思います。できるだけ地元の商店で消費を、どうしたら消費してもらえるかということも、担当課のほうでしっかり取り組んでいただければと思います。

次に、基本項目の2点目であります地方への新しい人の流れをつくるということでございます。具体的には移住促進ということになるかと思いますが、今回の補正予算、移住促進対策委託料、そして当初予算には、移住促進用の住宅の購入費というような計上をされております。この移住促進の取り組みについての今の現状、それから今後、どう具体的に取り組んでいかれるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えをさせていただきます。基本的には、先ほどもお話をさせていただきましたが、当面、総務省の制度であります地域おこし協力隊、この制度を活用して移住促進を図っていきたいと考えております。あと、高知県と連携をして、移住相談会に佐川町もしっかりブースを出して、佐川町のPRをしながら、佐川に行ってみたいと思われる方を、地域おこし協力隊以外の方も含めて、佐川に来ていただきたいと、そのような活動をしていきたいと思っております。

今、今年度から5人ずつ、自伐型林業につきましては、地域おこし協力隊を募集をしています。来年度が10名、再来年度は15名になる予定です。この自伐型林業に地域おこし協力隊を、という活動が、全国ほかの自治体にも少しずつ今、広がってきてます。ですから、例えば、28年度について、佐川町が5名募集をして、5名確保できるのかというのは、全国の動きも見ながらの話になってくるかと思

います。しかし、少し、全国的に先行させていただいてるということ、佐川町の取り組みが、何か、明るく取り組んで楽しそうだねということで、佐川に行ってみたいと思ってくれてる若者もいるみたいですので、しっかりとそのPRもしながら、移住促進につなげていきたいなと考えております。

やはり、移住促進を図っていく上で、一番大きな課題になるのが住む場所、住む家になります。26年度地区懇談会を佐川町内21カ所で開催をさせていただいて、全ての箇所で活用させていただける空き家があったら、空き家の情報がありましたら教えてくださいと、佐川町で借り上げをして国の制度を活用して耐震補修、耐震改修まで含めて600万円公費で改修ができます。それを町が借り上げて10年間貸していただくことになりますが、そういう空き家がありましたら教えてくださいという話を21カ所でさせていただきました。

それとあわせて、今回、27年度の予算で、民間企業の社宅11棟を土地と建物あわせて買い受けて改修をするということで予算を組んでおります。これは、林業だけでなく農業、あと町全体の活性化に向けて、外の視点を入れる、外の力を借りるという中で、その体制づくりをしっかりとしていきたい。これはほかの自治体から比べると、この佐川町は今、恵まれてる環境にあるということをありがたく思っておりますが、バランスよく移住促進について進めていきたいと、そのように考えております。以上です。

6 番（松浦隆起君）

今、お話しの中で地域おこし協力隊と、この事業を積極的に活用するということは非常にいいことだと思います。ただ、1点、この地域おこし協力隊の期間というのは、大体おおむね1年から3年以内となっておりますので、その後、本町に、一人でも多く定住をしていただくと、ここが第2ステップとして大事な点ではないかなあと。その取り組みも、具体的にどういったことをやっていくのかということも求められるところだと思います。

また一方で、この地域おこし協力隊だけに大きく足場を置くのではなくて、もう一方の足は、しっかり移住促進に向けての情報発信、それからI、Uターンや、今Jターンということもありますが、農山村地域への移住、そういったいろんなアクションも必要になってくると思いますが、具体的に、その地域おこし協力隊以外の、今言いましたI、Uターンや農山村の地域、空き家になってるところの

利用など、そういったことを具体的に、何かあれば、お聞かせいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えをさせていただきます。佐川町移住促進に関する取り組みが県内のほかの自治体と比べると、少し遅れておりましたので、27年度につきましては、ホームページを使って情報発信をしていく、ですとか、ほかの移住促進を取り組んでるNPO団体とも連携をして、佐川町の情報発信をしていく、空き家バンクを整理したものを県とも連携をしながらのせていくと。

そういうことを多面的に、しっかりと情報発信をしながら、佐川町の魅力をPRしていくと。移住してみたい町佐川町と言われるように取り組みをしていきたいと考えております。以上です。

6 番（松浦隆起君）

わかりました。これについては終わらせていただきたいと思います。

次に、基本目標の3点目でありますこの若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるという点でございます。この取り組みは、ある意味一番のもととなる最重要課題ではないかというふうに思います。人がいなければ何もできませんので。今、日本という国は、人口オーナスという状態に入っているのではないかとと言われる識者の方がおられます。

どういうことかといいますと、この国の人口の形態として、人口ボーナスの状態と人口オーナスの状態があると言われております。簡単にわかりやすく言いますと、人口ボーナスという状態は、労働人口が高齢者の方や子供たち、いわゆる非労働人口ですね、よりも多い時代、多い状態でありまして、日本の高度経済成長時代やバブルの時代、まさにそこに当たると言われております。そして、人口オーナスの状態とは、その逆でありまして、日本は1990年代半ばごろからこのオーナス時期に入っているとと言われております。今がまさにその真ただ中というふうに言えます。

ですから、この経済の問題等も、この人口ボーナスの状態にしなければ抜本的な解決はないという声もあります。そういう意味からいうと、まだ20年以上かかるのではないかと。フランスやアメリカは、いち早くそういったことへ対策をとっていたために、合計特殊出生率もいいと言われております。

私もこのことを本で読んだときに、まさに目からうろこ状態でありまして、その意味から言ってもこの少子化対策というのは最優先課題でありまして、思い切った取り組みが必要だというふうに思っております。徹底的に子育ての町に徹すると。それぐらいの取り組みが必要だと。これは国もあわせて、そうではないかなと。例えば、国が不妊治療を全て国が持つというぐらいのことをしないと、将来の日本はないと、それぐらいの、今は状態だというふうに思います。

この総合戦略の中で、まず、このいわゆる子供たちを希望をかなえるというこの3つ目の目標について、どういった取り組みが望ましいというふうに考えておられるのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えをさせていただきます。子育て支援につきましては、行政報告でも御説明をさせていただきましたが、やはり少子化を少しでも緩やかにするという意味において、内閣府の事務局長代理も言われてますが、やはり第3子以降、3人目以降の子供も、どんどん産みやすい環境にしていくということが、まず大事だろうという話を伺っておりました。

都道府県の中で、県を挙げて第3子以降の保育料の無料化を27年度からするということも出てきております。高知県は、県としてはまだそこまでいたっておりませんが、佐川町として、第3子以降の子供の保育料につきましては、無条件で27年度から無料にするということを思い切り、思い切りといいますか、一歩踏み込んだ政策を打っていかうということ。子育て支援につきましては、病後児保育、ファミリー・サポート・センター等をしっかり整備をして取り組んでいくということ。

これとあわせて、佐川町で子供を育てたいと思っていただく一つに、やはり教育。教育の環境が充実してるよねという部分がすごく大切だと思っております。学校教育におきましては、ふるさと教育をしっかりと取り組んでいこうと。工夫を凝らしていこうと。ものづくりの教育も少しずつ入れ込んでいこうと。それとあわせて、町主催で子供向けの論語塾も取り組んでいこうと。これは人間性豊かな子供たちを育てていきたいという思いから取り組んでいきますが、できることを少しずつでありますけども、こつこつ人づくりの部分で取り組みをしていきたいと考えております。

あと、結婚についてですけども、これも商工会の女性部が、今年度取り組みをしていただきました。以前に青年部でもやられたのではないかなあというふうに聞いておりますが、来年度以降、総合戦略を打ち立てていく中で、商工会の女性部、青年部とも相談をさせていただきながら、結婚につながるそのイベント、集まり、そういうものにも積極的に取り組みをしたいと。そのことを総合戦略の中にも入れていきたいと考えております。

トータルで、子供が増える、少子化に歯止めがかかる、佐川町の人口が半分まで減らない、そういう政策を、施策を打っていききたいと考えております。以上です。

6 番（松浦隆起君）

これについては、もう待ったなしの課題でありまして、榎並谷町長、前町長のときからこの議場で言わしていただいておりますが、今、手を打って効果が出て、その効果が出てくるのは 20 年後以降になると。だから 1 年 1 年が大事だというに思います。

今から少しお聞きしますが、その第 3 子以降も非常に大事な取り組みでございます。あわせて、やはり一人目の子供さんを産める状態といいますか、安心して産むことができる、またそういう環境づくり、結婚も含めまして、そういったことも大事でありますので、今、本町では不妊治療もスタートを、助成のスタートをしていただいておりますので、さらにそれにあわせて保育所の助成等、日高でも行っておりますが、そういったことも含めて、今後また関連しながらお聞かせもいただきたいと思いますので、お願いをいたします。

今回、当初予算の中に、子育て支援関連、先ほども町長からありましたが、保育料の軽減、そしてファミリー・サポート・センター事業の開始、病後児保育の開始が盛り込まれておりまして、少子化対策の重要性をしっかりと御認識をいただいた上で手を打っていただいているという印象を受けております。

中でも、この病後児保育につきましては、私も議員にならせていただいてすぐに相談がありまして、その翌年の 18 年 6 月定例会から延べ 3 回質問をさせていただきまして、実施を強くお願いをしておりました。本町の次世代育成支援行動計画、この 26 年が今の計画の最終年度だと思いますが、このメニューにもなっておりますが、なかなか環境整備ができずに、実施することができておりませんでした。今回実施をしていただけるということで、大変にうれし

く思っております。

そこで、2点確認をさせていただきたいと思いますが、病後児保育に取り組んでいる自治体では、この病後保育に特化しているところと、いわゆる病中病後保育を行っている場合がありますが、本町では、こういった形で実施をするのか、そして今回、ファミリー・サポート・センター事業も開始をすることになっておりますが、担当省庁の厚生労働省は、相互援助活動の例の中に、この病児・病後児保育を含んでおります。いわゆるファミサポ事業のメニューとして、病児・病後児保育を行うことも、一つの方法ではないかなとも思いますが、そういった検討はされておられるのか、この2点について、お伺いをしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

おはようございます。私のほうから、まず病後児保育事業の関連ですけれども、佐川町におきましては、27年度から始める予定にしておりますけれども、病後児に特化をした形ですね、始めていきたいというふうに、今、検討をしております。

それから、ファミリー・サポート・センター事業ですけれども、これも27年度からやる予定にしておりますけれども、まず、子供さんの預かり等を中心にしていきながら、病後児保育を含めたやり方もあるというふうに私も聞いておりますけれども、まずは、病後児保育とファミリー・サポート・センター事業は分けた形で、今、検討をしております。以上です。

6 番（松浦隆起君）

この病後児保育については、今、病後に特化をするということですから、多分、風邪等になって回復期になられてから預かるということかなと思いますが、ほんとになったばかりはなかなか親も目を離せないの、親がみたいと、みるということだと思いますが、なかなかそれでも仕事の環境等で、病中にみれないということもあるかと思います。私に、先ほど言いましたように、議員にならせていただいたときに相談いただいたのが、まさにそういう方でしたので、もう時間もないので具体的には聞きませんが、ぜひ、現場の方や親御さん、具体的なお話もお聞きをしていただきながら、せっかくスタートするこの病児・病後児保育がほんとに、働くお父さんやお母さんにとって、助けになる体制にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

関連をしてもう1点、お伺いをいたします。ぱっと話が飛びますが、フィンランドには、どの自治体にも、ネウボラという施設がございます。このネウボラとは、フィンランド語でアドバイスする場所という意味だそうで、このネウボラは、妊娠から出産、先ほどから言いますように結婚、妊娠、出産という、この妊娠から出産、就学前まで総合的に切れ目なく子育てを支援する制度であります。

今、日本におきましても日本版ネウボラとして子育て世代包括支援センターという名称のモデル事業が始まっておりますが、今回、国がこの事業を全国展開をして27年度に150市町村、その後も展開を続けていくようであります。

私も一般質問において、産後支援ヘルパー制度の実施等も提案をしております、結婚から妊娠、そして出産、そして子育て支援と、総合的に支援をする体制が必要だと感じております。本町においても、こういった取り組みは、一度検討する必要があるのかなというに思います。総合戦略策定の中で、議論の一つに加えていいのではないかと思います、この点について、お考えをお伺いをいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。まず、今現時点では、その子育て支援に関する包括的なセンターといいますか、そういったところを設置する予定はありません。現在は、子育て支援センターを直営で26年度からやっておりますが、それと、あと健康福祉課の中の、例えば、母子の担当の保健師であるとか、あるいは保育所であるとか、そういったところの連携を密にさせていただきながら、出産から子育て支援等を全体的に行政等で支えていくという体制を整えていきたいというに考えております。

6番（松浦隆起君）

これにつきましては、また別途お聞かせをいただければと思います。

次に移りたいと思いますが、ここで、一つ気になっているところをお聞きをいたします。事前に、担当者の方から今回のこの本町の総合戦略の案というペーパーをいただきました。もちろんこれが決定ではなくて、具体的部分はこれからですというお話でしたが、本町にとって大事な部分であります高齢者の方が安心して暮らせるまちづくり、そして多くの予算を投じて取り組んでおります観光振

興、こういった取り組みがその中には入っておりませんでした。特に、観光振興の取り組みは、地域を活性化し、やり方によっては雇用も生み出していくという可能性を秘めているというふうに思います。

今、総合戦略の策定を準備している自治体では、観光行政に取り組んでいる、また観光地を持っている、そういったところはこの観光振興を一つの柱にしているところも少なくありません。ぜひ、総合戦略の中で検討していくべきではないかなと思いますが、この点について、お考えをお伺いをいたします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。松浦議員のおっしゃるとおり、観光振興、一つの柱になると思っておりますので、27年度中に進めていきます総合戦略の中に肉付けをしていきたいというふうに考えております。

また高齢者の取り組みにつきましては、あったかふれあいセンターの整備とあわせて、あと健康増進、健康寿命をどういうふうに延ばしていくのかと、高知県が健康長寿日本一ということで抱えておりますが、佐川町もその健康増進に向けて取り組みを、総合戦略の中にどういうふうに取り組んでいけるかということは、27年度の課題として、しっかり取り組んでいきたいと考えております。以上です。

6 番（松浦隆起君）

この高齢者の方の対策については、健康福祉課のほうで取り組んでおります包括ケアシステム、そういったものとの関連もしてくるのではないかなというふうに思いますので、ある一点、奥が深い部分もあります。ぜひ、こういった部分も目を向けていただいて、しっかり作り上げていただきたいと思います。

最後に、1点、確認をさせていただきます。今、本町では総合計画の策定も進めているところであります。町長からも、るるお話をいただきました。今回の総合戦略の策定期間と実施期間というものが、ちょうど重なるということもあります。その意味からいえば、お互いの計画の整合性をとっていくことも必要であります。

総合計画に対して総合戦略は、ある意味、実施計画のような、総合計画の中の実施計画のような性格も兼ねているようにも、個人的には思っておりますが、ただ一つ懸念されるのは、総合計画、先ほ

どうかお話ありますように、現在、コンサルのほうに委託をされて作成が進んでいると思います。その計画と、これから具体的にいろんな分野の人の知恵と創意を入れて策定をする総合戦略、それがどう関連をし関係をしていくのか、この点について、どう配慮し取り組んでいくのか、お聞かせをいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えをさせていただきます。もちろん、総合計画、総合戦略、整合性はとらなければいけませんし、今のままの取り組みをしていけば、自然と整合性のとれたものになるというふうに、それは確信をしております。

具体的に、総合計画の中で、今後、住民の皆さんに、いろいろまちづくりサロンに意見をいただく部分は、計画の中の実行計画、アクションプランの部分になります。より具体的に数値目標が決められるものであれば、数値目標を決めたものにもなるでしょうし、そういう部分では、総合戦略と全く同じものが出てくる分野もあるかもしれません。

総合計画は、大きな枠組みの中で10年間ということになります。行政として取り組まなきゃいけないこと、数字が出せない、漠然としたその計画全体計画というのもありますが、目指す方向性は、まちづくりにおいて一つに合ってなければいけませんので、そのあたりはしっかりと整合性をとりながら、総合計画と総合戦略をつくっていくと。そのアクションプランづくりの意見が総合戦略の中にも入ってきますし、総合計画のアクションプラン、行動計画の中にも入ってきます。そういう形で取り組みを進めてまいります。以上です。

6 番（松浦隆起君）

総合計画をつくる中で、地域の人々の声も聞きながらつくっているので、当然これから聞く声もほとんど重なっていくから整合性がとれるという意味だと思いますが、時というのは流れておりますから、それ以外にいろんな声も出てくるといいますので、自然と整合性がとれていくということには、なかなかならない部分もあるかと思うので、10年のその総合計画と、この5年の総合戦略、この最初のこの5年の部分について、せっかくつくった総合戦略がしっかりと生かされるように、また、総合計画がある意味、それをしっかりと力にかえながら、いいものになっていくように。その取り組みが

必要だと思います。

なぜ懸念しているかという、今、既にもうコンサルのほうでつくろうとしているある程度形ができていってるんじゃないかなあと思いますが、それと、今から声を聞くという部分が自然と整合性がとれていくというのが、少し、同じ住民の方から、多分同じような声が上がるだろうという意味なんじゃないかなと思いますが、町長はしっかりと整合性をとるということです、なお、配慮していただきながら取り組んでいただきたいと思います。

長々とこの具体的なことについてお伺いをしました。これから具体的に戦略を練っていくものだと思いますが、これから策定をしていく上で、要望提案という意味合いも含めて、確認もさせていただきました。地方創生に向けて、この総合戦略というものを地方版、佐川町版をつくっていく中で、大事なことは、本町の武器を前面に出して、そして地域の発展を見据えたグランドデザイン、そういうものを、描けるかどうか。

先ほど少し懸念しているのは、総合戦略で描いたグランドデザインと総合計画のグランドデザインが合わなければ、一つの町にはならないので、その意味でお聞きをしました

忘れてはならない視点として、先ほどから何回か言いましたが、今、この町に、そこに住む人に光を当てて、その人が力をつけて輝いて、そしてそこに仕事生まれていくという流れが、非常に重要だというふうに思いますので、そういう点も踏まえていただいて取り組んでいただくことをお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、6番、松浦隆起君の一般質問を終わります。

ここで、11時まで休憩します。

休憩 午前 10 時 50 分

再開 午前 11 時

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番、坂本玲子君の発言を許します。

2番（坂本玲子君）

2 番議員の坂本です。通告に従って質問をさせていただきます。

質問に移る前に、少し所感を述べさせていただきます。先日、高知新聞を読んでいますと、衝撃的な記事が載っていました。日中戦争の前夜の国会の様子が書かれていました。

80 年前の 2 月、国防予算の大きさを指摘する質問に、時の海軍大臣は「我々は進んで事を構えるという考えは毫もありませぬ。相手が来た時には仕方がない。しかし来ないようにするには自ら用意をしなければならない」と答えたのです。「国防を充実しておけば、戦争は起こらない」そう言ったのです。国民はそれを信じました。そして、その 2 年後、対中戦争となったのです。

一般の私たちが考えると、戦争はあり得ないというのは当たり前で、そんなことをする人がいるとは信じられません。しかし歴史は、あり得るのだということを教えてくれます。

今、自衛隊の予算は 5 兆円に達そうとしています。秘密保護法ができました。集団的自衛権容認の閣議決定がなされ、さらには海外派遣に向け法整備も進んでいます。従来の専守防衛の枠から大きくはみ出し、他国への攻撃でも派遣できるように変えようとしています。そもそも、集団的自衛権容認の閣議決定に関しては、世論調査でも支持をしていない人が多いのに、どうしてでしょうか。

戦後 70 年間平和を守れたのは、憲法 9 条があったからです。9 条では、国際紛争を解決する手段として、武力の行使は永久にこれを放棄するとあります。今、それは守られていますか。戦後 70 年たった今、戦争を体験した人たちの手記の中には、戦争に反対しなかった自分たちにも責任はあると書かれていました。そのとおりだと思います。しかし、実際、もし戦争になったとき、憲兵に追われ、町の人たちに白い目で見られる中で、私は戦争反対だと言える自信がありません。私はそんなに強くないのです。平和の今だからこそ言えるのです。

集団的自衛権容認は、まさに戦争への一步を踏み出すことになります。ことし 2 月、私には孫が生まれました。男の子です。その子に対して恥ずべき自分でないように頑張りたいと思います。保育所で出会ったたくさんの私の教え子たちもいます。その子も、その子の子供も、その孫も、幸せに生きてほしいと願っています。今、私たちが声を上げなくて、未来に望みがあるでしょうか。

どうぞ皆さんも、あり得ないで済まさないで、戦争をしない国に

するにはどうしたらいいか考え、声を出していただきたいと思います。

では、最初に、障害者問題について質問をさせていただきます。

現在、障害者福祉計画や障害者計画が作成されていると聞いています。まず、平成 22 年につくられた障害者計画、平成 24 年につくられた第 3 期障害者福祉計画が、平成 26 年で終結します。その総括を受けて、今、次の計画が作成されていると思いますが、総括として、問題点や課題はどうなっているのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。坂本議員おっしゃっていただいたように、障害の部門につきましても、計画の策定が本年度、終了が間近になっております。本年度までの障害者計画につきまして、障害福祉サービスの計画が障害福祉計画というものになりますが、これが、第 3 期、24 年から 26 年度まで 3 年間の計画をつくっておりますので、この内容の中で、1 つは障害福祉サービスの提供の部分ですので、例えば、町内の事業所を見渡していきますと、居宅サービス、在宅支援のサービスであるとか就労支援、具体的には、就労継続支援 B 型と言われる事業所、これが 2 カ所ある。そういった部分のサービスについては一定、町内でも充足があるというふうに考えてます。

ただ、一方で、施設系のサービス、入所、施設入所、それからグループホーム、あるいは、これは施設系にならないかも知れませんが、短期入所の施設、そういった施設については、ほとんど町外、一部グループホームも町内にありますけれども、ほとんどが町外の事業所に頼っているといえますか、そちらのサービスを使っているという現状があります。まず、それが課題というふうに捉えております。

それから第 3 期の計画の中には具体的にはなかったんですが、近年、特に障害児の方、子供さんの、例えば日中の預かりの場所が少ないであるとか、そういったところも近年の課題としてありますので、そういった点を課題として捉えてます。

もう 1 つ、障害者計画。あのおっきい障害施策の基本的な方向性を示す計画ですが、これも改訂の段階になっておりまして、この 10 年ぐらいの課題を整理をしています。前期といえますか、これまでの 26 年度までの計画の中では、2 つ、重点項目をあげておりまして、

1 つは、相談支援。障害者の方の相談支援の体制を充実させていくというところと、あと、移動支援。障害の方の外出支援。そういった部分、課題があるので、2 点、重点項目としてあげさせていただいてました。

1 つ、相談支援の部分については、今年度、相談支援事業所も 1 カ所、社協さん、立ち上げていただいたりとかいうことで、相談支援事業所の確保は一定できたというふうに考えてます。

それから移動支援については、これは大きな全体的な町の流れにはなるんですが、公共交通の検討の部分の検討会も立ち上がってきたということで、一定、前進はあるとは思ってます。ただ、障害者の特性に合わせた外出支援であるとかガイドヘルパーであるとか、そういった部分はまだまだ課題があるというふうに思っております。

大きく、そういった課題があるというふうに認識をしております。

2 番（坂本玲子君）

障害者総合支援法では、障害者を地域で生活できるように支援する方策の計画を立てることになっています。障害者及びその家族が、今一番困っていること、不安に思っていることは、何でしょうか。

アンケート調査をされたと聞きましたので、教えていただけますか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。多少、私の主観が入るかもわかりませんが、特に、障害児の方の御家族に関しましては、今の不安は、例えば、グループホームであるとか、そういった預ける場所がなかなかないであるとか、当然その保護者の方がいなくなった場合の、そういった生活面の不安というのが、多分一番にあげられているのではないかなあというふうに思っております。

2 番（坂本玲子君）

私の聞いたところによりますと、それだけではなくて、学校を卒業してからの居場所、仕事場所。家族が病気などで障害者の世話ができないときの預け先。家族が高齢化したときの、一人が残ったときはどうなるのか。災害が起こったときの援助は、救助はどうするのか。長期休暇中における障害者の居場所はどうか。というふうなことがあると聞いております。

佐川には、就労継続支援 B 型が 2 カ所、生活介護 1 カ所、共同生活援助 2 カ所、日中一時支援 1 カ所、居宅介護が 4 カ所あります。

ところが、先ほど課長も申されたように、ショートステイなし、入所施設なし、障害児通所支援なし、地域活動支援センターなし、福祉ホームなし、ないないづくめです。

障害福祉サービス利用者 110 名と聞いておりますが、その内、町外利用者が 40 名いると聞いています。どうして町外の施設を利用しているのでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをいたします。約 110 名程度おいでで、40 人ぐらい、町外のサービスを利用されているというのが、ほぼ実態に合っているというふうに思っております。その中で、少し内訳といたしますか、言いますと、施設に入所されている方、町外の施設に入所されている方が、現時点で押さえているのは 23 名おいでです。

それから、グループホームについても 24 名おいでで、うち町外の方が 20 名程度おいでというふうに思っております。それへ合わせて、大体 40 名程度にはなります。あとは短期入所であるとかってというのは、重複の利用がありますので、内訳としては、そういった形で、なぜ利用されているかということ、やはり町内の施設がないというふうに、理由としてはあげられると思います。

2 番（坂本玲子君）

またですね、65 歳以下の手帳保持者が 377 名ぐらいだと聞いていますが、そのうちの利用者が約 110 名。この差の 267 名の方たちの中で、利用を必要としない方がどれくらいいて、利用したくても利用する適切な施設がないために利用できない方は、どれくらいいますか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。特に手帳、身体障害者の手帳が、特に高齢者の方は多いというふうに思っております。この中で、サービス、障害福祉サービスを利用されていない方については、大部分は介護保険のサービスを使っていたりとかですね、それから、あるいは、障害程度が軽いといたしますか、障害福祉サービスを使う必要までではない方、あるいは家族の支援があつて、公的なサービスを使っていない方、というふうに考えてます。

実際の数字をアンケート等で拾っているわけではありませんので、ある程度推測にはなりますけれども、そういった方々というふうに認識をしております。

2 番（坂本玲子君）

今、私が言いました人数は、65 歳以下の手帳保持者について、言いました。65 歳を越えての手帳はもっといらっしゃると思います。その内容についてお聞きします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

65 歳以上の方について、サービスを利用されていない方は、やはり家族の支援等がある方。それから重複になりますけど、軽度な障害でサービスを利用されていないという方が大部分であるというに考えております。

2 番（坂本玲子君）

家族の支援があつたり、軽度で必要ない方については、問題ないかと思いますが、私の聞いたところによりますと、例えば視覚障害であつたり、聴覚障害であつたり、いろんな障害に対しての、その利用施設がないために利用できないというような場合もあると聞いております。

障害者の家族は、佐川には入所施設、グループホーム、ショートステイが少なく、ぜひそれをつくってほしいと願っています。また、長期休暇時の子供の居場所にも苦慮していると聞きました。障害者施設ができない大きな要因として、場所がない、費用が十分でない、その施設を運営するスタッフが確保できない、などがあげられています。

今、空き家対策事業で、町が空き家を借り入れて、地域活性に役立てるための補助金があります。例えば、グループホームをつくりたい希望があつた場合、その事業を使って町が場所を提供し、運営を任せるといような、いろんなことが考えられると思います。また、国の施策では、国交省が公営住宅のバリアフリー化推進や、公営住宅をグループホームなどに使用することなどを推進しています。今後、佐川町での障害者のグループホーム建設、作業所の増設などの計画はどうなっているのでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。平成 27 年度から 3 カ年の障害福祉計画、第 4 期になりますけれども、その計画策定の中ですね、自立支援協議会というのがありまして、そちらのほうで最終、この 3 月 18 日に協議会をやる予定になっておりますが、その中でも少し議論をさせていただきます。

具体的にですね、障害者施設を、例えば、1施設建てるであるとか、そういった具体的な中身にはならないと思います。これについては、障害の施設の整備については、高知県の担当課がある程度、県内の圏域、例えば、この辺でいきますと中央西圏域の状況を見ながら、これも県の自立支援の協議会というのがあるんですけれども、そういったところで、県下全体でどういうふうにしていくかというのは、立てていくというふうに考えております。

当然その財政支援的な部分もありますが、これは国とか県の補助金を活用しながら、していく。それから、先ほどおっしゃったような新しい施策と言いますか、住宅改修の部分の補助であるとか、そういった部分を活用すると言いますか、そういったところも検討の視野に入れていきながら、自立支援協議会等で佐川町にどういった、当然どういった施設と言いますか、不足しているのは明らかですので、そのへんが建てれるのかどうなのかとか、これも事業者さんとの話し合いにもなると思いますけれども、そういったところで、具体的に自立支援協議会のほうで話をしていきたいと考えております。

2 番（坂本玲子君）

佐川町では、まだ、その計画、策定中であると。議論の途中で、だけど具体的には出せないということだと思いますが、今ちょうどその、そういう計画を作成していると。佐川町は、ずっと住み続ける、町民が、幸せな町でありたいという方針が出ています。その障害があるなしにかかわらず、ずっと住み続けれる佐川町であるためには、具体的な目標設定をして、今後、行政が力を入れてやってほしいと願っていますが、そのへんはいかがでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

もちろん、その具体的なスケジュール、ルートを踏まえてですね、計画がつくれれば一番いいと思います。先ほども言いましたけれども、3月18日の協議会の中でですね、この障害福祉計画の中身について、最終的な協議をいただくようになっておりますので、どういう表現になるのかというところは、ちょっと私の口からは、なかなか「こうなります」とは言えませんが、今までの障害福祉計画のスタイルからいきますと、介護保険事業計画はある程度保険料に反映さすとかっていうのがありますので、具体的な部分も検討しますけれども、障害の施設に関しては現時点では、そこまでの深

い議論は、具体的なですね議論はできていないのが現状です。

2 番（坂本玲子君）

ぜひですね、そういうことにも力を入れて、具体的に目標を持って、ほかの事業所との関係もあると思いますが、そういう見通しを持った活動ができるような報告書ができることを願っています。

もう1点、作業所ですが、作業所もあるにはありますが、定員があつて、なかなか新たな受け入れができにくい状況だと聞いています。それに関しては、どのように対策を考えておられますか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。町内の事業所ということでよろしいかと思えますけれども。定員がある事業所としては、町内では、先ほど申しました就労系の就労継続支援B型いわれる施設が2施設あるという形になります。

その中、定員も、かなり、いっぱいいっぱいというかですね、そういったところの現状もあるというふうに聞いております。その中で、一定、町のほうとしましては、例えば高齢の方、65歳になられても、そういった就労継続系ですね、施設に通われて、要は働いてらっしゃって、工賃をいただいて生活の足しにといいですか、していただいている方も実際には、おいでます。そういう方について、介護保険の認定を受けられておって、そちらの介護サービスを使えるような方については、順次お話をさしていただきながら、そちらのサービスを優先に使っていただくと。そういう方が介護サービスに移行することによって、定員の整理が一定ついたりとかいうことで、新たに、例えば、学校を卒業されて、新規で卒業されている方について、一般就労なかなかできない方をそちらのほうに御紹介するとかですね、そういった形の整理をしております。

2 番（坂本玲子君）

65歳以上の人を卒業させて、新たな受け入れをということですが、国は、65歳以上の障害者は、介護保険が優先されるが、必要なサービスを介護保険の利用限度額でカバーできない場合は、障害福祉サービスを併用できるとの見解を示しています。

厚労省は2月に通知を出して、サービス併用が必要な障害者まで一律の判断で支給を削らないよう、適切な運用を求めています。佐川町では、65歳以上になる障害者に、両制度の併用ができることをきちんと伝え、運用できていますでしょうか。

サービス併用を、要介護度の高い人や身障者に限るなどの条件の賦課はしていないでしょうか。お答えください。

健康福祉課長（岡崎省治君）

個々の方に対するサービスの利用については、相談支援専門員といますか、そういったサービスの利用計画を立てるときにですね、その方に応じた、例えば一週間のサービスの利用の計画、そういったものをつくります。その中で、特に 65 歳以上の方については、法の優先順位というものはあります。そういったものも、例えばそういった相談支援専門員のほうから説明をしたりとか、それから、その方々の状態に応じて、例えば、あなたは 65 歳以上だから、介護保険だけですよとか、そういったことは全く言ってないですし、必要に応じて障害福祉サービスのほうを利用していただけるような状況にはしているというふうに思っております。

2 番（坂本玲子君）

介護保険への切りかえで、必要なサービスが受けられなくなったということがないよう、十分説明して、障害者福祉が後退しないよう徹底していただきたいと思います。

先ほどの卒業の件ですが、平成 27 年 4 月からですか。就労支援事業からの卒業ということで、そうなりますと、障害を持った人たちの集う場所がなくなるんじゃないかと心配をしています。閉じこもりの生活になりかねませんが、それに対して、町はどのように考えていますでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。65 歳以上に限るわけでもないでしょうけれども、なかなか、障害のある方が外出がしにくいであるとか、特にサービスが変わっていく、例えば、65 歳を区切りとするとかですね、そういったところで、やはり外出をしていただく、それから集まりであるとか、交流をしていただくっていうのは、健康の部分でも特に重要だというふうに思っております。

町では、例えば、あったかふれあいセンターであるとか、いうところの整備も進めております。それから、一方では、介護保険事業の制度改正の中でですね、要支援の方への受け皿、新しい受け皿づくりということも言われております。

そういったところで、高齢の方、特に閉じこもりにならないような形でですね、これは障害の施策だけではありませんけれども、地

域の受け皿というのをつくっていく方向では、いろんなところで検討をしております。

2 番（坂本玲子君）

あったかふれあいセンターが斗賀野にもできましたし、尾川にもあります。しかし、そこの職員となる方には資格がありません。あったかふれあいセンターは、子供から老人まで全ての人の利用が基本だと聞いていますし、そういう介護の必要な方とか、障害のある方なんかだと、やはり専門的な知識が必要になると思われますので、ぜひ、そういう職員の方々の研修もしっかりしながら、全ての方を受け入れられるような形のふれあいセンターなり、集落活動センターなりであってほしいと願っています。

もう1点、施設利用者は、今まで少なくとも働くことによって収入がありました。介護保険を使うと、利用料が発生します。プラスマイナスでは、何万ものマイナスとなります。できたら、その人たちの希望を聞き、集う場所や就労の機会を斡旋するなどの努力をいただきたいと思います。

そういう就労に対してとか、集う場所に対してのきめの細かい配慮が、今後必要だと思われますが、何か対策はあるのでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。就労の支援であるとか、あるいは集う場所、交流の場所、先ほど坂本議員おっしゃったその地域活動支援センターであるとか、そういったところが一つの役割を担うところかなあというふうに思っております。佐川町では、そういった支援センター、まだできておりません。

新しい計画の中でもですね、3年間の計画の中で、地域活動支援センターを立ち上げていく方向で、それも計画、今の段階ですけれども、起債をしております。これは、なかなか、直営でやるのかとか、どういったところに受けていただくのかという具体的などころがありますけれども、例えば、社会福祉協議会なんかと連携をしたりとか、あるいはほかの事業所と連携をしたりとか、そういったところで、就労に向けての支援であるとか交流の支援を、具体的に検討をしていくような形になります。

2 番（坂本玲子君）

次の計画には、それがあるということで安心をしましたが、一つには、社会との交流や居場所づくりなんかで、例えば、町の施設、

プールなどの積極的な利用はいかがでしょうか。

現在、プール利用に関して、身体障害者の１級、２級の人には減免制度があります。が、そのほかの人にはありません。せっかくプールがあります。年間通じて利用が可能です。障害者の社会との交流の促進のために、有効だと思います。また、居場所づくりにもなります。

プールの利用料の減免制度を拡大し、また障害者でも利用可能なバリアフリーにするなどの対策をして、利用の促進をしていただきたいと思います。それについてはいかがでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。プールの所管ではありませんので、私のほうからはちょっと具体的には答えにくいですが、一定、その健康づくりの部分であるとか、そういったところ、積極的な、例えば、障害の方への、利用がしやすい環境づくりであるとか、もう一つは、介護予防の観点からもプールを活用してはという御意見もあるように聞いておりますので、そういったところ、教育委員会などと連携をしながら、話をしていきたいと思っています。

教育次長（吉野広昭君）

坂本議員の御質問にお答えします。先ほど、岡崎課長のほうも申しましたとおり、非常に、御提案の内容につきましてはいいことだと思いますので、今後、健康福祉課ともども打ち合わせをしてですね、検討させていただきたいと思っています。

町長（堀見和道君）

御質問ありがとうございます。坂本議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っています。プールの利用料の減免につきましては、教育委員会ともよくよく話をして、前向きに検討したいと思っております。

あと、バリアフリー化の話がありましたが、来年度のプールの改修工事の中で一部、バリアフリー化の予算もみております。全てに行き届く改修になるかどうかは、ちょっとわかりませんが、年数をかけて、プールに関しては、より、町民の皆さん、全ての皆さんに使い勝手のいいプールにしていきたいと考えております。

来年度は、天井の落下防止も含めて、少し、限られた予算の中で、改修工事を組んでおりますので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

2 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。ぜひ、どんどん進むようにやっていただきたいと思います。

もう 1 つ、障害児の家族が困っていることの 1 つですが、長期休暇中の子供の居場所です。昨年、障害児の放課後児童教室の別室が開かれました。教育委員会が一生懸命考えてくれたおかげだと思います。しかし、場所の選定、対応できる児童、いろんな問題点が浮かび上がりました。来年度は、さらに進んでいくと思いますが、来年度、障害児の、長期休暇中の居場所について、どのようにするお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。昨年度、教育集会所のほうで基本的に対応させていただきました。今年度につきましても、障害のある方の利用の希望等をお聞きしまして、できるだけ幅広く対応できるように取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

これについては、今回、あんまり言うつもりはなかったんですが、障害のある子供たちが、各学校で、今、放課後児童教室や放課後児童クラブでいます。その子供たちは、別の場所へ移されることによって、すごく環境が変わるということで、本来ならば、自分たちのもとの場所でやるのが一番適切なのかなと、私は思います。小学校は休暇中ですので空き教室がないということはないので、ぜひそのへんも検討の中に入れていただいて、やっていただけたらいいかなと思っています。

次の 1 点。平成 25 年障害者優先調達推進法が施行されました。これは、障害者就労施設等をつくったものの需要を増進し、就労する障害者の自立を促進するためのものです。佐川町では、この法に基づいて、障害者施設の物品を優先的に購入していると思います。健康福祉課が取りまとめることになっていますが、佐川町では障害者優先調達推進法にのっとり、どれくらい障害者施設からの調達をしていますか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。佐川町では、この法律に基づきまして、調達方針というのを毎年度定めております。平成の 25 年度、25 年度は 3 月の策定でしたので、実質的には 26 年度からの実施といえます。

か、運用になります。

その中で、うちの健康福祉課が窓口となっているその優先調達の実績ということになりますと、今、私が掲げているこの職員の木製名札、これについて、これを、さくら福祉事業所から調達したものになります、それが実績というふうになります。今のところはその1件ということになります。

2 番（坂本玲子君）

ですね。では、この佐川町でも、その障害者優先調達推進法にのっとって、要綱みたいなものを決めておりますが、その、佐川町の、例えば、2つの就労支援施設で、調達可能な、どんな品物があるか御存じでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。今現在、その2施設からですね、例えば、具体的に、提供できる物品であるとか、ほかには役務の提供であるとか、そういったもののリストを、26年度の、今現在ではいただいておらないのが実情です。ですので、個々には、例えば、提供できる、例えば食物といいますか、そういったものがあるというふうには考えておりますが、役場全体の中で、その物品のリストを共有している段階では、今のところ、ありません。それが実情です。

2 番（坂本玲子君）

物品等の調達方針の中に、健康福祉課は、提供可能な品物等の情報について、各所属へ情報提供を行うこととともに、所属からの問い合わせ窓口を持つということになっておりますので、ぜひ、もちろんその障害者施設のほうから積極的に、こういうものを、っていうことも必要ですが、町のほうでもどんなものがあるかということ調べて、やる必要があるんじゃないかなと。

そういう法律にのっとって、町として年間の計画を立てて促進していくことも必要だと考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。この点については、27年度、来年度に向けてですね、年度当初に各事業所が提供できるリストをいただいてですね、役場全体で共有をして優先調達をできるような体制といいますか、情報提供をしていきたいと考えております。

2 番（坂本玲子君）

先ほど、課長が言われましたように、健康福祉課だけが交流するわけではありませんので、各部署への徹底も必要だと考えます。ぜひ、それを徹底していただいて、この法のもともとの考えにのっとり推進していただきたいと思います。

教育長、教育委員会ではどの程度購入し、関係機関への徹底はどうなっているのか、お答えいただきたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。現在のところ、教育委員会におきまして、障害者施設からの物品調達につきましては、特段の取り組みは行っておりません。

なお、給食センターにおきましては、町内産の野菜を積極的に活用するという視点で、はちきんの店と連携した取り組みを進めておりますので、来年度から、町内の障害者の福祉事業所で生産される野菜を、学校給食用の食材として調達する方向で、事業所のほうと現在、協議を行っております。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。野菜などの販売をしている障害者施設があると聞きましたので、ぜひ、給食センターでも調達の方向で検討をしていただきたいなと思っています。

実はですね、こういう佐川町障害者就労施設等からの物品等の調達方針というのの中で、それは健康福祉課が取りまとめるっていうふうになってはいますが、こういう問題は、全部署に関することですので、本来なら総務課が取りまとめてやっていくのがより望ましいのではないかと思います。町長さん、いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えをさせていただきます。健康福祉課の所管で取りまとめを行うということでいいのではないかと、いいだろうというふうに思っております。26 年度も、庁議の場で健康福祉課から提案があり、この調達について「こういう考えでやりたいけど、どうでしょうか」ということで庁議の中で協議をして、名札を皆さんそろえましょうということになりましたが、しっかり所管課がその計画どおり意識を持って取り組んで、全庁に広めてもらえれば、総務課がやらなくても問題なく役場の中で回っていくというふうに考えております。以上です。

2 番（坂本玲子君）

そのへんの、私は、どこの課がやろうと構わないんですが、そのへんの庁全体での取り組みっていうのを、しっかりやっていただきたいと思っています。

これで、1問目の質問を終わります。

次に、2問目に移ります。国保税について、お伺いしたいと思います。

昨年3月、9月、国保税について質問をいたしました。今回の国保税の改定で、所得割、資産割等が標準割に近くなっているのは評価できると思います。まず、その努力に感謝したいと思います。ありがとうございました。

しかし、まだ十分ではありません。国保審議会に出した資料は、現実をきちんと分析したとは言いがたく、不十分だと思っております。また、固定資産への二重課税は正当なものであるとは思いません。これについては、別の機会にまた質問したいと思います。

今回、国保税の大幅値上げの案が議会に提出されています。町民課長、国保財政が特に悪くなっていった原因は、どこにあると思われますか。

町民課長（麻田正志君）

坂本議員の御質問にお答えいたします。後期高齢者医療制度などが始まりました平成20年度から平成25年度までの状況を見てみますと、基金からの繰入金、そして過年度からの繰越金を除いた単年度収支におきましては、平成24年度を除き赤字という状況になっております。

具体的には、平成20年度におきましては、約1,800万。平成21年度は、約5,100万。平成22年度は、約4,200万。平成23年度は、約7,100万。そして平成25年度は、約7,200万という赤字となっております。この赤字の補てんのために、繰越金を充て、基金の取り崩しを行ったことによりまして、繰越金はなくなり、そして基金は底をつく状況というふうになっております。この主な原因といたしましては、私のほうでは、保険給付費、被保険者の方に対する保険給付費、そして後期高齢者医療に対する後期高齢者支援金の増加というふうに考えております。

具体的には、平成20年度の保険給付費においては、約11億3,100万円。これが平成25年度におきましては、約12億9,100万円と、約1億6千万円増加しております。また、後期高齢者支援金におき

ましては、平成 20 年度、約 1 億 6,600 万。それが平成 25 年度では約 2 億円と、約 3,400 万円の増加となってきました。このうち、保険給付費につきましては、国保の被保険者数自体は減少してきております。

けれど、平成 20 年度末で年齢構成が 0 歳から 59 歳までの方と、60 歳から 74 歳までの方の割合というのをちょっと調べてみました。平成 20 年度末では、この割合がほぼ同じであったものが、平成 27 年の 1 月末では、60 から 74 歳までの方の割合が約 59% というふうになるなど、比較的医療費が高くなる傾向がある年齢層の方が増えてきておるとというのが現状となっておりまして、この年齢層の方の保険給付費が増加しておるといような状況もあります。

このように、現在の少子高齢化等の影響もありまして、高い年齢層の方の割合が多くなってきておるといことも、その一因ではないかというふうに考えております。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

ほんとに、年齢層が高くなっているっていうのは現実だと思います。介護保険制度の開始が平成 12 年度、後期高齢者医療制度開始が平成 20 年度、課長も言われましたように、20 年度からどんどんと悪化の一路をたどっているということですが、財政悪化は、繰越金などをもう全部含めてですので、これ、私は、よくきちっと把握していませんが、22 年度ころから顕著になってきているように感じました。

これは、後期高齢者の本人負担が 1 割と決められ、残り 9 割を、国、県、市町村で分配すれば、本来よかったのですが、5 割が、国、県、市町村で、残りの 4 割を各保険組合から負担することにしたのが、大きな、この国保財政を圧迫したのではないかと私は考えます。

消費税が上がり、それは福祉に使うとされていきました。高齢者福祉は、その消費税の財源でやるのが筋だと思います。それなのに、現役世代に 4 割の負担を国が求めました。その結果が、国保の財政悪化を招いたのではないかとと思われるのです。

今回、国保料の値上げの議案が出されています。では、町として、国保税を上げないために、どんな努力をされていますでしょうか。

町民課長（麻田正志君）

お答えいたします。町におきましては、健康づくりの推進であり

ますとか、がん検診、特定健診、特定保健指導の実施によります疾病予防や重症化防止対策、そして医療費抑制にかかりますジェネリック薬品の使用促進等に努めてきております。

また、国保加入者の皆様御自身には、どのくらいの医療費がかかっているのかということをお知らせするための医療費通知なども行っております。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。町民課の方々や税務課の方々は、国保税が高いというのは重々承知の上、なるべくなら国保税を上げたくないと思い努力をされてきていると思います。また、健康福祉課でも、国保税や介護保険料を上げないためには、健康づくりが大切だと、さまざまな努力をされているのも承知しています。しかし、町として、もっと国保料を引き下げる、介護保険料を引き下げるための見通しを持った施策が必要だと思います。

2025 年には、高齢者がピークを迎えます。まさに今が、町が 10 年間の総合計画をつくろうとしています。その中にも、高齢者が安心して過ごせ、病気にならないようにするための施策を入れていってほしいと思いますが、町長さん、いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。総合計画の中に、坂本議員おっしゃるように取り入れて取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

2 番（坂本玲子君）

ほんとに、ぜひ、これも力を入れて取り組んでいただきたいと思いますのですが、先ほど、障害者の段で、プールなんかも利用してはどうかと、健康づくりのために、そういう提案をしましたが、この国保税を安くするためにも、ぜひ、そういうプールの活用なども具体的に考えていってほしいと思います。

国保税の負担は限界に達しています。軽減税率のある低所得者層や高所得で上限を超えている人以外の、中間層の方々の負担が今回の値上げで特に厳しくなるのが特徴だと思います。平均の負担率は、所得の 20% ぐらいですが、低所得者層には減免があります。しかし、中間層の方にはありません。佐川町では、加入者の約 3 割の方に軽減がありません。

さらに、国保の所得は、旧ただし書き所得で、課税所得では配偶

者控除とか扶養者控除等があるのに、そういった控除がないために、子育て世代など扶養家族が多い家庭にとっては、さらに高くなったと感じると思います。まずは、国保料に関して、国が責任を持って対応してくれるのがベストですが、しかし実際は、それがありません。では、誰が町民を救えるのでしょうか。

多くの高知県下の自治体では、一般財源からの法定外繰り入れで、赤字の補てんを実施しています。佐川町の一般財政は非常に健全です。一般財源から国保会計への繰り入れで、値上げを中止または低減していただきたいと考えますが、町民課長、そういう形での検討は、可能でしょうか。

町民課長（麻田正志君）

お答えいたします。まず、今回の国保税率の改正に当たりましては、国保運営協議会におきまして、慎重に検討していただいた上で、財源不足を補うための、もう、基金が枯渇してきており、税率等を改正せざるを得ないということで御承認をいただいております。

国保制度自体は、国及び県等の負担金で賄われる公費を除いた残りの財源につきましては、国保に加入しておられる被保険者の皆様の国保税を充てるとというのが原則とされております。

今回の税率の改正におきましては、その算出の際には、その財源不足の見込額全てを国保税で充てるといような計算はしておりません。しかし、その財源不足見込額の全てを一般会計からの繰入金で見るといことも当然考えておりません。けれど、今現在の状況、そして今の厳しい国保財政の状況の中から、本年度の決算とか、平成 27 年度の状況を踏まえながら、その状況によっては、今後は一般会計からの法定外繰り入れのほうも検討しなければならないのではないかと思っております。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

法定外繰り入れも検討していただけるということで、安心をしました。実はですね、法定外繰り入れで、ペナルティ分以上に繰り入れてる高知県内の自治体は、既に 12 市町村ぐらいあると思われます。それ以外にも、基金があるために、その必要がまだない自治体もあり、法定外繰り入れは、これからさらに増加すると思われます。国調査でも、全国では 3,500 億円の一般財源からの繰り入れがあるという報告があります。一般財源からの繰り入れに関して、町長さん、どんなにお考えでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。先ほど、町民課長のほうからも法定外の一般会計からの法定外繰り入れを検討せざるを得ないという発言がありました。それは私も含めて、運営協議会の中でも話をして、町全体のことを考えると、法定外の繰り入れも考えざるを得ないよねということで、町民課長の一人の考えだけではありませんので、町として、運営協議会として考えた結果でしたので御理解いただければと思います。

国保の話だけをするとですね、確かに運営上厳しいと。そのために消費税も上げて、27年度からの制度改正に向けて国としても取り組んでいるところでありますが、町としましても、全体、住民の皆さん全体を見てですね、その予算の使い方も慎重に考えなければいけませんので、基本的には、法定外繰り入れは、せざるを得ないんだろうなあと。27、28、29、3カ年の運営を考えると、そうならざるを得ないというふうに思っておりますが、本当に、慎重に考えざるを得ないというその立場を、御理解をいただきたいと思います。以上です。

2 番（坂本玲子君）

最近の国保の被保険者は、年齢層が高くて、無職とか低所得者層の方が多い。収入が低いのに医療費は高いということで、町の繰り入れも検討していただけるということをお伺いしまして、非常に安心しましたが、前回、質問で、国や県に対して町長さんもぜひ働きかけをしていただきたいというふうなお願いをしました。この間、町長さん、具体的にどういう働きかけをして展望はどうか、国や県の答えはどうか、お伺いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えをさせていただきます。そのときも、佐川町単独でという話は、なかなか難しいということをお話しさせていただきましたが、昨年の11月19日に、全国町村長大会が東京で開催をされました。その中で、この国保制度改正について保険者支援制度の拡充を早急に実施すること、後期高齢者支援金の全面総報酬割導入により生じる財源の優先活用など、町村長大会で要望ということで上げさせていただき、それを国のほうに、すぐ上げました。

その結果として、今回の制度改革につながっていると思いますが、具体的には保険者支援制度の拡充、約1,700億円が入れられるとい

うこと。さらには、29年度に向けて、高齢者医療における後期高齢者支援金の全面総報酬割の実施に伴い生じる国費を優先的に活用して、1,700億円を29年度から投入すると。そういうことが具体的に制度改革の中で出てきておりますので、町単独ではありませんけれども、県内の市町村、全国の町村会のほうで要望させていただいて、そのことが少しずつ取り入れられているんじゃないかなあというふうに考えております。以上です。

2 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。実はですね、今国会提出の医療制度改革案には、75歳以上の後期高齢者保険料の特例軽減を平成27年度から順次廃止、入院時の食費の自己負担額の引き上げ、260円から460円に、高齢者医療負担1割から2割へなど、さまざまな改悪案が出される予定です。年寄り病院へかからず早く死ねというのでしょうか。本当は、国にやってほしい。しかし国がやってくれるまでは困る人がいる。だからまず、そこを町でやっていただきたい。

今回の値上げがやむを得ないとしても、どんどん上がっては困ります。行政報告では、平成28年度の税率等について、再度、改正の可能性があるということを説明した、とありました。平成29年度には、国保の広域化が実施されると聞いています。町民一人一人もしっかり自分たちの健康を守っていくことは大切ですが、町としても、保険料を上げないための施策をきちんと持ってやっていただきたいと思います。

そして、町長さんには、県とも協力して、国に町民の現状を訴えて、よりよい制度ができるよう頑張ってくださいと思います。

以上で、2問目の質問を終わります。

議長（藤原健祐君）

ここで、質問者にも了解をいただいておりますので、食事のために1時30分まで休憩します。

休憩 午後0時5分

再開 午後1時30分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

2 番（坂本玲子君）

3 問目に移りたいと思います。

町長さんは、今回の行政報告で、多子世帯の第3子以降の子供について、保育料無料化を延長し、無料化を延長し、卒園までとしました。また、同時入所の第2子の保育料無料化に踏み切られることを発表しました。それは、現に子育てしている世帯にとって、すばらしい提案だと思います。まだ、子育てにまで至っていない町民にとっても朗報です。さらには、おじいちゃん、おばあちゃんにとっても、孫やひ孫を佐川で、子供を育てることが容易になるということで、喜んでいます。

そして、移住や定住を考える人たちにとっても、大きなプラスになると思います。きっと、全町民がその英断にエールを送ると信じています。本当にありがとうございます。

そこで、その施策をもう少し詳しく教えていただきたいのですが、健康福祉課長、よろしくお願いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。

保育料の軽減策につきましては、先ほど、坂本議員おっしゃられたとおりに、今までは、と言いますか、今年度までは、まず第2子につきましては、同時入所をされている子供さんの2番目の子供さんについては半額、それから第3子以降の子供さんについては、3歳未満児について、これは県の補助事業を使いまして、無料というふうな軽減策の制度があります。

これを27年度、この4月からは、第3子については無条件に年長さんまで無料と。それから第2子については、同時入所の場合、これも無料と。ただと。いう形に拡充をするものであります。

それと、すいません、その第3子とか第2子とかという定義でございすけれども、18歳の子供さんまでの子供さんを数えるということで、ちょっと言い方がまずいですがけれども、例えば二十の子供さんがおいでましても、それは1子には数えない。18歳以下の子供さんから数えていくというな考え方でございます。以上です。

2 番（坂本玲子君）

その対象ですが、保育所に通う子供を対象としていますか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

もちろん、保育所に通っている子供さん、それから少数ではあり

ますけども、幼稚園に通っている子供さんもおいでですが、それも含めてでございます。

2 番（坂本玲子君）

保育料の、来年度の保育料がネットで載っておりましたが、越知幼稚園の保育料は、27 年度に限り 6,500 円というふうに書かれていました。28 年度以降はどうなるのか、教えてください。

健康福祉課長（岡崎省治君）

28 年度以降につきましては、まだ現時点では確定をしておりません。この 27 年度の限定措置といいますか、これについての考え方としては、この 4 月から子ども・子育て支援法が施行されることに伴いまして、子供さんの認定制度ということになります。

1 号認定、2 号認定、3 号認定という形になりますが、1 号認定の子供さん、つまり保育を必要としない子供さんの部分については、現時点で受け入れる施設としては、新しい制度の中では認定こども園であるとか、幼稚園であるとか、そういった施設に限られることになっていきますが、佐川町、現時点ではそういう施設がございません。現実には、そういう方については、具体的に言いますと、越知の幼稚園に通う、通わざるを得ないと言いますか、そういう形になりますので、そういったもろもろの佐川町の実情を勘案した結果、27 年度については、1 号認定の越知の幼稚園へ通う子供さんについては、現行の 6,500 円を 27 年度に限り限定措置としてする。それから 28 年度以降については、佐川町内でも 1 号認定の受け入れを、体制を図っていくということの方針を決めております。

2 番（坂本玲子君）

この保育料問題については、ちょっとまたありますが、今回は控えます。佐川町の子育て支援策は、今回の決定でかなり進んだと思います。

しかし、情報発信がまだ十分ではないのではないかなと考えるのです。高知市が同時入所第 2 子無料化に踏み切ったとき、大きく新聞報道されました。ところが、高知市は多子世帯の無料化は行っていません。佐川町では、それより子育て支援が進んでいます。そこをきちんと情報発信することで、佐川町の価値が高まります。移住促進を目指すなら、情報発信が大切だと思います。

ぜひ、今回の施策で、すばらしい子育て拠点として名乗りを上げていただきたい。子育て支援策だけでなく、産業建設課のやってい

る施策もたくさんあります。私は前々から、各市町村の支援策っていうのをネットで見ておりましたが、佐川町では、やっても書いてない事業がたくさんありました。何で書かないんだろうと、実は不満でした。どこかの部署で一括して、そういう、こんな施策があるんだよっていうのをやって、きちっと情報発信できるように佐川町をアピールしていただきたいと思います。町長さん、そのへんはいかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。坂本議員のおっしゃるように、情報発信、すごく大切だと思っております。28年度以降、総合計画ができ上がってから、佐川町のホームページを新しいものに変えていきたいと考えております。

今のホームページも、新しく変えてからまだ余り年数もたっておりませんので、すぐにまた変えるということは今差し控えている状況であります。各課には、それぞれ、今のホームページの中で、情報を発信をして、しっかりと伝えていくようにということで、折に触れ話をしておりますので、移住促進に関するPRもあわせて、佐川町の子育て支援、その他の支援策について、できる限りしっかりと伝えていきたいと。そのことが大切だというふうに考えております。以上です。

2番（坂本玲子君）

ぜひ、よろしくお願いします。次、一般会計で来年度の予算にファミリー・サポート・センターの予算が組まれていました。ファミリー・サポート・センターの利用ができる対象者、利用料金、運営主体等をどうする予定なのか、お伺いしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。ファミリー・サポート・センターとしましては、これは国の補助事業を活用する形を予定しております。事業の内容としましては、会員さん、町民の方々の登録によって、それぞれ子育てを受けたい方、それから子育ての支援、提供をできる方、双方合わせて50名の登録が補助事業の要件になっております。それから、保育の提供してもいいよという会員の方については、一定の講習も必要というふうな形になってます。

受け入れる子供さんの対象であったりとか、あるいは、例えば障害のある子供さんをどういうふうにサポート、例えばその会員の中

に、提供受けたい保護者の方であるとか、提供してもいいよという方に、そういった方がおいでれば、そういった方々も含めてですね、制度に取り入れていきたいとは考えておりますけれども、まだ現時点で対象をどういうふうにするかとかいうところについては、具体的にまだ決定はいたしておりません。

いろんな方の、ちょっと御意見をお伺いしながらですね、その事業の枠組みを決めていきたいと思っております。

2 番（坂本玲子君）

昨年、有償ボランティアグループ、わくわくクラブができました。その形態は、町が今つくろうとしているファミリー・サポート・センターと酷似しています。

ただし、私は、ファミリー・サポート・センターの対象を小学6年生までというふうに聞いておりますが、補助金の要綱で小学6年生までと聞いておりますが、それよりは対象者の幅が広がっています。その活動ですが、平成26年度、利用者数が8名。利用料を払っての利用日数が約12日。相談は別に無料ですので、そのほかにありました。活動日数は研修等を含めると、約50日です。住民への知名度が低いため、利用件数が低かったことはあると思います。そして実際の利用に関して言えば、障害を持った子供のサポートが2件でした。

わくわくクラブでは、事前の打ち合わせを十分にやり、その子の特性を学習し、なるべくスムーズにサポートできるようにしています。必要に応じて複数での対応をし、終わった後に反省会を持ち、全ての会員が内容の把握をできるようになっています。料金は1時間600円。相談内容につきましては、介護の問題、障害の問題、福祉の問題などでした。

町が計画しているファミリー・サポート・センターができることは、とても素晴らしいことだと思います。ただ、つくったというだけではだめではないかと考えております。以前より、ファミリー・サポート・センターについては、対象者を子供からお年寄り、障害者も含めた形にするのがいいのではないかと提案してきましたが、それについて、健康福祉課長はどうお考えでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。子供さんに限らず、預かりといいますか、そういった支援を受けたい方というのは、多いと思います。ファミリ

一・サポート・センター事業、国の補助事業の基準というのは一定ある、先ほどおっしゃったような形であるというふうに思っていますが、取り組む上ではですね、坂本さんおっしゃったように、やはり実情といいますか、佐川町の実情に合った、それから特に困っている方、障害の子供さんを持っている方であるとか、いろんな、その子供さんに限らないと思っております。そこをできるだけ、佐川町のファミリー・サポート・センター事業としてやっていくには、どういう形があるのかとか、もちろん会員さん同士の助け合いですので、そのへんの会員さんの、例えば、講習であったり、そういったものをどういうふうに充実させていくかということも考えていかなければならないと思っております。

確かに、立ち上げただけでは、補助事業を、例えば、使うという視点だけではですね、なかなかいけないと思いますし、この子育て支援の事業ではありますけれども、地域の支え合いの事業としてもですね、これが一つのモデル的なものになるように、ちょっと繰り返しになりますけど、いろんな方の御意見を聞かせていただきたいと思っております。

2 番（坂本玲子君）

病後児保育も予定されています。これについても、どういう計画なのか、対象者、利用料金等について、お答えください。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。病後児保育事業につきましては、先ほどの松浦議員の質問にもありましたが、病後児保育ということで、例えば、インフルエンザとかにかかった場合、学校とか保育所なんかでは、発熱後5日間であるとか、かつ解熱後2日とか3日、登園とか登校できないということになっておると思うんですが、病後児保育事業で扱う子供さんの対象としては、熱が下がった後、いわゆる回復期にある子供さんの受け入れをしていく事業になります。

具体的には、高北病院と連携をしながら、施設を改修をしたりとかいうことで、そこで受け入れる施設を構えていく、それでスタッフ的にはですね、スタッフとしては一応これも補助事業の基準がありますが、看護師と、もしくは保健師が1名、それからもう1名、保育士が1名という形で、2名体制が必要になってきます。そういった職員も確保しながら、これは全て予約なしで受けるというのはなかなか難しいものでありますので、予約制をとって、予約が、例

えば前日までに予約を入れていただくとかいう形で、事業は健康福祉課のほうで所管をしますので、健康福祉課のほうでそういった取りまとめをして運営をしていくという形になります。

詳しい開所時間であったり利用料金であったり、それから利用の手続きについては、まだ現在調整中でございます。スケジュールとしては、10月から開始予定で、そのスケジュールで目指して、いろんな事務的な調整も含めてしていくことになります。

2 番（坂本玲子君）

病後児保育もですね、補助金での対象者は小学校3年生までに限定されています。しかし、例えば、障害を持った子供さんであれば、小学3年生まででは十分ではありません。これも、枠を広めていくことも考えなくてはいけないのではないかと考えております。それについてはどのようにお考えですか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

現時点では、年齢要件としては、今のところ補助事業といいますか、事業の対象である小学3年生までを想定しております。運営をする中で、利用の数であったりとか、ニーズがどこにあるかというところも考えていかななくてはならないとは思いますが、開始当初としては、そういった年齢、小学校3年生までを、今のところ想定しております。

2 番（坂本玲子君）

今回、病後児保育用に場所を構えると聞きました。またファミリー・サポート・センターでは、病後児の利用はできないと以前に説明を受けたことがあります。

けれども、松浦議員の質問には、病後児もファミリー・サポート・センターの対象となるとかいうふうにお聞きしましたので、どちらが正しいのか、少し私にはわかりませんが、2つの施策がばらばらにされるのではなく、一体的に運用すれば、もっと利用しやすく効率的になるのではないのでしょうか。

障害者の相談センターもできています。これも一体になれるところではないかと思えます。一本化して必要な手立てを考えると、補助金要綱がありますので、いろいろ難しい点もあると思いますが、総合的に運営することで経費削減にもなります。その浮いた分で、例えばサポーターへの賃金をきちっと支払ったり、経済的に苦しい家庭の援助をしたりということができると思えます。

せっかくつくるなら、困っている人やみんなが使える、みんなが使いやすい形になるよう、あわてずじっくり考えてやっていただきたいと思います。そのための住民や関連するボランティア団体に対して、意見を聞く機会を持ち、よりいい形にするのが適当だと思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。この4月からは、新しい子ども・子育て支援制度が始まり、このファミリー・サポート・センター事業であるとか、そういった事業も地域の子育て支援事業の1つとして数えられております。

それから、放課後子ども教室ですか、そういった事業。それからもちろん障害児の相談の事業、そういったものについても、事業一つ一つは、いろんなその制度とか枠組みの中で行っていく必要はありますけれども、おっしゃったように、いろんなその背景を抱えた御家庭であるとか子供さんの支援をしていくというところでは、当然行政だけではなかなか難しい部分もありますし、そういった相談支援事業所であるとか、ほんとにこう任意で動いてくださっている団体さん、そういったところと、一般的な言葉ですけども、連携をしていくっていうことがほんとに重要になってくると思います。

そういうことを考えれば、子育て支援策の担当窓口というのは、今は、現時点では健康福祉課にありますけれども、さまざまな施策を1つにまとめていく、それから民間の団体さんとか、話しをしていくっていうのは、役場、健康福祉課だけの仕事ではないというふうに思いますし、いろんな、あと団体さんと、先ほど言ったように話しをしていく、意見を聞いていくとか、それで町全体の子育て支援をつくり上げていくっていうことは、すごい大事なことだと思います。

ちょうど、この子育て支援の計画、それから障害児の計画、さらにはその高齢者福祉の計画も今年度つくって、来年度から新しい計画がスタートしていきますので、そういったところも含めて、よりこう連携ができるような体制づくりというものも考えていきたいというふうに思っております。

2 番（坂本玲子君）

すばらしい施策をスタートさせようとしています。ぜひ、それがみんなのためになり、子育て支援につながる形になり、町民がより

幸せを感じるよう、頑張っていたきたいと思います。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、2番、坂本玲子君の一般質問を終わります。

引き続き、4番、森正彦君の発言を許します。

4番（森正彦君）

4番議員の森です。質問の前に少し時間をいただきまして、主観を述べさせていただきたいと思います。政府は2月10日、日本経済再生本部の会合を開き、新たな成長戦略の検討方針と各施策の進め方の実行計画をまとめました。

その中で、農協改革の方向が示され、農協法改正案を3月通常国会に提出することになりました。安倍首相が以前から言っていた改革で、岩盤規制の一部に穴をあけるということで全国農業協同組合中央会、JA、全中と一般的には言われておりますが、この監査主導権をなくし、一般財団法人にすることになったわけでございます。

なぜ、全中の監査をなくするのか、それは、JA、全中が全国の農協を監査し、活動の自由度を阻害していると。そのことによって、農家の所得が増えない、大規模な農家が育たない、競争力を失っている、そういうのが理由でございました。

実際は、どうなのか。本当にそうなのか。私は、農協で長い間勤務させていただきましたが、1度も全中の監査を受けたことがありません。また、高知県のほかの農協が受けたということも聞いたことがありません。高知県の地域の農協ではですね、高知県の県の中央会、それから高知県の中に農協指導班という部署がありまして、そこが条例を設けて、県が監査をしております。これは、受けていました。義務づけられているわけでございます。

しかし、その監査でもですね、自由度を縛られるというものでは全くありませんでした。これらの監査は、業務や会計が適正に執行されているかどうかということを監査したものであります。業務監査含めてですね。

それでは、全中の監査いらないじゃないか。どうしていたか、ということですが、もともとですね、戦後の混乱期に全国で農協の経営破綻が続出してですね、放っておくと農村の発展に支障が出る、あるいはまた、これが一番大事なところなんです、国民の食糧確保ができないとしてですね、農協の経営を指導するために国が法律

をつくって指導をしたということであるわけでございます。

現在は、そういう単位農協の経営を監査して指導する、いうことはほとんどありませんが、一部ですね、経営不振に陥る農協があったりですね、あるいは定款から外れた組合員の利益にならない事業をしている農協等がまれにありまして、これを指導していたわけでございます。

皆さんも記憶の中にあるかとは思いますが、どこかにいましたという感じがするかとは思いますが、非常に個性の強い組合長が不動産に投資をしたり、身内の知り合いの企業に融資して失敗したりして組み合いに損失を与えたり、そんなことがまれにあるわけでございます。そんなところへは指導監査をしていたわけでございます。行政なんかでも、非常に個性の強い首長がおりまして、常軌を逸脱して専決権を乱発したり、市の経営を破綻させたりした、そういった感じのJAはですね、全中は監査指導していたのです。

監査のほかには、全中は全国の農民あるいは組合員の声を代表して政府に意見を言う。例えば、農村の破壊につながるTPPに反対するとかの運動を展開していたわけでございます。こういった運動が、いわゆる政府にとっては、いけない、邪魔だということだったのではないのでしょうか。

JAの監査権についてはですね、財団法人にして、なくするということですが、実際はですね、JAのほうは、その財団法人になった全中からですね、監査を受けることをこちらが選択できるというようなことにもなっておりますので、実害はなくなったということです。

もう1つの課題で、非農家の準組合員の問題については先送りとされました。現在、農協の組合員の農業従事者は減り続けておるわけでございます。現在の農協は農家のためだけではなくてですね、地域経済あるいは地域の生活を支える地域生活協同組合の性格を強めているわけでございます。この準組合員の利用制限を行うとすると、農協は非常に経営が苦しくなって、立ちゆかなくなっていくというのが実情なわけでございます。

ですから、全国の農業共同組合長は、それはいかんと、それは困る、あるいはそのことを知っている国会議員も、それはだめだよということを言っていたわけでございます。現在の農協がですね、なくなれば、たちまち地域が困ると。そういう地域がたくさんある

わけでございます。そうなりますとですね、地域創生どころか地域崩壊にもつながるわけでございます。

そんな現場の実情がわかってきたのか、今回、その準組合の利用制限については先送りとなったわけではないでしょうかということでございます。

では、そのことでですね、現場の実害はなくなったわけですが、しかしですね、このことで、中央の政治がですね、中央の政治がいかに関心を持って現場の実情を知らずに動いているかということ、そういうことが非常によくわかったということでございます。国民の意思と乖離していると。私は、このことが大きな問題だと思うわけでございます。秘密保護法、憲法解釈による集団的自衛権の行使容認、あるいは自衛隊の海外派遣等、多くの国民が疑問と思うことをですね進めている。そういったことは非常に不安、不安が募る昨今であります。

私は、国民はよく勉強をしてですね、やはり意思表示をですね、統一地方選もありますし、さまざまな場面でですね、意思表示をきちんとしていかなければならないなあと、思うところでございます。

それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

まず最初に、平成 27 年度当初予算についてお伺いします。平成 27 年度予算は、堀見町長が就任して 2 年目の予算でありまして、本年度は堀見町政のカラーの出る最初の予算になるのではないかと思います。12 月定例会の私の質問でも、27 年度予算の編成には 1 歩踏み出す勇気を持ち、挑戦する予算編成を行うということを編成方針の中で職員に指示しているとおっしゃっていました。

まずそこで、本年度当初予算ですが、これは 68 億 6,800 万円。前年度からするとですね、8 億 7,800 万円の積極的予算となっていますが、積極予算、その意図するものは何か。また新しい事業や特徴的な事業は何かをお聞かせ願いたいと思います。お願いします。

総務課長（横山覚君）

お答えをいたします。平成 27 年度の予算編成に当たりましては、町長のほうから示されました佐川町経営理念、それから経営方針を基本といたしまして、職員が一致団結して一歩踏み出す勇気を心に持ち、挑戦する予算編成を目指したところでございます。

新年度の主要な事業や新規事業につきましては、町長の行政報告

におきまして、詳しく報告が行われておりますけれども、それらを含めました新年度に予算化した事業概要について述べさせていただきます。

まず、主要と言えますのが、町の子供たちの命を守るための町内小中学校の非構造部材等耐震化工事を始めまして、町民の方々の命も守ります町民プールの天井落下防止工事、また文化センターや遊学館の耐震化設計、それと南海地震に備えての住宅耐震化支援事業、それから公民館など緊急避難場所を整備します緊急避難場所耐震化整備事業、また福祉避難所への防災機器等を設置します福祉避難所設置緊急促進事業、それに老朽化しました消防自動車3台の買い換え購入など、数多くのメニューを受け入れいたしました防災に関連した事業が主要というふうに言えると思います。

また、まちづくりの基本施策であります町の基盤を整備するという観点からは、道路の拡幅を行います狹隘道路の拡幅事業、また道路新設改良工事、また清鏡堰の改修工事を行います農業利水施設整備事業などの主要な事業として、これらも予算化をしております。

次に、新年度の目玉的な事業といたしましては、やはり子育て支援対策に重点を置きまして、児童預かりの相互援助組織の仕組みづくりを行いますファミリー・サポート・センター事業、それから高北病院医師住宅を改修いたしまして、10歳未満の病後の児童を保育するげんきになあれ事業、また保育環境向上を目指しまして、黒岩保育所の新築事業を予算化をしております。このほか、事業化ではありませんけれども、大幅な保育料の軽減対策を行いまして、子育て支援の強化を図るようしております。

特徴的と言えます事業となりますのは、やはり地域の支援や自伐林業を協力的に進めます地域おこし協力隊の活動事業、それから町の拠点づくりとなります集落活性化センター、またあったかふれあいセンターの取り組み、それから民間企業から土地及び建物10棟を購入し、移住者対策を行います移住促進事業などが特徴的な事業として挙げられます。

なお、これらの事業を含む新年度の総額予算でございますけれども、68億6,830万6千円で、8億8千万ほどの増額になっておりますけれども、国庫支出金それから県支出金、起債等を活用することによりまして、一般財源の伸びが2億2千万円ほどにとどまっております。これは近年の一般財源の平均値あたりになっておりまして、引

き続き無理のない財政運営ができる状況となっていると考えています。

新年度におきましては、これらの主要な事業や新たな事業とともに、既存の継続事業につきましても、適切な慎重管理を行いまして、進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

4 番（森正彦君）

非常に大きい予算で、財政のことを若干心配しておったわけですが、とにかく、今回の予算、命を守る、安全な町をつくるという防災の面、それから必要なもの、基盤の整備、そういったこと。これは従来からの継続の部分が大きいと思いますが、また、目玉の部分、子ども・子育て、あるいは新しい取り組みの自伐林業とか、かなり内容があるわけでございます。町長の行政報告でですね、文教のまちの人づくりと対話による協働のまちづくり、これを2つの大きな方針として町政運営を行うということを行政報告の中でありました。

その中で、人づくり、まちづくり、幸せ感じるまちづくりへ一歩踏み出すということ。そして、そういうことをしていく中で、それを大きな方針として、先ほどのいろいろな方策が出ておるかと思うわけでございますが、全体的に見て、新しい方針が出てきたかな、今の町の状況に対して、町の課題に関して挑戦する、そういう新たな課題への挑戦が見えてきたかな、いうふうに私は感じるわけでございます。

そういう動きをしていけば、その動きの中からですね、新たな課題もまた見えてくる。そうしてまた挑戦する。有効な施策を実施する。そういうPDCA的な動きになっていけばですね、きっと職場も活性化し、町の活性化につながるというふうに思うわけでございます。

町長、移住促進、自伐林業、子育て支援の中での人口減少対策などを挙げております。これらの問題に関してはですね、まだまだ乗り越えなければならない課題がたくさん出てくるかと思えます。これは、腰を据えて、息を長く、こういったことは続けていかなければならないかと思うわけですが、事務方と当事者が一丸となってよい結果を出さなければならないと思うわけでございます。

積極予算で68億6,800万、前年度から8億7,800万ということ

で、財政のほうは大丈夫かなということも若干思いましたが、先ほど総務課長の説明で2億2千万程度の基金からの取り崩しということで、財政には大きく影響しないということではあります。

榎並谷町長は税制の健全化を進めてきてくれましてですね、非常に内容がよくなってきておる。財政健全化も非常に大事なことで、それして下さったことはありがたいと思うわけですが。必要な事業があればやっぱり打って出る、そのことは非常に大事だと思うわけでございます。必要な事業には必要なとき使うと。それと投資的な事業については、やはり後年度の人にも負担をしてもらうということで、ためるばかりではだめやということです。財政的なことに関してですね、今回、積極予算組んだだけでもですね、その内容的なものに関して、副町長、財政には非常に詳しいですが、どういう思いをされておるか、お願いしたいと思います。

副町長（村田豊昭君）

私のほうから、御指名がありましたので、マクロ論をちょっと述べさせていただきますと思います。

まず、ことしの27年度予算に関しまして町長のほうから、一步前へ、それから挑戦的に捉えると、そういう、5カ年単位でございますが、昨今の地方財政の国の状況をずっと見てみますと、約、福祉関係、特に高齢者、少子高齢化の医療機関、1兆円ぐらい増えます。そのバランスをどこでとってるかというと、公共事業の圧縮と、それからいわゆる人件費、公務員人件費を圧縮してバランスをとってる。この4、5年、そういう国全体の流れがございます。

ところで、アベノミクスの第1弾、第2弾で、いわゆる税収、大企業なんかは儲けて税収やってまして、それを儲けた分について、いわゆる国の補正予算、それから今回のひと・しごと創生事業も一緒ですが、そういう展開を図るといというのは大きなマクロの意味でも国の流れだと思っております。

そういった中で、町長、民間にもおられましたので、時代の趨勢を読んで一步前へ挑戦的に、こういう機会に佐川町をよくするよということで、今68億と、予算の段階ではずっと大きな予算要求がきてます。町長はけど、それにあって緊急性を考えて、子ども・子育ての問題とか、先ほど総務課長が申しましたように地震等々に対応する、町民の命を守るとか、それを優先したわけですが、査定のなかでも町長は、これはもうちょっと後にしよう、5カ年計画の総合

計画と総合戦略の中でもうちょっとやろうと。事業費はものすごい大きかったわけです。私自身も、もうちょっと積極的にやってもええとも思ってましたが、人員の問題もごさいます。今、事業課、産業建設課が一手に担ってまして、それを2倍に人員を増やすわけにもいきません。そういったことで、平準化を図るために5年間で単位でやりましょうということで、そういうことも考えられた結果の予算の流れと思う。

それから財政の指数的な面で見ますと、経常収支比率、今25年度決算ベースで経常収支比が86.0です。だんだん前年度増えて、波のほうはありますけど、若干落ち気味、それから公債費比率につきましても、16.4から11.4ということは、いわゆる過去に投資した額の元利償還を戻していったが落ちていくということは、もうピーク過ぎていい状態ということで、それほど無理はしてないと、そういう全体状況を持っています。

高知県自体が交付税で頼る団体ですので、そんなに復興団体みたいに財源が無尽蔵にあるわけではごさいませんが、高知県の中では普通の財政規模の普通の団体ぐらいだと思ってますので、私個人はこの5年間では、いろいろ、一歩前へ、それこそ5年間で、それこそできることはやるべき時期だと、そういうふうに思っています。

と言いますのは、前にも述べましたように、2020年度には、プライマリーバランスの国際公約、麻生財務相が言っておりますそういう状態が来ます。地方、国を通じて1千兆円を越える借金があつてますので、そこを、地方財政を立て直さないと、日本の財政自身の真偽が問われる時代が来ると思います。そうなってくると、株ががたがたになったり、いっぱいもう国際的に日本はそういう、ギリシヤみたいな感じが起こるかもわかりません。

そういったことで、麻生財務大臣は2020年度に向けて、もう歳入も歳出も全部見直すと。そういうことを言ってますので、そういうことでありますれば、アベノミクスの第3弾の、企業の利益が地方へるる発展して皆、経済成長やG N Pが伸びればいいんですけど、伸びない場合は、地方財政計画は必ず縮小する時代が来ると思っています。そうすると、地方創生のような、高知は近い将来にはそんなに来るとは思いません。そうなってくると、この5年は勝負なんだと。小さな市町村、高知県のような小さな市町村はこの5年にやることはやっておかないと、余り、こういう機会は少ないのではな

いかと、総論的には感じております。以上です。

町長（堀見和道君）

御質問ありがとうございます。総務課長と森議員の説明、少し食い違いがありましたので、私から御説明をさせていただきます。総務課長のほうからは、一般財源の伸びしろ、増えた分が2億2千万というお話をしまして、基金から2億2千万ということではありませんので、御了解をいただければと思います。

ちなみに、基金につきましては、一般財源の中で、財政調整基金から3億7,600万、特定財源としまして特別目的基金から3億4,600万、これは68億の予算を年間の予算を組むのに、およそ7億2千万ほどの貯金から、蓄えたものからお金を持ってこないと予算が組めてないということであります。

じゃ、68億のうちの7億2千万を貯金切り崩して予算を組んでと、大丈夫かというふうに思われるかもしれませんが、全体的な町の今の財政状況から見ましては、それほど危機的な状況ではありませんが、長い目で見たときに、しっかりと、出すものは出さないといけないですけども、押さえるものは押さえながらバランスよく全体の予算を決めていかなきゃいけないと。慎重な予算運営をしていかないと、中長期にわたっては厳しい状況も十分考えられると。

国の財政は、かなり大変な状況でありますので、国の状況いかによっては、地方はそれに伴って、ほんとに大変な状況が来るということも考えられますので、中長期的にバランスよく予算運営をしていかないといけないということには変わりないと思います。以上です。

4番（森正彦君）

総務課長、2億2千万、基金からの取り崩しと言われましたが、これ、ちょっと私も十分その会計を熟知してないので、理解できない部分もありましたが、これが、いうたら実質一般財源から実質みぎりというか、そういうものではないかというふうに私は捉えたんです。ほか、特別積み立て基金とか、もちろんそれ基金からの取り崩し、言いようはちょっと悪かったかもしれませんが、あるいは、その取り崩したもので、後で交付金として返ってくるとか、いうようなことがあって、その2億2千万円が実質、持ち出し的なものになるよと、そういうことじゃなかったでしょうかね、総務課長。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。2億2千万といいますのは、一般財源が前年度からどれぐらい伸びしろがあるのかというのが2億2千万でございます。基本的に、今の一般財源の額の総額がですね、43億9,568万1千円なんでございますが、過去7、8年の平均をとってみますとですね、大体42億5千万程度でございますので、平年の率とあんまり変わらないし、だからそんなに無理な財政運営ではないよというふうな言い方をさせていただきました。

4 番（森正彦君）

そのベースの部分の増額ということによろしいですかね。

副町長からもお聞きしましてですね、この5年間で勝負と。やるときにやらなければならない、そういう意味で一步踏み出すということで、私もそのようなことでやっていただければありがたいというふうに思うわけでございます。

今回の予算でですね、子育て支援を政策の大きな目玉としているようでございます。行政報告の中で、佐川町子ども・子育て支援計画で、全ての子供が安心して健やかに育つ町、全ての親が子育てを楽しめる町、地域全体で支援する町を目標としたとあったわけでございます。また、行政報告の中で、子育てしやすいまちづくりをスローガン、スローガンとすることもありました。大変よいことだと思います。子育てをしやすい環境を整えれば、佐川町に定住する、また移住してくる若者は増加すると思います。

佐川町は昨年、中学生までの医療費を無料にしました。ことしは保育料の無料化拡大やファミリー・サポート・センターの設置、病後児保育の実施と、子育て支援はかなり充実してきたと思います。若者の定住や移住を促すには、やはり子育てしやすい町だということを広く知ってもらうことが重要だと思います。

先ほど坂本議員からもありましたが、知ってもらうということ、それが非常に大事じゃないですかと言っておりましたが、私もですね、子育てしやすい町佐川、その情報発信をもっとすべきではないかと思っておるわけでございます。

今、佐川町が実施している子育て支援策は、他の町村と比べて、特に際立った優位性があるわけではないとは思いますが、佐川町につきましてはですね、14年度の人口移動報告でですね、きのう、きのうの新聞に載ってましたが、社会増であると。年間の人口の移動が34人の増となっていると。県内では4つでしたかね。昨日の新

聞ではなしに、ずっと以前の新聞でございました。ごめんなさい。
4つの町村しかないのに、佐川町は増えていると。これは、若者だけではありませんが、佐川町は暮らしやすい町であることのあかしだと思うわけでございます。

佐川町にはですね、保育園から中学校まで各地区にあり、高校もあります。通学にも便利ですし、病院についてもですね、小児科を初め、皮膚科、眼科、耳鼻科、あるいは救急にも対処ができます。もちろん総合病院も2つあるわけでございます。買い物にも困りませんし、文教のまちという大きな看板もあるわけでございます。災害にも強い町です。そこで重要なのがやっぱり、知らせるというじゃないかと思うわけでございます。

例えばですね、子育てしやすい町の宣言をすとか、子育てにはこんないい町だよとかいうパンフレットの作成など、町内外に発信して知ってもらうことが大事ではないかと思います。そのことがですね、事業の目的、成果を上げる、これ予算の質疑ですので、その予算、事業を実施するその目的の成果を上げるには何が大事かということも考えなければならない、成果を上げることを考えなければならないんじゃないかということでございます。

島根県の邑南町という町があります。これは山合いの過疎の町で、典型的な中山間、あるいは山間に近い町でございますけれども、町が一丸となって定住対策を推進しておるわけでございます。その1つが、日本一の子育て村を目指すというものでございまして、日本一の子育て村推進基本計画を策定してですね、町の入り口に大きな立て看板を立ててアピールしております。移住者は、ここ5年で150人を越えているそうでございます。

これが、きのうの新聞でございましたけれども、全国80自治体の出生率の目標が載っていたわけでございまして、平均特殊出生率ですかね、平均が1.67。目標は1.8。現在の全国の平均は1.43ということのようでございますけれども、この邑南町はですね、25年にですね、2.65という高い数字を達成しておるわけでございます。

高知県では一番高いのが梶原町の1.82であるそうですが。これは、こういったことは一例でございますけれども、佐川は、子育て環境には既に大変恵まれておるわけでございます。このことを内外へアピールすることに関してはですね、どのように考えているのか、通告にはこのことは言っておりませんでしたのでですね、お構いな

ければ御答弁願いたいと思います。よろしくお願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。先ほども坂本議員の御質問の時に
お答えさせていただきましたが、ホームページを使ったり、あと町内
向けには当然、広報、使いましてPRしていきたいと思います。

邑南町の取り組みはほんとすばらしい取り組みでありまして、や
はり、長い年数かけて、今の状態が作り上げられております。佐川
町は、ほんとに今、まさに取り組まんとしているところであります
し、子育て支援の積極的な策につきましては、本定例会で予算を御
承認いただいて、来年度から具体的に取り組みがスタートできるも
のがありますので、具体的に決まりましたら、来年度、しっかりと
情報発信をしていきたいというふうに考えておりますので、ぜひ、
御協力をいただきたいと思います。以上です。

4 番（森正彦君）

突然で申しわけございませんでしたが、事業の成果を上げるとい
うことに関してはやっぱり、知ってもら、利用してもら、という
ことが非常に大事だと思うわけでございます。行政はよく、事業を
実施して、実施というか導入してそこで終わりの的なことがよくある
わけでございますが、やはり成果を上げるには、利用してもら、そ
の事業を利用してもら、ということが大事だと思います。事業の成
果を上げるにはですね、やっぱり後のフォローというのが大事じゃ
ないかと思います。

あとですね、事業実施で自伐林業を積極的に取り組んでおるわけ
ですが、松浦議員の質問にもありました。今後、地域おこし協力隊
の人たちで会社をつくって自立していけるようになったらいいな
というようなこと、町長のほうからもありました。私は、その林業
の取り組みも、それこそ息の長い、腰を据えて取り組まなければな
らないものであるとも思うわけですが、地域おこし協力隊は任期が
短いので、その人たちの目標をどうかなということを心配して
おったわけでございますけども、先ほどの答弁でありましたので、
今回、あえて聞きませんが。

予算を見えますと、その自伐型林業、これに関しましては増員が
主体、主に見えるわけでございますが、でも事業をやる上では、その
増員だけではなくてハード面、ソフト面、必要なことが出てくるん
ではないかと、予算を組んでやっていかなければならないことが出

てくるんではないかと思うんですが、そのあたりはどうなのでしょう。増員以外にこういうことを実施するよということがありましたら、教えていただきたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。補正予算の中でも自伐林業のシステム構築というのがございました。300万あったと思いますが。あれは、本年度からも土佐の森・救援隊のほうにお願いしております住民対象の研修でございます。それは、今回の地方創生の関係で3月補正になっておる。ちなみに、本年度実施しました研修、チェーンソー研修を2日、伐倒・搬出研修を2日、また作業道開設研修を2日と。これワンクールで、これを3クール行いましたが、延べ163名の方に参加していただいております。実数で言うたら約50名。中には20代の方も数名おいでになりました。こういったもの、また27年度にも実施いたします。

それと、また補正予算のほうで、これも経済対策のほうで、当然自伐研修していく地域おこし協力隊の中でやっていく中では重機とか必要になってまいります。例えばでしたら、ユンボを3台とか、2トンのトラックを2台とか、林内作業車とか、こういったもののリース関係でございますが、こういったのも地方創生の3月の補正の中で取り上げさせていただいております。

地域おこし協力隊につきましては、400万円が地方交付税に参入されてございまして、200万円以内を人権費、後の200万円を活動費というふうに充てれるようになってございます。今申しましたような重機のリースとか、あとそれぞれの消耗品、それと活動の内容につきましては、その200万円を当て込んでやるようにしております。

今回の場合は、3月補正と来年度当初予算のほうあわせて計上させていただき、自伐林業、10名で対応するような中身にしております。一層、住民のほうにも声をかけ、こういった住民主体となる、住民参加のものの研修も充実していきながら、地域おこし協力隊がリーダーになり、それへ副業的に地域住民が入っていただく、あるいはまた先ほど言いましたように、20代の方もこの住民研修に参加していただいております。こういった方も専門の道もあるわけですので、そういったところへ取り組んでいただけるように、一層、人員の確保、育成に努めていきたいと思うておりますので、どうぞよろし

くお願いいたします。

4 番（森正彦君）

ハードの部分も、リース事業等で進めておるということでございます。研修もされて、一般住民の方もたくさん参加されておるようでございます。先ほど、じっくり腰を据えてと言った矢先なんでございますが、やっぱり結果は早く出んかなあというのも一つの思いでございます。民間の方ですとですね、自分の山ですから、割と早く手がつけると。そういった、民間の人でも早くやってみよう、やってみた、とかいう方とかは現在は出てきてはいないでしょうか。それをお願いします。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。先ほど申しました研修された方、自分の持ち山のある方もありますし、山を全く持ってない方もあります。山を全く持ってない方は、地域おこし協力隊と同じ自伐型林業で、人の山を請け負うてやっていく形になろうと思いますが、研修をやって、自分の山をやってみたいという声は聞いております。

そういった方が来年度から参入できるように取り組んでおるところですが、今、木質バイオマスの発電、エネルギー需要です。これが非常に脚光を浴びておりまして、県内でももう既に、宿毛のほうでもできておりますし、また仁井田のほうでもできよります。

また、隣の須崎市では、住友大阪セメントさんが、これは石炭と併用の発電所がございまして、これへミリオバイオマスの固定買い取り制度、フィット対応言いますが、これへ町内のミリオ資源、間伐材をですね、直接持って行ければ、立米当たり 8 千円で買っていただけとかいうような新たな制度ができております。これへ向けて、本格的に、来年度から実施していけるように、今、調整してございますが、こういったものができれば、そういったところに、今までは、間伐をしてから山のほうに切り捨てておったもの、これが資源として、また非常に高い値段で取引されていく仕組みができてまいります。

これが、一つの追い風として大いに自伐型林業に取り組んでいく上でも、ありがたく思っております。こういうことを認識された研修の方々も、ぜひ自分の山、あるいはまたできるときには、人の山を請け負うてやっていきたいということが、どんどんできてくるように、一層努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいた

します。

4 番（森正彦君）

民間の方も、意欲のある方が出てきておるといことのようにございます。先ほど、C材 8 千円と 8 千円。確か、私の記憶ではですね、杉の A材でも、トン 8 千円か 1 万円ぐらいしかしてなかったようなことも聞いたことがあります。

非常に、いい単価ではないかと。そういう C材であれば、4 千円、5 千円ぐらいの低い単価だったというふうにも思っておるわけですが、非常に追い風でありますのでですね、そういう C材の利用が進めば、あの間伐で森林の価値が高まっていく、あるいはそれが産業になっていく非常にいいことだと思うわけでございます。これ、予算ですので、もうこのあたりで切り上げます。

林業振興、自伐型林業の振興についてもですね、現場任せにならないように、事務方と現場が一丸となってですね、取り組んでいけば、成果がより上がっていくんじゃないかと思えます。

次にですね、農業振興について、お伺いします。

昨年、米の価格が大暴落しまして、30 キロ 1 袋がですね、5 千円にも届かないぐらいまで値下がりしました。この単価ではですね、稲作経営の継続は不可能であります。多くの農家は自分自身で販売して、この苦境を逃れようとしております。

この苦境を、自分で売れば 8 千円以上くらいに売れるわけでございますので、何とかそれでしのいでおるといことですが、しかし、高齢化や人口減少で地域の消費量は年々減少しておるわけでございます。自分自身で販売することは、次第にできなくなっておる。量が減ってくるということが出てくるわけです。これは、慢性的な生産過剰となっておるわけでございますから。しかし、佐川町では、この稲作を何とかしようといことになってもですね、佐川町では国の言うような大規模稲作経営は不可能であります。

そういうことで、稲作経営が不可能といことになると、佐川町の農地はどうなるかといことになると、現在の農地はですね、狭隘で湿田も多く、畑作転換も容易ではないわけでございます。その結果はですね、耕作放棄地となりかねないわけでございます。これは、景観や環境と、さまざまな問題が生じてきます。

この米価暴落問題はどのように考え、どのように対処するつもりなのか、産業建設課長、よろしくお願いします。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。この米価の昨年の下落に関しまして、元気村の役場で森議員と一緒に対策を協議したことを覚えてございます。この下落の要因としては、過剰米がその前年にたくさんあったということが原因のように言われております。ちょっとその中で、佐川町の水稻作付面積状況とかを調べてみますと、水稻作付面積 508 ヘクタールあるようです。それで、平均反収、反当たり 474 キログラムと。これで、そのまま掛け合わせていきますと、町内では、2,400 トンの米が昨年、生産されたことになります。

ところが、コスモス農協の佐川支所、斗賀野支所へ出荷された量は 264 トンでございます。出荷系統率が 11% というような状況でございまして、90% 近くのもののは食米か、あるいは縁故米か、個人の販売ばかりというような状況になってございます。

現在も、政府の国のほうでは、米の需給調整がやられておりまして、平成 30 年度まで需給調整はするようになっております。また、以前のような転作制度ではないですが、経営安定対策として地域の基幹作物への誘導とか・・・形、あるいは酪農支援のための転作制度とかいうものはございますが、これも以前のような抜本的な転作ではございません。

そういった中で、平成 30 年度に需給調整が廃止されるということとは、今回は過剰米が原因でしたが、市場の原理にのっとられるということでもありますので、将来的な心配が、極めてされるわけでございます。

そこで、佐川町の米をどうしていくか。米を守っていく。米をつくれないような農家があるから、それを請け負うてやっていこう、受託組織、あるいはまた集落営農という取り組みを、以前からやってきたところですが、なかなか条件のいいところでは、そういった組織ができますが、なかなか全てに行き渡らんところもあります。そこで、中山間の直接支払制度とか、それで協働活動とかいうのをしていきながら、取り組んできた経過がございます。

これから進めていく上では、全般的にはならないかもしれませんが、米をめぐる対策としましては、やはり酪農家と連携した飼料稲 W C S の普及、町内には、地乳の 4 件の酪農家、それと農事組合法人、さらには県の畜産試験場がございます。ここと連携した飼料稲 W C S の栽培普及というものが需要だろうかと思います。

これは、経営安定対策が続く限り、10アール当たり8万円の交付補助が交付されますし、さらに、酪農家から10アール当たり3、4万で購入していただけるというものでございます。来年からは、新たに、70アールでしたか、斗賀野でやっていただけることも決まっておりますし、これをモデルに普及をしていきたいし、新たに、こうち農業では、WCS用のコンバインをローラー付きのコンバインを来年度予算で購入するようにもしています。

また、特別栽培米の一層の普及、最近の米の販売なんかをインターネットで見てみますと、ネットショップがございしますが、その中で売られておる米なんかを見てみますと、有機米とかあるいは特別栽培米という表示が非常に多うございます。やっぱりそれなりの消費者ニーズにかのうた米の栽培ということが必要になりますので、現在、鳥の巣地区を中心に一部で行われております特別栽培米、これの一層の普及に努め、米の産地として、消費者ニーズにかのうた産地として育成していく必要があると考えております。

さらに、来年度から実施いたします、ふるさと納税の返礼品としての佐川米の定着でございます。誰に聞いても、佐川町の米はおいしいと言われております。私もそう思います。こういった米をふるさと納税の返礼という形で全国へお届けし、その食味にかなっていけば、リピーターにもなっていただける可能性もございます。そういったことを取り組み、何とかこの将来、不安が残る米の消費拡大や、米の所得の拡大、定着につなげていきたいというふうに考えてございます。

4 番（森正彦君）

お答えではですね、飼料稲、飼料米への転換を考えるということでございます。私も、現状ではこれが一番よい方法と考えるわけでございます。消費の拡大やブランド化もですね、取り込まなければならぬわけでございますが、これ、なかなか一朝一夕には進まないわけでございます。そこでまずは、飼料稲、飼料米への取り組みになると思います。自己販売ができない分を飼料稲、飼料米に転換してですね、地域の主食米市場から一定の量を隔離することがよいことだと思います。

しかし、新しい取り組みを始めるとなるとですね、新たな投資が発生するわけでございます。しかし、現在の稲作農家には新たな投資をする体力はありません。そこで共同利用のコンバインの導入を

予定しておるわけでございます。そのコンバイン、1千万を超しますので、大変、ほんとに今の農家では入れれないわけです。共同利用として入れていこうということで、役場のほうも理解を示してくれておりますので、非常にありがたい。

さらにはですね、8万円。その飼料米を売って8万円程度の収入がある。さらには、稲作農家、課長は3万から4万言いましたが、2万程度とも言われておるわけです。それでも10万。しかし、コンバインで刈ってもらう人件費が2万円くらい要りますので、実質販売高は、実質というか8万円ぐらいと考えて、あと、いろいろな費用が要ります。できるだけコストダウンを図らないとですね、経営が非常にきびしくなってくるわけでございます。

現在、そこで農家が課題になっているのがコストダウン。こうしたら安くなるよということに関しては、育苗の関係です。直まき育苗をすると。そして育苗の費用を減していくということなんかもあるわけでございます。この播種機、100万程度ですのでそんなに高くはないですけども、それでも、共同利用にしていけば、非常に農家、助かると思うわけでございます。

こういうものの導入も必要ではないかと思っておるわけでございます。このことについては農協のほうにも申し入れをしておるわけでございます。そういった課題にも、ともに取り組んでいただきたいということとですね、もう1つ、この飼料米を実施していく組織の育成も大事じゃないかと思いますが、この組織の育成整備、そのことについてはどのように考えているんでしょうか、課長、お願いします。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。このWCS、飼料稲の普及に関しまして、ある会議ではなかなか理解いただけん点もございました。先ほど言いましたように、佐川の米は非常においしい。そういったところで牛のえさをつくるのかと、こういうふうにお叱りをいただいたこともございます。それは全て牛のえさにするわけではなくて、米として水田を守る、環境を守ると、そういった広い視野で、それぞれの地区を分けて、飼料稲に適する場所、あるいはこれからも主食米として特別栽培米として普及していく場所、それぞれをJAそれと生産者と協議していきながらつくっていくかと思うております。

一番とっかかりの早いのは、集落営農、受託組織ができておりま

すところから順次取り組んでいく必要があると思いますが、そういった課題も出てきておりますので、これを何とか、将来の水稻栽培、稲作経営について話し合っていくながら、何とかクリアしていきながら、組織化をしていきたいというふうに考えております。

非常にもったいぶった、あんまりストレートの答弁じゃのうて、悩みの大きさを訴えておるところでございますので、今後とも御指導、御協力のほど、ぜひともよろしくお願いいたします。

4 番（森正彦君）

本当に、飼料稲やるにしてもですね、基盤整備のできたところでは、機械化ができていいですけども、本当に狭隘なところではなかなかやりづらい、そういった悩みが渡辺課長のほうにもあって、簡単に歯切れよく言い切れない部分があるかと思います。非常に厳しい局面にきておりますので、知恵を出し合い助け合って、難局を乗り切っていかなければならないじゃないかと思うわけでございます。

稲作のほうはですね、とりあえず、飼料稲、飼料米ということでございますが、農業振興となるとですね、園芸作物の振興になるわけでございます。園芸作物としてはですね、佐川町では、ニラ、イチゴ、トマト、ピーマン、生姜、果樹では梨となるわけですが、その担い手となるですね、新規就農者の数や就農後の状況はどうなっているんでしょうか。産業建設課長、お願いします。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。新規就農者の数ということでございますので、ちょっと過去5年間あたりを御説明させていただきます。

21年度は、新規就農者5名でございました。主な栽培作物では、ミシマサイコが2名、ピーマン、梨、生姜が各1名となっておりまして。それから22年度も5名で、農作物が、品目は、ニラが3名、生姜、酪農が各1名。23年度も5名で、品目、イチゴ、ニラが各2名で、生姜1名。24年度が10名。品目、生姜が5名、ニラ2名、イチゴ、ピーマン、有機野菜が各1名。25年度も10名で、ピーマン3名、生姜、ニラ、各2名。梨、栗、有機野菜が各1名。それと26年の本年度は、9名。水稻、トマト、ニラが各2名。生姜、文旦、有機野菜が各1名となっております。来年度の見込みでは、3名が現時点では把握できてございます。

これは、年齢を問わず、全世代の新規就農者人数でございます。

合計、各5年間合わせまして44名が就農されております。このうち、45歳未満で独立自営就農で経営計画を作成してございます青年就農給付金の対象者が18名おいでになります。この18名は、将来認定農業者として地域の中核を担ういただける45歳未満の方々でございますが、この方々の作物は、生姜が6名、ニラが5名、ピーマン2名、トマト、イチゴ、有機野菜、梨、文旦が各1名と、こういうふうになってございます。

近年、だんだんこの制度を生かした若者が農業に定着できるようになり、非常にうれしく思っておりますし、この就農前から計画を立てて関係機関と一緒に話合い等もさせていただいておりますし、それぞれの作物では、普及所なりが指導的な役割も果たしていただいております。農家、青年就農給付金対象者、若干の遅い早いがございますが、それぞれが技術を習得してから5年間、5年間の目標計画を立ててございますが、5年後には目標がクリアできるように、現在進めておるところでございます。

4 番（森正彦君）

5年で44名。その中で若手と言われる方が、将来担い手になれるであろうという方が18人。数としては、私は非常に多いと思うわけでございます。10数年前にはですね、新規の就農はぽつりぽつりでございましたが、現在、行政としてはですね、県も町も、新規就農への制度を充実して取り組んでおるということは承知しております、その成果のあらわれではないかと思えます。

しかしそれでもですね、新規就農はあっても農業従事者の数の衰退、農業の衰退には歯止めがかからないわけでございます。国の言う国際競争力のあの経営体というのは、この地方の中山間地では大変困難な課題であると思えます。

県は、次世代の園芸振興策としてモデルハウスを四万十町に設置しています。しかしこのオランダ式の大型ハウスは投資価格が大変大きくて、企業とかでないといき組みえない内容であります。

また、取り組みやすいものとしてはですね、炭酸ガスの補充等の環境制御による増収で、経営改善を図っていこう、経営確立を図っていこうということなんですが、作物、どんな作物でも合うかということ、そうでなくって、もちろんハウスでないといかんわけですが、ハウスのニラなんかではですね、葉先が変色するとかいうことで、合わないようでございます。また、合う作物でも、技術の確立した農

家でないと成果が見えないというようなことで、いろいろ私も調べてみました。

しかし、なかなか起死回生の満塁ホームランみたいなものは、方策はありませんでした。しかし、足もとを見直してみればですね、新規就農者の若い人も頑張っていますしですね、新規就農して1千万以上の売り上げを実践して経営を確立している若者がおるわけでございます。

やはり今、佐川で経営確立している経営体が、今後の農業振興モデル、柱になっていくのではないかとということじゃないかと思います。そういう農家の経営を確立していけばですね、農業で儲けるぞという安心感が定着できてですね、そうすると、新規就農へのバリアが低くなるということにもなるんじゃないかと。そういう中で、仲間同士技術力を高めていくということで、現在斗賀野でもですね、ニラの若い新規就農者は仲間頑張っておるわけでございます。そういうグループが次々と出てくるようになると、活気が出てくるのかなと思いました。

先ほど、多くの新規就農者がいることが報告がありましたが、新規就農者の支援体制、そういったことは現在どういうことをやられているのでしょうか。お願いします。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。昨年4月から農業経営や経営改善の指導ができる専門の方に、この方は県の農業会議に長らくおられた方でございますが、その方に嘱託職員として来ていただいております。

新規就農者への研修支援、青年就農給付金についての情報提供、それと個人面談、経営状況の把握、課題、要望などの聞き取り、経営研修への課題、それと問題点、適切なアドバイスをしていただいております。

また、以前からかかっておられました農業簿記講座、それと記帳、経営分析研修と、こういったことにも継続してかかっていたきながら、その経営計画を立てておるその点検、実現に向けた常日頃からのアドバイス等、それとまた県と農協のほうと町で構成してございます佐川町担い手育成総合支援協議会というのがございますが、それぞれの農家の聞き取った内容、あるいは経営分析した結果等を、こういった会議のほうに提供していただきながら、連携を持った役割を決めた上での支援というものを、各就農者のほうにしてい

ます。

こういったフォローアップ体制を今後とも続けていきながら、新規就農者が担い手として、地域の農業を大きくリードしていただけるように、さらに支援してまいりたいと思うております。

4 番（森正彦君）

せっかく、農業で頑張ろうということで就農したけれどもですね、夢破れて離農ということにならないようにですね、できる支援をしていくべきだというふうに考えます。

あとですね、先ほどこっちと出てきたわけですが、農業振興計画、町長は、林業振興とともに農業振興も大きな産業としての、雇用としての柱に据えておるようでございます。農業振興計画の5カ年計画というのが出てまいりましたが、この5カ年計画をどのような体制で進めていくのかお聞きしたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

まだ、5カ年戦略は完成しておりませんで、現在、もう詰めるの段階に入っておるところでございますが、作成に当たりましては、産業建設課が中心になり高吾農業改良普及所、それとJAコスモス、そちらのあたりと打ち合わせ会議をしていながら取り組んできました。

各品目ごと、先ほど森議員言われました中心的になるような品目ごとの今後5年間の取り組み、それと新たな取り組み、基本となっていくのは、基幹作物につきましては、やはり系統についても系統外につきましても、良品質、高品質の生産。今までやってきたブランド化が中心になってこようと思います。いい農作物をつくっていきましょう。

それと、もう一方でやらないかんことは、よく言われておりますが、6次産業の育成。要は2次産業、製造業、加工品をつくっていかないかん。それと、金に、どう変えていくか。販売をどうしていくぜよと。従前のやつは系統出荷とかで、市場対応なんかも全部園芸連、農協やられました。これも大きな必要な要素ではあると思います。今後も主要な品目はこれを継続せないかんと思いますが、新たに売り方、作りかた、販売の仕方、こういったものを、それぞれの作物、非常に多彩な作物が町内にありますので、これを資源として、見きわめ活用していきながら売り出していくような方策を、この5年間の間に考えないかんと思うて、今つくっております。

それと、農協のほうが平成 30 年度には、県下一農協になるということが聞いてございます。そのため、平成 29 年度までには、何らかのソフト、ハードというものをしっかり見きわめて、これから見きわめてつくっていったって産地として残る、あるいは新たなブランドとして加工品等が残るような戦略的な販売、また販売できる体制をつくらないかんと思うております。

ちょっと、こう、まだ整うてないですので、言いゆうことが妙に支離滅裂みたいになっちゃって、まことに申しわけございませんが、精いっぱい今、早うにできるように最終段階の詰めをやっておりますので、またよろしく願いいたします。

4 番（森正彦君）

現状を十分分析して計画を立てて、やはり農業、この地区の農業、非常に基幹産業でございますので、自立農家が増えていくように、あるいはその農村環境が守られていくようにしていかなければならないと思うわけでございます。

ただ、農協合併までにはしておかないかんということをおっしゃってましたが、農協のほうは集まって強くなると。集まってそういうことをどんどんやっていきたいというふうに言っておりますので、そのへんも、よう見ていかないかんというふうに思います。悪くなる農協合併はしてはいけないというふうにも思うわけでございます。

次、健康づくりについてお伺いします。

町長は、佐川町民の幸せのために事業を実施していくと、仕事をするとっております。町民一人一人が幸せ感じるその幸せの一番の基礎は健康であることだと思います。

平成 27 年度予算で国民健康保険の保険料値上げの条例案が上がってきています。今でも高くてずっしりと重い負担感があるわけでございますが、それもそのはずですね、県内でも上位の保険料の高さとなっていると聞いております。これを何とか低くしないといけない。そこにはですね、健康で過ごす、病気を予防する、そういうことになるとと思いますが、現在の健康増進への取り組みについて、健康福祉課長にお伺いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。現在の健康増進に関する取り組みについては、健康増進計画というのを取り決めております。平成 24 年度から 28

年度までの5カ年の計画で進めておりますが、基本的な重点項目4項目構えておりまして、1つ目は食生活に関すること。それから2つ目は運動に関すること。そして3つ目は検診あるいは疾病予防に関すること。それから4つ目は心の健康に関すること。ということでこの4本の柱を軸にして、いろんな施策に取り組んでおります。

具体的には、まずは健康福祉課の取り組みになりますが、各ライフステージごとにですね、課題と対策というのを毎年度としておりまして、例えば、幼児期の歯磨きの指導であるとか、あるいは学校教育の中の特別授業を活用させていただいて栄養関係の勉強であったり、授業であったりと、そういったこと。それから、あるいは役場以外、役場も含めて、職場単位に出向いて出前講座を行ったり、それから、あるいは検診、かわせみで行っているセット検診、こういったときに栄養指導を行ったり、あるいは検診を行った後、検診結果説明会なんかを行って、その検診結果の見方、それからいろんな講座をそのときに開いたり、それから町内の取り組みになりますけど、健康ウォーキング、ウォーキングの取り組み。これも事務局、健康福祉課でやってますけれども。そういった取り組みを重ねているということでございます。

もう1つは、役場を初めですね、農協とか商工会、学校関係、あるいは保育所、またさくらスポーツクラブであるとか、社協、食生活改善協議会、こういったところをメンバーにして健康づくり推進委員会というのを持ってます。その中で、各年度、各団体といえますか職域といえますか、そういったものが取り組むべき課題とか、これを重点的にやっていこうというのを話しをしながら、それぞれ町ぐるみで健康づくりについて取り組んでいるところです。以上です。

4 番（森正彦君）

健康づくりといっても、非常に幅が広くて、なかなか大変なわけでございます。今、たくさん説明していただきました。何というか断片的に承知しているというか、承知してないというか、健康福祉課でもですね、さまざまな取り組みをされているというのはわかりました。

しかしですね、全体として健康推進活動が見えてこないという感じが私にはあるわけでございます。成果が上がっていない。町、町の側としてみればですね、あるいは健康福祉課としては、私たちは

一生懸命頑張りゆうと、頑張っている、けれども町民の反応が今いちだとは言わんかもしれんけど、成果は上がってないなど、そういった悩みがあるのではないかと思うわけでございます。

その1つのあらわれがですね、生活習慣病の予防のためのセット検診ではないかと思います。現状の受診率とですね、他の町村との比較をちょっとお聞きしたいと思いますが、お願いします。数値、受診率ですね。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。かわせみで行っているのはがん検診と特定健診、合わせて行うセット検診ということで、すいません、ちょっとがん検診のほうは今手元に比較をする数字を持ってないんですけども、特定健診につきましては、これは受診率が29.6%。最新の25年度です。実績で。これは34市町村中30位ということで把握をしております。

4番（森正彦君）

その特定健診の健診率、30%足らずで推移しておるわけでございます。県内の町村では低いほうから3番目という状況のようでございます。高い町村としてはですね、梶原町の75.9%。ほかに、50%以上の町村もいくつかあります。

これは、やればできるということではないかと思います。どうしたらできるか。それはやっぱり町民を巻き込んだ運動だと、私は思うわけでございます。

健康福祉課の業務は、大変多くてですね、職員も手一杯であろうと思うわけでございます。そこでですね、職員が頑張るではなくってですね、町民が自分たちのこととしてお互いに健診を勧め合う、勧奨ということ、そういう仕組みをつくっていったらどうかということであるわけでございます。

そういう、運動としてのですね、受診率を上げていく、そういうやり方についてはどうでしょうか。お願いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。森議員おっしゃるとおりだと、私も思っております。なかなか広報活動とかしてもですね、してもと言いますか、それは必要だと思うんですけども、やはり、町民の方一人一人が自分のこととして、やはり思っていていただく、健康づくりというか、健診も含めてですが、それを行動に移していただくには、やはり広

報活動だけでは難しいというふうに思っています。

先ほど申しました健康づくり推進委員会の中でもですね、やはり受診率、どういうふうにして上げるかということで話が出ております。具体的に、例えば職域で、いろいろ声をかけ合ったりとかされてるところもありますけれども、やはり町ぐるみで取り組むということで、これは特定健診でいえば、健康福祉課と町民課が関係してくると思いますけれども、そういったところで、一定、目標設定をしてですね、それでその目標の設定率に向かって、どういうふうにしていくかと。

例えば、受診勧奨にしても平準的なやり方ではなくって、個々、それぞれアプローチの仕方があると思いますので、そういう形で個別にアプローチをする仕方を工夫していくとか、あるいは各種団体さんに直接、声かけさせていただいて、運動に参加をしていただくとか、そういったところで 27 年度は取り組んでいきたいというに考えております。

4 番（森正彦君）

受診率の高い日高村では、集落ごとに健康推進員がいて呼びかけているとか、お隣の日高村でもですね、健康助け隊を組んでですね、受診を呼びかけていると。日高村の受診率は佐川町より 20% も高いです。高うなっておるわけでございます。4 年前から取り組んで成果を上げておるようでございます。

ただ私は、日高村のように新しい組織をつくるのではなくて、先ほど課長が言われたようにですね、既存の組織に呼びかける。私は具体的にはですね、町内の女性組織に呼びかける。婦人会、最近は婦人会言いませんね。農協女性部とかにここにこ会、あるいはび人連もありますし、斗賀野は女子会もありますし、その他、いろんな女性の組織があります。その人たちに呼びかけてですね、まず自分、そして家族、そして友達、知人、そういった方に受診勧奨をしていくと。そういうやり方でやっていけばですね、そういう運動に広がっていけば、非常に、余り労力をかけずに予算も伴わずに上がってくるんじゃないかと思うわけでございます。一部の人に話してみたら、それはいいねって言うってくれるわけでございます。

やっぱりこの健康増進、この受診ということに関しては、もう女性の力を借るがが、やっぱり一番ではないかと思うわけでございます。そういう人たちに 1 回集まっていただいてですね、やっぱり皆

さんの幸せのために、やっぱり幸せは健康第一ですから、力を貸していただませんか、またその知恵も借ったらいいかと思うんです。そうして、運動をどう勧めていくかというようなことをやっていったらいいのではないかと。

私は、幅広い健康増進の中で、とりあえずセット検診を生活習慣病の特定健診、これの抑制をする運動を始めて、そこから健康への気づきを始めていこう、そういう一つの、一点突破じゃないですけども、そういう手法をとったらどうでしょうかという一つの提案でございますが、健康福祉課長、どうでしょう。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。具体的な提案いただきましたので、そのような方向で取り組んでいきたいと思えます。

4 番（森正彦君）

ええ結果が出たところで、最後にしたいと思えます。

最後に、町長にお伺いいたします。住民の幸せのためにですね、元気に生き生きと過ごす、このための基本、健康増進について、先ほどからも出てきましたが、町長のお考えをよろしく願います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。ありがたい御提言もいただきましてほんとにありがとうございます。

健康増進、ほんとに難しいテーマだと考えております。いろいろな自治体が先進的な取り組みをしておりますが、やはりどの自治体でも無関心な人が7割くらいはいると。その無関心な人たちをどういうふう健康増進のほうにもっていきかかっていうのがすごく大事だということを、研究結果として発表されてる組織があります。

現在、日本の先進的な取り組みとしてICTを活用した健康増進ということに取り組んでる自治体のチームがあります。これは、運動なり健康増進にかかる取り組みをしたら、それをポイントに還元をして、例えばローソンのポンタカードってありますが、そういうところでポイントとして使えるようにしてあげましょと。年間、最大いくらまでですよ、何ポイントまでですよ、ということに取り組んでるスマートウエルネスシティ構想のメンバーがありますが、大変おもしろい試みだなあというふうに思っております。

私は、やはり、まずは一人一人、どういうふうに主体的に、よし健康に留意した生活をしてみようと、タバコをどうしようと、

お酒を飲む量をちょっと減らしてみようとかですね、そういうことを実践に移していくと。一人一人の取り組みが、継続されていくことで、大きなものになっていくと思ってます。それが、医療費の削減にもつながると思ってます。

ただ、けども、主体的にお願いしますというふうに言うだけでは能がありませんので、どうしたら楽しく取り組めるのかっていう仕掛け、仕組みは行政として取り組んでいきたいなというふうに考えております。

その具体的なアイデアを 27 年度に行う予定のまちづくりサロンにおいて、健康の分野で具体的に意見を出していただきたいというふうに考えております。

先ほど、特定健診の受診率を上げる仕組みづくりが大切だという貴重な御意見いただきました。この仕組みにつきましても、具体的にメンバーを選ばせていただいてですね、合意形成型の会議をして、具体的に誰がいつ何をするのか、これをするによって、特定健診の受診率がどれぐらい上がるのかと、目標数値を決めて町全体の運動にしていきたいなというふうに思っておりますので、ぜひ、森議員には運動のリーダーをお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

4 番（森正彦君）

健康には自信があります。私、今、お菓子を全然飲まなくていい、健康でございまして、本当に健康って大事なことです。私も組織の中で頑張っておりますので、そういう組織の中でも、健康って大事だよ。そして、町長の言う、楽しく取り組もうって。そして運動的にですね、みんなでやろうよっていうふうになったらいいかなあと、本当に思います。

健康な町、佐川町。子育て最適な町、佐川町。住んでよかった町、佐川町。そういった町になればいいな。私も一生懸命努力してまいります。

これで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、4 番、森正彦君の一般質問を終わります。ここで、3 時 35 分まで休憩します。

休憩 午後 3 時 22 分

再開 午後 3 時 35 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

1 番、下川君の発言を許します。

1 番（下川芳樹君）

1 番議員、下川芳樹です。議長のお許しを得て、通告に従い 4 点質問をいたします。

一般質問初日の、本日の最後の質問者となりますので、執行部の皆さんも、あと一頑張り、誠意あるお答えをいただきますよう、よろしく願いをいたします。

初めに、佐川町高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画について、お尋ねをいたします。平成 24 年度から 3 年間実施された佐川町高齢者福祉計画・第 5 期介護保険事業計画が 3 月末で終了し、本年 4 月より平成 29 年度までの 3 カ年間、新たな第 6 期の計画がスタートすることとなっております。

高齢者の増加に伴い、介護保険事業の利用者数が上昇し、サービス料や事業費の拡大が進む中で、佐川町の高齢者福祉や介護保険事業の運営について、どのような方向性を持って計画がつけられたのか、介護保険制度の改正による新たなサービスの移行内容も踏まえて御説明をお願いしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

下川議員の御質問にお答えいたします。高齢者福祉計画と第 6 期介護保険事業計画、これにつきましては、計画年度が来年度、27 年度から 29 年度の 3 カ年となっております。この計画のもとになります介護保険の制度改正、今般の制度改正、何点かありますけれども、例えば、在宅医療それから介護の連携の推進、それから認知症施策の推進、あるいは地域ケア会議等の推進、それから生活支援サービスの充実とか強化、そして先ほどおっしゃいました新しい総合事業、介護要支援の方の移行の事業の関係、等々ありますが、それらを含めまして、大きくは地域包括ケアシステム、これは以前から言われているこのシステムの構築、それから介護保険の制度改正の部分では、費用負担の公平化。こういった、大きくは 2 つの制度

改正に対応した計画になっております。

具体的な内容につきまして、まず、対応が求められるところでは、地域支援事業、いわゆる要支援の1、2の方の給付事業から地域支援事業へ移行するという問題がありますが、これの受け皿をどういうふうにしていくか、この問題が大きく、この第6期の計画の中でも取り組まなければならない佐川町の一つの方向といたしますか、それを決めなければならないこと、なっております。

現時点では、まだ具体的にどのようなサービスの仕組みづくりをするかというところまで具体的に練り上げられてはおりません。今後、27年度のうちにですね、既存の介護事業者でありますとか、新たな受け皿、例えばあったかふれあいセンターであるとか、そういった介護予防の受け皿となり得るところと話しをしながら、佐川町の仕組みをつくっていくことになりますので、現時点ではなかなか具体的にお示しするものがございません。

もう1つ、介護予防の関係ですけれども、今まで第1次予防と2次予防という形で分けてやっておりましたが、これも統一した取り組みが求められるということがあります。これも、いわゆる元気なお年寄りといいますか、あと要介護状態に近いといいますか、ほんとに支援が必要な方の支援をどうしていくか。

これについても、特に新たな介護予防の取り組みの1つとしては、元気なうちから、やはり介護予防といいますか、健康づくりといいますか、そういったものに取り組んでいくことが、ひいては要介護の方を減らし、医療費の抑制につながるというふうに思いますので、この点も、今やっている、例えば、生き生き百歳体操、かみかみ百歳体操、そういったものに限らずといいますか、もう少し広げながら、例えば先ほどもありましたように、町民プールの有効的な活用であったりとか、あるいはもう少しこう、それも含めてですが、フィットネス的なものですね、そういったものを取り入れながら、一つは佐川町内にはさくらスポーツクラブというものもありますし、そういったところとか連携をしながらですね、具体的に取り組みを進めていきたいと。そういった内容について、法制度の改正の中で取り組まなければいけないものとあわせて、そういった佐川町独自の取り組みを進めていく計画になっております。以上です。

1 番（下川芳樹君）

第5期の計画の介護保険料基準額 5,083 円から、第6期には 5,942

円というふうに保険料が増額しております。これは、町長の行政報告の中にもございましたように、今回、基金の取り崩しを行わない、つまり利用者負担の軽減措置を行わなかったというふうなことが1点と、1号被保険者保険料の増額要因の1つである65歳以上の保険料負担割合を、21%から22%へ国が引き上げたというふうなことが大きな理由であろうというふうに思われます。

このあたり、この将来的なですね、基金の活用による軽減措置、それから今回国が行いました21%から22%への引き上げ、この理由についてですね、今後の見通しも含めて、国の考え方があるならば、その国の考え方、指導を受けた考え方、それから町の考え方があれば、その町の考え方についてお聞かせいただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。まず、国の制度改正の部分では、1号被保険者の負担割合が21%から22%に引き上げられる。これは、第4期から第5期に移るときも1%引き上げられているということもあります。

要するに、高齢化社会が進み、2025年にピークを迎えると言われております後期高齢者も含めてですが、そういった高齢化に伴って介護サービスの量も増えていく、そういったところを踏まえて国が1号被保険者の負担割合を高めているというふうに考えております。もう1つは、基金の取り崩しでありますけれども、平成25年度末時点で、佐川町の介護保険の運営基金については、正確な数字はちょっと持ってないんですが、おおよそ6,500万ぐらいあったかと思っております。

この金額について、基金を、この6期の計画をつくるに当たってどう扱うかということは慎重に検討いたしました。ただ、第6期、第7期、第8期、第9期といくにつれて、当然、介護保険の運営にかかる費用がますます増えていくというのが、もうわかっております。

そういうところも含めて、今、この6期で、例えば全額、基金を取り入れた形で計画をつくったとしても、介護保険料を大幅に、例えば値下げ、値下げといいますか下げる要因にはなりません。ですので、あとそれともう1つは、この5期の最終年度で施設が1カ所できました。その部分のサービスの利用についてもですね、第6期については増額が見込まれるというところもありますので、慎重に

検討をした結果、基本的には将来の第7期以降の佐川町の介護保険の運営、これをできるだけ安定的に保つために、今回は基金の、計画上の取り崩しをやめたということでございます。

1 番（下川芳樹君）

先ほどの説明を伺う限り、今後、基金を活用した利用者負担の軽減措置とか、国における1号被保険者の保険料負担割合の引き下げなど、65歳以上の保険料を軽減する見通しは、現在の年齢構造からいくと、大変厳しい状況にあると思います。支える側の40歳から64歳までの2号被保険者数は減少傾向にあるのに対し、65歳以上の支えられる1号被保険者数はどんどん拡大しております。

このまま進めば、65歳以上の保険料はますます増額し、年金生活が中心の高齢者にとって、本来自分たちを守るべき介護保険制度の負担が自分たちの生活を圧迫することにもなりかねません。以前から申し上げておりますように、介護保険料の増額を抑制するには、健康で元気に、生き生きと生活できる健康寿命を延ばし、介護サービスの利用期間を短くする努力が重要です。そのための介護予防や健康づくりに、保険者である町と被保険者である町民が一体となった取り組みを進めることが最優先課題であると考えます。町民の皆さんへの啓蒙、啓発はもちろんのこと、健康づくりや介護予防のために利用できる施設や地域資源の充実も欠かせません。

今回の質問でもいくつか上がっておりました。私も以前提案をさせていただきました町民プールの有効活用やさくらスポーツクラブ、老人クラブなどと連携した健康づくり、生きがいの場づくりを進めると同時に、地域の拠点を中心とした住民同士の支えあい運動もぜひ行うべきだと考えます。

新しい計画では、健康づくりと介護予防の推進、在宅生活の支援、見守り、支えあい体制の充実など、6つの重点項目と地域包括ケアシステムの構築に向けた各施策や事業を展開するとのことですが、今後ますます進んでいく高齢社会、来たるべき2025年問題を見据えて、よりよい第7期以降の計画づくりにつなげていくために、どのような行動を予定されているのか、具体的な内容があれば、お聞かせいただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。第7期以降に向けて、特に、やはり佐川町として取り組んでいかなければならないのは、先ほどもありましたけ

れども、健康づくり、やはり介護予防をどういうふうに取り組んでいくかというのが、中長期的な視点からはですね、必要だというに思います。

そのために、先ほども少し説明いたしましたけれども、具体的には町民プール、そういったもの、どういうふうを活用できるのか、それから、さくらスポーツクラブなどとのですね、連携をどういうふうに図っていくのか。ほかにも連携をとれるところがあると思います。

少し新しい視点でですね、介護予防という言葉よりかもう少し積極的な健康づくりも含めて、特に元気な 65 歳が少しリタイアしてですね、ちょっと百歳体操行くには少し抵抗があるよねというような方もおいでだと思いますので、そういった、少し、世代にターゲットを絞って健康づくり、介護予防につなげていく具体的な施策をとっていきたいと思っています。

1 番（下川芳樹君）

平成 27 年度予算において、町民プールの天井の耐震工事を行うと。また一部バリアフリー化を行うというふうな町長の御発言がございました。予算的な優先順位を検討しながら、具体的な健康づくりや介護予防などの施策を講じることにより、介護保険事業や国民健康保険事業の経費抑制に有効に活用できる町民プールなどの施設、ぜひ、一刻も早くですね、バリアフリー化、更衣室、またトレーニングルームなどの新設、これらを行いまして、時代に適応した利用活用が実行されるよう重ねてお願いをしたいと思います。町長のお考えはいかがでしょう。

町長（堀見和道君）

御質問ありがとうございます。下川議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。先ほども、森議員の御質問のときに、運動という言葉がありました。まさしく、健康づくり、介護予防、これは行政だけでなく住民の皆さん、一つになってチーム佐川で運動として展開をしていかなければいけないなと思っています。

その中で、運動としていくために、27 年度取り組む総合計画、総合戦略の策定のためのまちづくりサロンの中で、幅広い世代の方に参加をしていただき、男女もバランスがとれた中でメンバーに集まっていたいただき、健康づくりに向けての具体的なアイデアを出していただきたい。そうすることによって町全体で繰り広げられていく運

動になるというふうに考えております。

ですから、27年度に取り組むまちづくりサロン、このことが総合計画の中にも、総合戦略の中にも反映されていくと思いますが、第7期の介護保険の計画のほうにも反映をされていくと、そのように考えております。

町民プールの改修につきましては、ハードを先行させての改修ということになると、結局つくってはみたが、実際に、じゃ、指導する人はどうなんだ、利用者が少ないじゃないかということになりかねませんので、ソフトの部分もしっかり考えながら、あわせてハードの整備をやっていくというのが一番いいのではないかと考えております。

幸い、27年度に、地域おこし協力隊員でスポーツ振興のために1人佐川町に移住をしてくれます。実は日本人ではありません。スペイン人の方ですが、やはりスポーツ、体を動かすこと、予防のための運動、これらは楽しくなければ続かない。楽しく取り組んでいただくことが一番大切だということを面接の時にも語ってくれておりました。

私は、4月以降に来てくれる地域おこし協力隊員に非常に期待をしております。ジムでの指導者もできます。体づくりの指導者もできます。介護予防に対するトレーニングの指導もできるというふうに思っております。彼の力を借りて楽しみながら、佐川町を挙げての健康づくり、その運動が繰り広げられていくと、すばらしい町の取り組みになるんじゃないかというふうに期待をしておりますので、ぜひ、また御支援、御協力をお願いをしたいというふうに考えております。

町民プールにつきましては、前向きに、改修については取り組んでいきたいと考えておりますが、しっかりと中身、ソフトの部分をつくり上げてからのハード整備ということで御理解をいただきたいと考えております。以上です。

1 番（下川芳樹君）

前向きな回答をありがとうございます。けさの朝刊に載っていましたが、2025年には、佐川町の介護保険料が第6期、つまり今5,900円台、これからですね、2千円ほど増額して7,900円台に上昇するというふうな予測が出ておりました。

私も、あと4年ほどで第1号被保険者となり、恐らく2025年当た

りから徐々に体も弱ってき始め、介護保険のお世話に近づいてくる状況になろうかと思えます。しかし、楽しく、先ほど言われましたように楽しい健康づくりを進めながら、なるべく健康寿命というものを伸ばしていきたいというふうにも考えております。

どうか、10年先の転ばぬ先の杖として、待ったなしの状況の中で、介護予防、健康づくりの取り組みを積極的に進めていただきまして、昭和の時代から佐川町を支えてくださった皆さんにとって、佐川の介護保険事業が目指す将来像である、安心、生き生き、真心の里佐川となりますよう心よりお願いをいたしまして、この質問は終わりたいと思います。

続きまして2番目に、地方創生にかかる町の施策についてお尋ねをいたします。

先の12月定例会で、国が定めた地方創生法の成立に伴う町長の考え方と、まち・ひと・しごと創生に関する具体的な目標や施策について質問をさせていただきました。町長からは、地方創生法は佐川町にとってものすごいチャンスであり、全知全能をかけて取り組みたいとの答えがございました。大変心強く思ったと同時に、佐川町発展のため、この施策を有効に活用する計画が、今後の重要かつ緊急の課題であると強く感じました。

去る2月7日に高知市で、四国において唯一開催された地方創生フォーラムに参加し、石破茂地方創生大臣の基調講演や5名の登壇者による事例紹介を伺う中で、中山間地域の課題を多く抱える高知県や県内自治体において、早期に地方版総合戦略を作成し、活用することの重要性を確認いたしました。

今回の質問は、早速3月定例会に補正予算として提案された地方創生先行型事業の具体的な内容と、まち・ひと・しごと創生での位置づけ、平成27年度中に作成される地方版総合戦略の現在の進捗状況、今後のスケジュールなどについてお伺いする予定でございましたが、午前中の松浦議員の御質問で大変詳しい御説明をいただきました。重複する内容となりますので、この質問については省かせていただき、県との連携についてお伺いをしたいと思います。

先の県議会で、尾崎知事は、地方版総合戦略への対応について、県産業振興計画との一体的な戦略づくりを協調し、市町村版の戦略もできる限り県と方向性を一にすることが重要と、連携支援を強める考えを示されました。

この中で、県内市町村の戦略づくりでも、産振計画の地域アクションプランなどと一体化させる重要性を強調し、市町村の策定作業を支援するため、県産業振興推進部に専任ポストを配置するなどの体制強化を説明し、官民協働、市町村制との連携協調のもと、創生に積極的に取り組みたいとの意欲的な考えでありました。

同じ中山間地域の課題を抱える県との連携は、当町にとってもメリットが大きいと思われますが、県との連携や県からの支援について、どのようなお考えをお持ちなのか、お答えをお願いいたします。
チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

下川議員の御質問にお答えをさせていただきます。詳しい内容は、先ほど松浦議員の質問のときに町長がお答えしましたが、連携につきまして、ちょっとお答えをさせていただきます。

連携につきましては、佐川町としましても移住促進事業や観光事業などにおきまして、広域でPRしていくことなどの効果が高められていくことが考えられておりますので、高知県とか近隣の市町村と協議の上ですね、連携による地方創生事業について、検討を図っていきたいと考えております。

町長（堀見和道君）

下川議員の御質問にお答えをさせていただきます。補足ということで御説明をいたします。

県との連携につきまして、産業振興にかかわる部分につきましては、アクションプランに盛り込んで、県と市町村が一体となって進めていくと。その事業に関して、地方創生の該当事業として取り組みをしていくという県の方向性があります。27年度のアクションプランの中に、自伐型林業の推進と自伐型林業の推進に伴うものづくりのまちづくりということで、もう既に修正をしてアクションプランの中に盛り込みをいたしました。その会議を、先日も、県の産業振興の担当の部署と、あと仁淀川流域の市町村で集まって会議を行いました。

引き続き、県の林業振興の部署のほうからも知事から集落活動センターの一つの仕事づくりとして、集落営林の取り組みができないのか、また集落活動センターの中で、佐川町が今取り組もうとしているものづくり、デジタルファブリケーションの分野のものづくりが、一つのモデルとしてならないのか、それを県としては前向きに検討していきたいので、ぜひ今後も情報交換、意見交換をしたいと

ということが副部長のほうから直接話もあっておりますので、この佐川町の取り組む自伐型林業の推進と、あと、ものづくり、これを県と連携をして、一つの地方創生、集落活動の活性化につなげていきたい、そのように考えております。以上です。

1 番（下川芳樹君）

先ほど、一部御回答いただいたような内容でございますが、県が進める集落活動センター、あるいはあったかふれあいセンター事業は、当町にとって、住民との協働による地域づくりを進めていく上で、必要不可欠な拠点事業です。

各地域に拠点があることで住民力を生み出し、まちづくりや地域づくりに有効に作用することは、町長も十分に御認識いただいていることと思います。平成 28 年度から始まる新しい総合計画、住民の皆さんとともに実践していくためにも、地方創生を活用した地域の拠点づくりへの支援、これをぜひ、進めていただきたいと思います。

先ほど、お答えにありましたその拠点へのさまざまな支援というふうなものを御検討していただいているということでございますが、今後、佐川町内 5 つの地域がございます。今、4 つの地域において集落活動センターであったり、あったかふれあいセンターの推進に努めていただいております。ぜひ、地方創生の事業を活用したその地域の拠点へ、大いなる働きかけをよろしくお願いしたいというふうに考えております。

あと、今お答えいただきました内容ほかにですね、こういうことをぜひ、地域の拠点で行ってもらいたい。こういうことを行うならば、こういう支援をしていきたい。いうふうな提案等がございましたらお聞かせいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

ありがとうございます。お答えをさせていただきます。先ほども、集落営林という言葉を使いましたが、これは尾崎知事が集落営農とあわせて、それぞれに集落活動センターを拠点とする地区で、地域の取り組みとして林業ができないかと。小規模の林業ができないか、自伐型の林業ができないかという思いで、集落営林という言葉も知事が使われておりました。

今後、佐川町全体で自伐型林業を進めていく、また地区ごとに集落営林を進めていく上で、一番ポイントとなるのは、林地、山林の集約だと思っております。27 年度から産業建設課のほうで、行政も

主体的になって林地の集約を行ってまいりたいと思っておりますが、これこそ、それぞれの地区、集落で、住民の皆さんもお力をいただいておりますね、林地の集約、山林の集約を行い、その過程の中で、山の所有者が副業型でも結構ですので、集落営林の一翼を担う林家として活動していただく。

その出した木がものづくりにつながったり、出して切った木が熱のエネルギーとして使われる。エネルギーの地産地消につながったり、そういう形で地域の活性が、一つの山という形を使って、山の恩恵をいただいて広がっていくと、すごくいい形ではないかなあと。

高知県も、尾崎知事も、そのようなことを理想として掲げておりますので、県と連携をしてやっていきたい。佐川町のそれぞれの地区の皆さんには、そういう部分をお願いをしたいと。一緒になってやっていただきたいと思っております。以上です。

1 番（下川芳樹君）

ありがとうございました。ぜひ、素晴らしい地方版総合戦略を策定し、多くの事業交付金を獲得することで、幸せな佐川町を実現していただきたいと思います。

それでは3番目の質問に移らせていただきたいと思います。

佐川町における虐待対応についてお尋ねをいたします。皆さんは、虐待という行為にも、いろいろな形があることを御存じでしょうか。最も多く耳にするのが、子どもに対する虐待行為ですが、そのほかにも高齢者や障害者への虐待。夫婦や恋人同士でのDV、職場や学校内外でのいじめなど、社会の中にはさまざまな虐待行為があり、これらのほとんどは、力の強い者が力の弱い者に対して一方的に行う行為です。

虐待行為の大きな問題点は、行為者に虐待しているという認識が余りなく、行為が継続することでよりエスカレートしていく状態です。

佐川町では、就学前の乳幼児、障害者や高齢者の皆さんへの虐待対応は健康福祉課において、就学後の児童生徒に対する虐待やいじめは教育委員会で、夫婦間のDVに関する相談窓口は総務課でと、3つの部署でそれぞれ対応をされています。

児童福祉法の改正により、虐待対応の第一義的な窓口は市町村であり、高齢者、障害者についても、入所対象施設を指導する行政官庁によって多少異なることはございますが、管内の市町村による対

応が基本です。

虐待対応では、その行為に対する事実確認のため、対象者の住む地域の情報収集や本人への家庭訪問など、対象者を含めた周りの環境調査が必要で、個人の人権に配慮した情報管理など、慎重な対応が求められています。

しかしその一方では、人命にかかわる重要な案件が多いことから一刻も早い迅速な対応も重要な行動の1つです。対応の遅れや判断ミスにより虐待を受けた対象者が死亡するケースが報道されています。

昨年12月に、香南市で3歳の女兒が虐待死した事件は記憶に新しく、高知市が担当していたケースでした。県は、県内での児童虐待が増加傾向にあることから、先月17日に発表した2015年度当初予算案に、児童虐待への対応力向上に向け、中央児童相談所の体制を強化する費用650万円を盛り込みました。この費用により、市町村の支援に当たる専門職員を新たに配置するほか、休日、夜間の電話対応の充実を図るとのことでした。

その具体的な内容は、児童虐待それぞれのケースが深刻化、複雑化している状況から、市町村における見守り体制の充実や関係機関との連携強化が課題となっており、市町村を支援する責任がある中央児童相談所の体制を強化することで、各市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会の活性化を図り、保険、医療、福祉、教育など、児童とその保護者が関係する機関同士の連携を強める働きを行うほか、これまで守衛が受け付けていた休日、夜間の電話相談に、専門知識を有する非常勤職員を新たに4名配置し、相談者からの訴えを確実に拾うなどでした。

救える命を救えなかった社会的責任はどこが負うのでしょうか。虐待対応の一義的な窓口である市町村が、その責任を最も重く受けとめなければなりません。そこで、お伺いをいたします。役場各部署において、現在取り組んでいる虐待対応業務の内容と、他の部署との連携について、関係部署よりそれぞれお聞かせをいただきたいと思います。

教育長（川井正一君）

それでは、教育委員会のほうからまずお答えをさせていただきます。私どものほうで、いわゆる要対協の事務局を持っておりますので、その観点から答弁をさせていただきます。

現在、その要対協であります佐川町地域支援ネットワークにおきましては、きめ細かな支援や情報を共有するため、町内を9地区に分けて、それぞれの地域の民生委員、自治会長、学校、保育園、そして健康福祉課等の実務者による情報交換を行う子どもと歩む会を、各地区、年間3回、合計三九27回開催しております。

また、虐待に限らず、子どもと歩む会や関係機関等から連絡があったものの中で、緊急性や支援等が困難な事案につきましては、主任児童員を初めとする保育、学校等の関係者によりますケース検討会を開き、具体的な対応策や支援策を検討しており、本年度は既に20回程度開催しております。

さらに、毎年8月には、関係者出席のもと、虐待防止研修会を桜座におきまして開催し、取り組みの強化と意識の啓発にも努めておる。そういった取り組みを進めております。

そして、いざ虐待というそういう事案の通報とか把握した場合の取り組みにつきましては、当然、要対協でございます、佐川町地域支援ネットワークが中心になりまして、関係課や関係者はもとより、県の児童相談所、福祉保健所とも十分連携し、その虐待の早期対応に努めておると。これが現在の取り組み状況でございます。以上でございます。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。健康福祉課においては、下川議員おっしゃっていただいたように、乳幼児、それから障害者、それから65歳以上の高齢者というふうな、大きくは3つの対応をしております。

まず、就学前までの乳幼児につきましては、窓口は母子担当の保健師が基本的には窓口になっております。相談等を受けた場合、主任児童員さんであるとか、民生委員さん、それから保育所に通っている場合は、保育所、それから、あとは当然、地域支援ネットワーク事務局、そういったところと連携をして情報収集を行います。

情報収集を行って、個別に対応が緊急に必要な場合については、ネットワークの事務局を通して、ケース会を開いております。その中で、特に、児童相談所一時保護であるとか、そういった対応をとる必要があるというふうに市町村、私たちが判断した場合は、児童相談所等に通告といいますか通報と、そういった手続きもとります。

そういった関係機関との連携を行っております。ただ、近年ですね、やはり地域社会変化していく中で、核家族化といいますか、家

族が孤立している状況というのが見受けられます。前であれば、例えば地域が見守っていたものが孤立化したりとか、やはり子育てのしづらさ、そういったものでネグレクト、育児放棄、実際にしている場合、それからそういうリスクがある場合、いうことの虐待がうかがわれるケースが増えております。

そういったケースはですね、特に民生委員さんとか主任児童員さん、さまざまな地域の支援者、連携するわけですが、非常に対応が難しい。こちらのほうに支援を求めてきてくれていれば、対応はしやすいといえますか、対応はできるんですけれども、虐待をしていると思われる御家庭がですね、地域から閉ざしているというか、そういったケースもあります。そういった場合は、すごく連携をしても、どういうふうに介入していくかというか、すごく難しいケースが特にあります。

そういったところとは、やはり地域、市町村もそうですけれども、やはり県の児童相談所、こういったところと本当に連携を密にしていかなければならないんですけれども、先ほど、27年度の県の予算の関係で拡充していくことというのがありましたけれども、実際、なかなか市町村の要請にすぐに対応が難しいというふうな体制も実際にあったと思います。そういうところで、27年度、そういうに予算が拡充されるということは私たちも期待をしているところです。

もう1つは障害者の対応ですけれども、これは24年の10月から障害者の虐待防止法というのが施行されまして、一義的に市町村が対応する窓口になっております。特に御家庭というよりは、事業所であったり、施設であったり、そういったところでの虐待の相談が、年間にして、少ないですけども、1件か2件は、やはりあっております。

その場合は、県の担当課の障害保健福祉課と連携させていただいて、事業主にヒアリングをしたり、場合によっては立ち入りの調査をするということにはなりますけれども、現時点では緊急に対応しなければならないといった通告、障害者に関しては、実際に本当に緊急に動かないかんという事例は、いまのところはあってはおりません。あった場合は、当然、私たち市町村と県が連携して行っていくということになります。

高齢者につきましては、これはもう地域包括支援センター、これが窓口になります。これについては、高齢者の虐待防止法とか、あ

るいはそのマニュアルがあります。対応マニュアルとかによって、基本的に通報があった場合、48 時間以内に安否確認をするということになってます。

これは、うちの場合は地域包括支援センター、場合によっては介護保険系のほうを対応することになりますが、事業所それから本人、家族等に確認を、実際に安全確認をしていくという作業を行っております。実際に動く、対応するケースについては、年にやっぱり数件はございます。地域包括支援センターに相談があるケースについては、もう少し多いというふうに思っております。

これについても、今後その高齢化といいますか、特に在宅で、老老介護、状況が増えていったりとか、あるいは子どもさんがみるにしても、なかなか近くにいてやれないとか、少ないやっぱり人数で高齢者を見守っていかないかんというような中では、やはり虐待のリスクというのは、ますます高まっていくというふうに思います。

これなんかも、やはり個人情報っていうのもありますけれども、やはり民生委員さんとか、特に高齢者の場合は、そういった近くに支援していただける民生委員あるいはネットワーク、見守りネットワークですか、そういったところと日ごろから連携をしていくというのが重要であろうと思いますので、そこらあたりの取り組みも強化をしていきたいと思っております。以上、3 点です。

総務課長（横山覚君）

お答えをいたします。DVにつきましては、先ほども言われますように、乳幼児、児童、生徒、それから青少年、夫婦、高齢者、障害者、どの世代におきましても発生することが考えられます。

現在、DVの総合的な窓口といたしましては、総務課が今担当しております、県のほうにも届け出をさせてもらっております。しかしながら、実際にはですね、要対協または地域支援ネットワーク、それから健康福祉課、教育委員会のほうに、まずは相談がいくというパターンが非常に多いということがありまして、相談は総務課のほうにはなかなかない、ほとんどないような状態でございます。

ただ、最近1件ありまして、緊急避難の住宅等の対応をさしてもらった事例が1件あります。そういう状況なんですけれども、しかしながら、近年の虐待につきましては、迅速で適切な対応を行っていかなくやならないということが非常に言われておりますので、DVの窓口を持つ、事例のその相談がないにしてもですね、総務課サ

イドにおいても、健康福祉課、教育委員会、先ほど、連携を持って活躍というか、充実な内容の濃い活動をされております支援ネットワーク等とのですね、連携を深めるまたは情報交換をして、そういう情報の共有をして、何かあったときにはすぐさま対応ができる、集まれる会が開けるような、そういうふうなスタンスを今後もっていかなきゃならないというふうには考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

1 番（下川芳樹君）

ありがとうございました。各課、部署とも連携をしながら、力を合わせて虐待防止に努められているというふうなお答えでございました。

先ほど、情報という言葉も節々に出てまいりましたが、役場内での各部署間や虐待に対応される個人、関係機関との情報共有、開示についてお伺いしたいと思います。

初めに申し上げましたとおり、個人情報の管理については、人権に配慮した慎重な対応が求められており、個人情報保護法などにより適正に保護されなければなりません。業務にかかわる公務員や民生員などの皆さんは守秘義務を課せられた立場であり、ほかへの情報提供にも配慮が必要です。

しかし、適正な理由、例えば個人の命や財産を守るためならば、その情報を管理する部署や個人から速やかに情報を提供していただく必要があると考えます。

前段で申し上げましたとおり、継続することによりエスカレートしていく虐待行為を、大事に至る前にとめるには、適切な情報提供により早期に現状を把握し、行為者の行為を正すと同時に、対象者の安全を一刻も早く確保することが重要です。

虐待行為を防止するための適正な情報共有について、役場内ではどのような検討がされ対応されているのか、統括される課長よりお答えをお願いいたします。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。それこそ、事例的に非常に少ないもので保有といえますか、保有件数も非常に少ない中で、それを開示するような請求等もないような状況でございます。

もしあればですね、判断をしてその情報を開示するのであれば、する必要があるというふうには考えております。

1 番（下川芳樹君）

例えば、役場自体がその個人情報が一番有している機関ではないかというふうに思います。その中で、各部署においては、それぞれの情報の管理というものに最新の注意を払いながら、適正な管理をすることで、住民の安全を守っているというふうなところではございます。

しかしながら事例によっては、緊急にその個人の情報について、それを統括する課に確認をすることもあり、そういう場合に適切にですね、その情報が共有されている、そういうことを、例えば、その役場の役職者会なりで確認をされており、その担当課長同士の正確な理由による情報の共有というふうな形が、現状でとられているかどうか今一度よろしく願いをいたします。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。情報の共有なんですけれども、その一課ともう一つの課等でですね、その情報が欲しいという場合には、そういう依頼書的なものを出してですね、それから決算もらってもらおうようにしております。

全課の課長等との話は、まだ庁議等で行っておりません。またこれからぜひともと思います。

教育長（川井正一君）

要対協の立場から少し、お答えをさせていただきます。

児童福祉法の規定によりまして、要対協の場合は必要な情報を求めることができるようになっております。したがって、役場内に持つておる情報につきましては、要対協の会長名で必要な情報の提供を役場内もしておりますし、また外部も含めて、要対協の会長名で児童福祉法の規定に基づいて、必要な情報の提供を文書で、特に外部の方につきましては文書で、適切な情報をいただくような取り組みをしております。以上です。

1 番（下川芳樹君）

ありがとうございました。先ほどもお話に出ておりましたが、佐川町には県内外に誇ることができる子どもと歩む会という組織があり、要保護児童対策協議会を中心に、また地域支援ネットワークを中心に、町内9地区でそれぞれ虐待案件等について、対応されております。

年間を通じて、要保護児童対策協議会にかかわる職員、スクール

ソーシャルワーカー、民生委員の皆さん、保護司の皆さんなど、関係する機関の皆さんが協力し合い、虐待行為の防止や対象者への環境改善に取り組んでおられます。

危ない案件として取り上げられたケースでは、その現状の変化に合わせて開催されるケース会への対応、対象者や行為者、その家族に対する役割分担、昼夜を問わず対象家庭の見回りや情報収集、危険な状況ともなれば、児童相談所の協力のもと、いかなる時間帯であっても、対象者の保護に努めなければなりません。

これらの活動に支えられて、町内では大きな虐待行為に発展するケースも少なく、事件の抑制につながっております。役場でも、虐待に関する業務の重要性や困難性、対象者の命にかかわる責任を負う担当職員の現状を、虐待業務に直接関係しない職員の皆さんにも十分に御認識いただき、虐待を許さない佐川の町を目指して、担当職員と一緒に取り組んでいただきたいと思います。そのための学習会や情報共有の場づくりに努めていただきますよう、よろしくお願いをしたいと思います。

力の弱い者が幸せに安心して暮らせる町を、職員一丸となって取り組んでいただけることを期待いたしまして、この質問は終わります。

最後に、みんなでつくる総合計画について、お聞きしたいと思います。

先の議案説明会で、みんなでつくる総合計画の概要が示されました。そこには、第5次総合計画策定のための5つの方針がうたわれておりました。特に気になったものが、方針の4番目にありました「役場職員、住民の誇れるものをつくる」と5番目にありました「役場職員の成長の機会とする」の2つの方針でした。

総合計画の策定に、役場職員という言葉が入った方針が2つもあるということは、計画策定の上での役場職員の意識や成長が大変重要であるというふうなことでしょうか。

そこでお尋ねをいたします。役場職員の言葉が2つ入った方針の具体的な考え方について、お聞かせをいただきたいと思います。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

それでは、下川議員の御質問にお答えをさせていただきます。職員のかかわりということにつきましては、策定当初にですね、24名の職員のコアメンバーを選定をさせていただいて、メンバーが中心

となった作業を行っております。作業の中ではですね、現状を知り、課題を発見し、情報を整理をした上で解決策を考えるというソーシャルデザインとしての一連の手法を学習できたものと考えております。

またですね、積極的に地域へ出ることも推進しておりますので、総合計画とは少し関係はありませんが、町内各地区でのですね、活性化計画策定のワークショップ等にも職員の参加が増えてきたのではないかと考えております。

それと、職員の成長という点におきましては、私の考えといいますか、今までの職員の方々よりはちょっと変わった点について、お答えをさせていただきたいと思います。

今まではですね、各地区で開催されるワークショップやイベント等に余り職員が出てきてなかったようなイメージがありましたが、策定をするに当たりましてですね、かなりの多くの職員の方々も参加をしてきてくれてます。また、住民との対話のほうも多くなっておりますね、参加により、地域の現状をより把握できて、身近なものだと感じ始めているのではないかと感じております。

やはり、自分たちの町をもっとよくしたいという考えにおきましては町民の方も、住民も同じであり、そのために自分が何ができるかを考えてみるということが一番大切であると考えております。

これからもですね、職員の皆さんには、今まで以上に地域に目を向けていただいて、関心を持って地域活動に参加をしていただきたいということを促していきたいと考えております。以上です。

1 番（下川芳樹君）

コアメンバー24名の職員の皆さんを中心に、今進められていると。それから地域のさまざまなイベントであったり、活動であったり、そういうところに職員が徐々に参加をしているというふうなお答えでございました。

まちづくりを進めていくには、まず、そこに暮らす住民の皆さんが、佐川町のことを自分ごととして捉え、知恵を出し合い話し合っていく過程の中で、学びや気づきの体験をされ、町とともに成長していくことが大切です。

しかしその前に、まちづくりを進める立場にある役場職員が、職員としての自覚や認識を深め成長することが重要であります。職員一人一人が組織の中で自分の職務を全うし、町民の皆さんから信頼

や期待を寄せられる状況になってこそ、4番目の方針である役場職員、住民の誇れるものが住民と一緒にできるのではないでしょうか。

1番目の方針、住民の幸せを最大化するためには、職員一人一人が住民の目線で住民の幸せについてしっかり考え、職務だけではなく自分のこととして施策を考え実行していくことだと思います。

2番目の方針である住民参加と住民発のまちづくりを生み出すためには、参加する住民から職員が信頼され、ともにまちづくりを成し遂げる一体感を持った考え方を共有できることだと思います。

3番目の10年後の未来をつくり出すためには、職員が現在の町の状況をしっかり把握し、自分の担当する業務が将来どのようなになればよいのか、しっかりと未来予想ができる分析が必要です。

話は変わりますが、現在、加茂地区では、昨年3月より、地域の拠点づくりについて話し合いを進めております。将来の加茂地区がよりよくなるために、地域の資源や課題を洗い出し、その資源の活用方法や課題解決の手段について住民の皆さんと一緒に知恵を出し合い、行政や県立大学、関係機関の御協力を得て、地区活性化計画の作成を進めているところです。

これらの活動を通じて、計画をつくるために集まった皆さんが、加茂地区をよくするという共通の目的を持って、お互いの意見や地域の情報を共有し、その中で、自分のできることを発見しつつ、ともに助け合いながら、目的を達成していく過程がとても重要であり大切であると感じております。

そこで、5番目の方針である、役場職員の成長の機会とする、ありますが、2年間で行う計画策定のスケジュールは、既に1年目が終わり、職員の成長の機会である総合計画づくりは27年度を残すのみとなっております。私は、残された1年間の成長の機会を机上での計画づくりに終わることなく、住民とのつながりの中で多くを学び、住民とともに成長していただきたいと考えております。

例えば、地域の行事やイベントなどでの職員と住民の出会いにより、住民と話し、それぞれの考え方を尊重し、ともに考えることができるならば、地域内でのコミュニケーションが生まれ、これにより大きな行動力へとつながっていく、そういう流れが役場職員の成長を促し、地域住民と一体となった総合計画に結びつくのではないかと感じてなりません。

地域のために、住民のために一生懸命業務に励まれている職員の皆さんがいます。休日や業務の終わった後で、出身地区の地域活動へ積極的に参加されている職員の皆さんがいます。そのような職員の皆さんがいる中で、地域の自治会長さんや住民の皆さんから、業務の問い合わせ、または要望に対して、役場からの返事がない、遅い、などの声も聞こえてまいります。仕事に追われ、連絡が遅れるケースもあるでしょう。なかなか結論の出せない案件や、自分の中ですぐの返事はないと判断した案件もあるでしょう。

しかし、住民の皆さんにとっては、役場から連絡がないことへの不安を感じつつ、要望などに対する結果がわからないまま、そういう状況が続き、役場へ問い合わせたときから時間が止まったままの状態であります。

確かに、住民の皆さんの中には、みずから要望などへ結果を問い合わせる方もおられますが、多くの方はよい結果を期待して連絡があるのを待っておられるようです。結論が出せなくても、経過の報告は必要だと考えます。このような対応1つでも、住民からの信頼を築けるか、失うかの分かれ目になります。

役場職員の成長の機会として、職員間のワークショップも検討するべきではないでしょうか。この点について、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えいたします。下川議員の言われるとおり、まちづくりをやはり進めていく上ではですね、地域と行政が一緒になって実行していくことが一番大切だと考えております。

その中でも、先ほど下川議員も言われましたが、活性化計画を進めております中で、そういった地域づくり、そういった集まりの団体の中です、職員が参加しておるということが、大変そういったことも重要になってくると考えております。

また、即時回答がないような事例も今まであったかと思いますが、そういった中におきましては職員の研修等を通じてですね、勉強していくようなことも考えたいと思っておりますし、職員に対してのワークショップも今後計画をしていってですね、地域に入っていくようなアドバイス等もしながら、今まで以上に役場職員が地域と一緒にまちづくりを進めていくように、今まで以上の参加を、要請をしていきたいとも思っております。

1 番（下川芳樹君）

ぜひ、よろしくお願いをしたいと思います。新しい総合計画により、佐川町の役場また地域がともに変わることができるでしょうか。多くの職員の皆さんが地域の活動に参加され、地域の課題や住民の皆さんの考え方を共有し、一緒に行動することにより、職員への信頼や期待が生まれます。職員と地域が一体感を築いてこそ、みんなでつくる総合計画が生かされると思います。ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

役場職員の仕事って、一体何でしょう。私は、40 年余り勤めさせていただき、このように感じております。

自分や家族、これを支える、経済を支える労働手段であったり、身分の保障により生活が安定した職種でもあり、町民のために仕事ができる達成感を得られる仕事、さまざまな考え方がございますが、最も民間企業と異なる公務員の仕事、町の役場の仕事っていうのは、自分や家族の未来をつくる、将来をつくっていける仕事であるというふうに思います。やればやるほど、自分のために将来返ってくる、そういうまちづくりを、一緒に取り組んでいただきたいと思います。

今後は、リタイアされる世代の皆さん、特に執行部の皆さん、もうそろそろかなあという方もいらっしゃると思いますが、ぜひですね、退職後、地域貢献に御参加していただき、ますます自分のための活動に取り組んでいただきますよう、よろしくお願いをいたしまして、私からの全ての質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

議長（藤原健祐君）

以上で、1 番、下川芳樹君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定をいたしました。

次の会議を、10 日の午前 9 時とします。

本日は、これで延会します。

延会 午後 4 時 40 分